

# 経済科学通信

## 第18号

1977年4月

### 論 文

- ヨーロッパにおける国家独占資本主義  
論争の主要論点によせて……………池 上 悅 (1)  
地主的土地区画整理事業と南部経済の変貌過程……………藤 岡 悅 (9)  
アダム・スミスの国家論……………中 谷 武 雄 (22)

### 学会動向

- 日本財政学会第33回大会……………鈴 木 茂 (31)  
経済理論学会第24回大会……………後 藤 康 夫 (35)  
社会政策学会第53回大会……………伍 賀 一 道 (39)

### 書評

- 坂井昭夫著『国際財政論』……………杉 本 昭 七 (42)  
保田芳昭著『現代マーケティング論』……………加 藤 義 忠 (45)  
熊野 聰著『共同体と国家の歴史理論』……………吉 田 秀 明 (51)  
南 克己著「戦後重化学工業段階の歴史的地位」……………吉 田 文 和 (57)

### 経済科学運動

- 民主教育の創造と教育労働者の課題……………岡 武 祐 史 (61)  
婦人研究者の実態と婦人研究者運動……………横 田 綏 子 (71)

### 活動日誌

- 広がる基礎研運動とその特徴……………事 務 局 (77)

基礎経済科学研究所



《論 文》

ヨーロッパにおける国家独占資本主義

論争の主要論点によせて (2)

池 上 悅

はじめに

国家独占資本主義にかわって、組織資本主義というヒルファーディングの命題を復活させるうごきのあることは前稿で検討したとおりであるが、この主張は、現代の資本主義の一つの側面、とりわけ、官僚制の問題を極度に拡大して、全ての現象の説明の基本原理にしようとしたものであって、国家独占資本主義論争史におけるヴァルガの主張の水準にさえ一步おくれをとる内容のものであった。しかし、ヴァルガ理論の批判的な総括さえいまだに不充分な段階では、コッカらの提起も論争を深めるきっかけの一つとなるであろうことはすでにみた通りである。

本稿では、「組織資本主義論」と並ぶいま一つの国家独占資本主義論批判の典型として、E. マンデルの「後期資本主義論」をとりあげてみよう。彼が1972年にズールカンプ社から出版した「Der Spätkapitalismus」(後期資本主義)は、その序文によれば、1970—71年に西ベルリンの自由大学の学究との交流をふまえ、「西ウクライナのトロツキスト運動の共同の創立者」であったロマン・ロスドルスキイに奉げられている<sup>1)</sup>。1975年には、最近の資料を追加して英語版が出版されているので<sup>2)</sup>、これに主としてよりながらマンデルが何故に国家独占資本主義の概念を拒否し、後期資本主義という概念によ

っておきかえようとしたのか、そこからでてくる論争点は何か、を概観してみよう。

I 「資本一労働テーゼ」対「陣営間矛盾テーゼ」

マンデルは、この書物の16章で後期資本主義時代のイデオロギーを検討する際、「公認の」共産党に属するすべての理論家たちにも言及し、「いわゆる国家独占資本主義<sup>3)</sup>の理論は、後期資本主義の内的矛盾が消滅してしまったという誤った結論におち入ったと指摘している。マンデルの理論によれば、後期資本主義というのは、帝国主義段階、すなわち、独占段階の一層の発展を意味する概念であって<sup>4)</sup>、レーニンが、帝国主義の時代にマルクスの『資本論』の基礎上で展開したのと同じく、今日では、レーニンの帝国主義研究の基礎上で、「『資本論』においてマルクスが発見した資本主義の運動の基本法則の次元で、資本主義的生産様式の戦後史を説明しようとする試み」<sup>5)</sup>とされている。マンデルは後期資本主義概念の積極面として「伝統的な資本主義からのラディカルな継承性と非継承性（非連続性—引用者）」を表現しうることをあげ、資本主義が資本主義である限りもっている資本一労働関係、価値の増殖(Valorization, Verwertung)、価値の破壊(Devalorization, Entwertung)、資本の有機的構成の高度化、剩余価値率の上昇、利潤率の傾

向的低下、剩余価値の生産の条件と実現の条件の矛盾等々が、現代の（とりわけ、第二次大戦後の）資本主義的世界市場の構造という条件のもとで、超過利潤の源泉をどのようにして開発しながら展開されるか、を考察しようとする。その限りでは、マルクスが『資本論』で解明した一般法則の具体化をはかり、新しい市場と剩余価値の実現の条件のもとで資本と賃労働の対立が、後期資本主義の内部矛盾としていかにして古い資本主義から引きつがれ、新しい特徴をもつて至るかを解明しようとする、といってよいであろう。マンデル自身の主張によれば、したがって、後期資本主義の概念は、通常、国家独占資本主義がとりあつかう「恒久的な軍事経済」によって大企業に市場を保障するとか、新植民地主義によって先進資本主義国の市場を開拓するとか、国内において消費財市場の新しい開拓を試みるとか、といった新しい現象の説明や、国家の経済への介入を取りあつかわないという意味では決してない。

それでは、彼が、国家独占資本主義という概念を拒否する理由は何か？ それは、「国家独占資本主義論者」たちが、「現代世界の主要矛盾は、資本と労働との矛盾ではなくして、資本主義の世界陣営と社会主义の世界陣営との間の矛盾である」というテーゼを弁護しているからであるという。いわば、ここでは、「資本一労働テーゼ」対「陣営間矛盾テーゼ」が対立させてられていて、前者は、後期資本主義論、後者は、国家独占資本主義論、という対応関係にあるとされているのである。この対立のさせ方に、日本の読者はやや異様な印象をうけることは否定できない。なぜならば、例えていうと、日本社会における「労働者や住民」と「独占や官僚」との対決は、マンデルのいう「内的な矛

盾」であり、「資本一労働テーゼ」に合致する内容なのであるが、日本国内における階級的対立や矛盾の激化を社会主义陣営を守るために規制したり、抑制したりする、という発想は、今日ではあまり市民権がないからである。しかし、マンデルは執拗にこのテーゼ批判につきすんでいう。

「この概念のイデオロギー的根源を跡づけることはむずかしいことではない。それは一国社会主义の理論、すなわち、社会主义世界革命と孤立させられた諸国における社会主义経済の建設の開始との間の相互関係に関するレーニンの概念の否定である。この概念のイデオロギー的機能は一様に明白である。すなわち、帝国主義諸国における労働者階級の闘争をソヴェト官僚制の外交的マヌーバーに従属させることを正当化し、反資本主義勢力の過渡期をつくりだすための闘争を、反独占的同盟による民主主義をつくりだすための限定された闘争におきかえてしまうことが、意図されているのである。」<sup>⑥</sup>

この一節によるかぎり、マンデルの主張の中からトロツキズムの陳腐な一節、帝国主義戦争を内乱へ、革命的危機を改良主義の枠のなかにとじこめようとする民主主義革命論反対、というスローガンがひびいてくるかのような印象をうけるが、国家独占資本主義という概念の発生史がこのような解釈を果たして許すのかどうかはより立ちいった考察が必要であろう。

国家独占資本主義という概念をレーニンがどのような意味に用いたかについてマンデルは、1917—8年のドイツの戦争経済を叙述する際にレーニンが用いた概念であって、共産主義インターナショナルの綱領的文書では用いられていなかったことを主張しているが、私見によれば、これは誤りである。国家独占資本主義とい

う概念は、その起源を追求すると国家的独占という概念につきあたるが、これは、『帝国主義論ノート』に引用されている「バンク誌」の論文 (F.ピンナー博士)において提起された「國家に管理された私的独占」という概念にその起源をもつものであり、「收拾できなくなった私的産業を國家の補助で救済する」という意味であった<sup>1)</sup>。レーニンは、後の論文では、国家独占資本主義のことを「合法化された官金私消」とよんでいるので、この概念を官僚機構による独占の排他的な営業特権の法的、行政的確認の意味に用いるのが、発生史的にみて、おそらくはもっとも妥当であろう。いずれにしても、マンデルの主張によれば、国家独占資本主義という概念はソヴェト官僚制の弁護論だ、というのであるから、彼が「公認の」理論家の論理構造をどのように理解しているのか、それをつぎに検討してみなければなるまい。

## 〔注〕

- 1) Ernest Mandel, *Der Spätkapitalismus, Versuch einer marxistischen Erklärung* Suhrkamp Verlag, 1972. S. 9.
- 2) Ernest Mandel, *Late Capitalism*, Translated by Joris De Bres, NLB, 1975.
- 3) *Ibid.*, p. 513.
- 4) *Ibid.*, p. 513.
- 4) *Ibid.*, p. 10.
- 5) *Ibid.*, p. 11.
- 6) *Ibid.*, pp. 514—515.
- 7) 池上惇「国家的独占の基礎概念」『現代資本主義財政論』所収、有斐閣、1974年、50ページ以下をみよ。

## II 独占の規制と官僚機構

マンデルが公認の理論家第一号にあげているのはソヴェトの V. チェプラコフである。1969年、『国家独占資本主義』をあらわしたチェプラコフは<sup>1)</sup>、1950年代以来、ヴァルガに由来す

るテーマに触発されてクーシネンが編集した文献に登場し、公認の論文として長期間の生命力をもってきたとマンデルは判断した<sup>2)</sup>。マンデルによれば、チェプラコフは、国家独占資本主義を一方では、資本家的生産様式に固有の矛盾の産物とみなし、他方では、国際的、国内的な「ブルジョアジーの弱体化」と反資本家の諸力の強化による「新しい力関係に対する独占資本主義の反作用」であるとみなしている<sup>3)</sup>。前者が強調される限りでは、マンデルのいう資本主義の内的矛盾が強調されるであろうし、後者が強調される限りでは、国際的な「陣営間矛盾」を反映した独占資本主義の新しい状況への適応が強調されるであろう。そして、マンデルは、チェプラコフが、この二面的で折衷主義的な立場をとりつつも、結局は、国家が諸矛盾に対応し、資本蓄積を促進して利潤を高めるために再生産の社会的性格をつよめ、ついには、国家が競争を制限して、資本主義のなかに計画性をもち込むと主張しているものと判断する。

資本主義国家が、独占の資本蓄積を援助する道具であるとともに、その道具は、独占に対して相対的な独自性をもつものと考えるならば、チェプラコフの主張は、前者を強調する限りでは、独占と国家の癒着、いわゆる「融合テーゼ」が正面にうちださるために、労働者階級や住民は、孤立した資本家だけでなく、国家そのものとの対決をつよめざるをえなくなる。他方、国家が独占に対して道具としての相対的独自性をもつ限り、労働者や住民が民主主義勢力として、国家統制のテコをにぎり、行政をねじふせる課題をすすめるならば、「独占に対してそれらを用いる」こともできることになる。マンデルは、この「独占を規制する」可能性をチェプラコフがみとめていることに我慢がならない

い。マンデルは、「民主主義的諸計画は生産手段に対して自由な支配権をふるっている独占資本を規制し、企業の管理に対する労働者階級の参加を保障するような国家の介入を必要とする」<sup>4)</sup> というチェプラコフの主張を引用してから、ついに、「チェプラコフの修正主義」ときめつけている。マンデルの考え方からするならば、「陣営間矛盾」をふくむ諸矛盾に直面して、それに適応するための国家機構を肥大化させた独占資本主義が、生産の社会的性格をつよめ、労働者や住民の「参加」の条件を成熟させて、ついには独占を規制する手がかりを国家機構のうちに見出すという主張は、両陣営間矛盾のつよまりのお蔭で、帝国主義諸国の人民は資本主義体制の内部で民主主義的反独占規制ができるようになったという見解につながり、民主主義的要求を正面にすることによって、資本家階級を労働者階級が打倒し、権力を握る、という課題を副次的なものとしてしまった、ということになるのであろう。この主張によって、帝国主義諸国の労働者階級は、民主主義のためのたたかいの枠内にとじこめられ、国際的には、一国社会主义建設を援助するための「平和共存」の体制の枠のなかに封じこめられて革命性を失うということになるのであろうか？もし、このような主張が正しいとすれば、国家独占資本主義論は、スターリン主義の現代版であり、ソヴェト官僚制の弁護論である、ということになってしまふであろう。

しかし、よく考えてみると、マンデルのこの主張はかなり強引なこじつけという印象もぬぐえないと思われる。チェプラコフの主張の是非はともかくとしても、資本主義のなかから、資本主義の営業の自由を規制し、資本の横暴をとりしまる法律や制度がでてくる、という事實を

否定することは、マンデルの好んで引用する『資本論』の叙述をみても、まず、不可能なようと思われる。例えば、工場法は、資本の営業権の一部分であった労働時間の自由な延長の権利を社会的に規制し、工場監督官という公務員によって、その実行を監視せしめたし、義務教育制度や、保健制度や、労働者や住民の権利を守る法律が無数に生まれてきたこと、現代では、国有化、公有化、財政と金融の住民本位の運営、公害、環境規制の法律と行政体制が生まれることは、否定のしようがないからである<sup>5)</sup>。この事実をみとめるものを修正主義とよぶのであれば、マルクスやエンゲルスやレーニンはすべて修正主義者であろう。マンデルは、資本の営業の自由権を制限する改良が、単なるマヌーバーとして、労働者や住民をだます手段になるのか、それとも、実質的に独占を規制して、國家権力を社会の多数者が掌握する前提をつくりだすのか（すなわち革命の条件を成熟させるのか、否か？）についての検討を何らおこなわないままに性急に結論を急いだ。しかし、科学的社会主義の理論家たちはマンデルやチェプラコフの水準をこえて、改良が革命にむかうか、それともマヌーバーに止まるかの分水嶺を慎重に検討した。例えばマルクスは、工場法が、労働者の権利を守りうるためには、工場監督官の活動が、労働者本位になりうるかどうか、地域の裁判所の判決が、どうでるのか、など、公務員の労働における権利と、住民の自治権の発展の度合いをたえず問題にし<sup>6)</sup>、フランスの政治史をとりあつかう場合には、地方自治の権利と教師の自由な教育の権利が保障されるならば、住民の発達を保障するはずの制度が、ナポレオンの人事権に教師が従属させられると、住民を支配する道具にかえられるてしまうことを考慮し

た<sup>7)</sup>。ましてやパリ・コンミューンがおこると、議員や公務員の労働権を保障するかどうかが教育や福祉や警察の行政を住民本位に遂行できるかどうかのわかれ目とみている<sup>8)</sup>。エンゲルスは、軍事をになう公務員としての兵士に目をむけ、兵士が、労働者や農民から補充されつづけると、住民と公務員（兵士）の連帶は容易となり、兵士が、国家権力から貸与される行政の手段としての兵器を住民にむけないで少數の特權的官僚層にむけたとき、革命がやってくると述べた<sup>9)</sup>。また、パリ・コンミューンの失敗の原因を分析してパリにある銀行をコンミューンが規制しなかったこと、すなわち、大資本の営業の自由権に手をふれなかつたことをあげている<sup>10)</sup>。

これらは要するに、官僚機構が社会からでて社会の上にたち、社会成員の利益とは合致しない形で機能している限り、いかなる民主主義的法律も容易に形骸化され、資本の蓄積をむしろ促進する役割を果たすけれども、住民が官僚機構にメスを入れ、それを民主化している限りは、公務員を住民の権利のない手として「一定の限度内で」機能させることができ、官僚機構の拠点である軍隊が住民の利益と合致する行動をとれば、それを中心として銀行や大企業に対する規制は一定の限度をこえて、きわめて大きな力を発揮することができるようになるということであろう。官僚機構とその民主化問題を抜きにして、チェプラコフのように危機に直面した独占体が国家機構を肥大させ、官僚の独自性をつよめ、独占に対する規制の可能性がここからでてくる、と考えることはできないし、マンデルのように、資本主義の枠のなかでの改良や民主主義の意義を過少に評価することもできない。官僚機構を民主化できれば、国家独占

資本主義がつくりだした生産、流通の社会的性格の発展、簿記、記帳、統計、交通、通信、金融、マス・メディアの機構は、独占の営業の秘密や営業の自由を規制するための巨大な装置に一変する。国家独占資本主義が、生産や流通や分配の社会的な性格を発展させるという事実から、ただちに民主的規制の可能性を主張することは従来、日本の国独資論争にしばしばあらわれた「生産力説」とよばれる風潮であるが、チェプラコフの主張がこの点でやや明瞭さを欠くのは、おそらく事実であろう。生産や流通の社会化は、それ自体としてみれば、私的所有と商品生産の基礎上では、独占と官僚の強化としてあらわれることが多く、ただちに、それが民主主義や社会主义の物質的基礎として機能することは考えにくい。

むしろ、考えなければならないことは、資本主義のなかから、官僚機構を民主化し、あるいは、それを否定する契機が、どのようにして合法則的に生みだされてくるのかをこそ検討するという問題であり、より端的にいえば、公務労働と住民との利益の合致する傾向を必然的なものとして論証する、という課題なのであった。だが、この課題は、ヨーロッパにおける国独資論争からではなくて、他ならぬ日本における公務労働論や、国家独占資本主義論のなかからむしろ解決の緒口があたえられてきていた<sup>11)</sup>。住民の統治能力の発展や官僚機構の民主化問題を抜きにして相もかわらずスターリン主義か、修正主義かを論じている西ヨーロッパの状態は、この点に関する限り、やや後進的な現象であるといえるかも知れない。マンデルはさらに筆をすすめて、東ドイツのツィーシャンクや、フランスのボッカラに批判の矢をむけてゆくが、論旨はほぼチェプラコフにむけたものと同一であ

るから検討は省略しよう。ただ、フランスの国独資論は、チェプラコフとは異なる新しい問題を含んでいるので、この理論の検討は、次の小節において言及することにする。

## 〔注〕

- 1) Victor Cheprakov, *Le Capitalisme Monopoliiste d'Etat*, Moscow, 1969.
- 2) V. Kuusinen (ed.) *Les Principes du marxisme-Léninisme*, Moscow, 1961.
- 3) E. Mandel, *op. cit.*, pp.516~517. Cheprakov, *op. cit.*, p. 15, pp. 516~18.
- 4) Cheprakov, *op. cit.*, p. 460.
- 5) 資本の営業の自由権を規制する法律ができるということと、資本間の競争が緩和される、ということは同義ではなく、現実には、資本間の競争はかえって激化する、という事実もまた、マンデルはみようとしていない。例えば、工場法ができれば、中小資本も労働時間の延長ができなくなるから、大資本よりも労働時間を長くして大資本に対抗することは不可能となり、大資本と中小資本の競争は激化し、大資本への集中化傾向はつよめられる。K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I. S. 494 ff. (『資本論』大月版、第1分冊、613ページ以下)
- 6) 『資本論』、第1版序文、第1部、第3編第8章、6、7節、第13章、第9節をみよ。
- 7) K.マルクス『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』岩波文庫版、74ページ。
- 8) K.マルクス『フランスの内乱』岩波文庫版、94ページ以下。
- 9) F.エンゲルス『反デューリング論』国民文庫版、第2分冊、330ページ。
- 10) 「ドイツ語版『内乱』第3版に対するエンゲルスの序文」、前掲『フランスの内乱』166ページ。
- 11) 池上惇『財政危機と住民自治』青木書店、1975年。

## Ⅲ 「内的論理」と国家の地域性

後期資本主義の概念はマンデルがはじめて提起したものではない。R. ヒルファディングは1926年のドイツ社会民主党キール大会の報告において、W. ゾンバルトが、「後期資本主義」の概念を使用しており、ヒルファディングとして

はこの概念の使用に賛成できない旨を表明している<sup>1)</sup>。してみれば、第一次大戦という新しい局面を経た資本主義の歴史的段階を規定するための造語であったことは事実であろう。第二次大戦後の資本主義の新しい局面を理解するためには、マンデルが提起した後期資本主義論は資本主義の歴史的な段階を表現する一つの方法としてはそれなりにうなづけるものではある。しかし、すでにみたように、マンデルがこの語にあたえた独自の内容は普遍性をもちうるにはあまりにも偏狭にすぎるものであろう。資本主義の発展の新しい局面や段階を表現するものとしての全般的危機や一般的危機の理論をより深めて検討することの方がおそらくは生産的なのではあるまいか？

もし、問題をこのように立てた場合には、全般的危機と国家独占資本主義の関係を改めて理論的に検討しなければならない。その場合には、資本主義の新しい局面や段階と、その土台の上で運動する資本や独占、金融資本や、国家、官僚機構の関連を総体として問題にせざるをえなくなるであろう。その場合、従来の国独資論争において、「資本や独占の内的論理」と通常いわれている問題と、「全般的危機への資本や独占や国家の対応」といわれているものとの間の相互関係を問うことは決定的に重要となってくる。日本では、宇佐見誠次郎、故井上晴丸両氏の1950年代における国独資論は、国独資の「内的論理」を資本主義社会における利潤率の傾向的低下の法則と、それに対する国家の介入による利潤確保の体系としてつかみ、この「内的論理」が、第二次大戦後の全般的危機の諸条件のもとでどのように運動するかに着目しようとしていた<sup>2)</sup>。故手島正毅教授の国家独占資本主義論<sup>3)</sup>や、フランス、イタリアの国家独

占資本主義論も、ほぼこれと同じ構成をとっているとみてよく、利潤率の傾向的な低下の法則の現代における発現の形態として国家独占資本主義を把握しようとしている<sup>4)</sup>。

この見解に対しては、すくなくともつぎのように論評を加えることができるであろう。

一つは、利潤率の傾向的低下の法則、ひいては、資本蓄積の法則と、それに対する国家の反作用、あるいは資本蓄積の促進という角度から国家をつかむという観点は、資本蓄積と国家の関係をきわめて外面向にしか、つかむことができないという限界をもつ、ということである。なぜなら、資本蓄積の過程は、多くの場合、地域社会における住民の生活や納稅行為、共同体や家族の存在形態に反作用をおよぼし、公務や国家行政の膨張のために、無数の材料を提供するという事実が、みおとされるからである。エンゲルスが『反デューリング論』で述べているように、社会成員が、私的利害によってひきさかれ、共同体や家族が資本主義によって徹底的に解体させられればされるほど、社会の共同業務としての不慮の災害、戦争に備えての備蓄、治山治水、警察、交通、教育、文化、芸術などは、社会成員の共同の利益から切り離され、租稅の権力的徴収と、地域による住民の区分にもとづいた官僚機構に転化せざるをえなくなる<sup>5)</sup>。資本主義の発展と官僚機構の発展とは併行してすむ合法則的な過程なのであって、両者を切り離して論じることは妥当ではない。

国家の資本蓄積への対応を問題にする場合、国家の物質的基礎である人口と納稅が、資本蓄積によってどのように変化したか、変化によって、どのような新しい「行政需要」が発生したかを抜きにして抽象的に論じることは大きな限界をもつ。例えば、保育所をつくる、という一

つのケースをとりあげてみると、資本蓄積への国家の対応という点からみると、保育所は、労働者や住民の要求にたいする譲歩であるとともに、資本は、この譲歩を労働力の有効利用と支配の手段に利用し、それによって、資本にとっての利潤増加の手段とする、という分析になってしまう。しかし、保育所は、資本蓄積の地域における展開の結果、ともばたらきがふえ、所得税の納稅者がふえ、それまでは家族内の相互扶助の機能によって支えられていた保育活動を単なる家族内の労働から、地域社会や自治体の雇用する保育労働者になわせる過程であり、厚生省の行政の材料を拡大する過程でもある。國家が、資本蓄積に反作用する場合は、この過程をふまえた上で、保育所が住民自治の力によって規制される限りでは、住民の生活の改良の契機となり、保育所が厚生省の官僚的行政の枠のなかにとじ込められている限りは、福祉労働者の低賃金、労働強化の土台の上に厚生官僚の権限が拡大し、「低福祉、高負担」による住民支配のつよまる過程でもある。保育所が資本蓄積の手段となるかどうかは、この点をふまえた上で検討すべきであって、抽象的な「国家の対応」によるべきではない。

さらに、第二に、重要な点は、国家の対応は、かならず一定の技術によって装備された行政の手段と公務労働の組みあわせによっておこなわれるということである。このくみあわせを実現するためには、民間からの技術や物品や機械の購入をおこない、公務員を雇用しなければならぬ。国家の資本蓄積への対応は、この限りでは、行政の技術の水準と公務労働論を抜きにしては成立するはずがない。

このような方向に目をむけてゆくと、官僚機構が、大企業の技術を行政に移植する形で、住

民の生活の必要からでてくる行政需要を住民の上にたつ官僚機構にたかめてゆこうとする傾向を把握できるであろう。そうなれば、住民と公務の分業の拡大の条件の考察とともに、住民と公務が官僚機構の民主化をつうじてふたたび合体する傾向についても当然に考察の目がゆくにちがいない。これこそ、公務のない手の労働者化と、住民すべてが教育と訓練をうけて統治をにぎる条件が成熟するとの見通しを国家独占資本主義論が引きだしうる根拠となるであろう。日本における地域・自治体研究の蓄積は、国家の地域性に着目することによって、この方向に一步一步近づきつつあったので、西ヨ

ーロッパにおける論争をのりこえうる基礎がここでもすでにあたえられているとみてよいのである。(1977. 3. 1)

〔注〕

- 1) R. Hilferding, "Die Aufgaben der Sozialdemokratie in der Republik", Parteitag zu Kiel, Mai 1927.
- 2) 井上晴丸、宇佐美誠次郎『国家独占資本主義論』潮流社、1951年。
- 3) 手嶋正毅『日本国家独占資本主義論』有斐閣、1966年。
- 4) フランス共産党中央委員会経済部、『エコノミー・エ・ポリティック』誌編、大島雄一他訳『国家独占資本主義』上・下、新日本出版社、1974年。
- 5) 池上惇「国家独占主義と地方自治」『地域と自治体』第5集、自治体研究社、1976年。

# 地主的土地区掃と南部経済の変貌過程

—現代アメリカ資本主義分析の一視角—

藤 岡 悅

## I はじめに——南部プランテーションの経済的動向と本稿の課題

これまで筆者は、南部地域<sup>1)</sup>に特有の農業・土地制度として有名なプランテーション制度をとりあげ、第二次大戦前後の時期におけるその経済的動向の統計的析出と検討に努めてきた<sup>2)</sup>。その結論を、本稿の課題にひきよせて今一度要約するならば、ほぼ次のとおりである。

(1) 南北戦争後も南部全域で、程度の差はあれ広範かつ根強く残存することとなった・あの黒人差別制度をはじめとした隸属的な社会制度の体系は、かつての奴隸主=プランターの大土地所有が、土地に飢えた農民を半ば奴隸・半ば市民の「小作農」の状態で支配する力を完全には失なわなかつたという・奴隸制の不完全な解消から生じた事情と密接に結びついている。その意味で、プランテーション制度<sup>3)</sup>が、南部における古い・隸属的な社会制度の最大の堡壘であり、かつそれ自身その集中的体現物でもあることは、紛れもない事実である。

しかし他面では、南北戦争後には、プランテーションの内部にも貨幣と資本の運動が生まれ始めたという新たな傾向の発生——たとえ、それがどんなに萌芽的なものであったとしても一一を無視することができない。

すなわちプランテーションの現実の構造においては、新たに生まれいでた貨幣と資本の運動

(新しい特質)が、隸属的関係を強制する土地所有の力(古い特質)を、制限された・不完全な・衰弱した状態にひきとどめたとすれば、他方古い土地所有の力が貨幣と資本の運動を原始的な・未展開の・不完全な状態に制限したのである。

まさにこのような意味で、プランテーションとは、古い特質と新しい特質、その過去と未来とが、相互にその完全で純粹な発現・運動を制限しあいながら絡みあつた・いわば過渡的な制度と言いうるのである<sup>4)</sup>。

(2) このようなプランテーションの経済構造は、第二次大戦前後の時期には急激な変貌をとげ始めることとなった。前稿で筆者は、プランテーションの最密集地帯として有名なミシシッピ州とくにデルタ地域の事例を中心に、この変貌過程を詳細に検討した<sup>5)</sup>。そこでは「小作農」の土地からの追いたてによって、地主自らが、古い土地制度の破壊を強行し始めたこと(いわゆる地主的土地区掃)，その結果「小作」制は急速かつ全面的に賃労働制に駆逐されつつあり、プランテーションは大量の純粹の賃労働の雇用と機械化を特徴とする資本主義的大農場に向って大規模かつ急速に移行しつつあるという傾向を確認することができた。

本稿は、以上のような到達点をふまえたうえで、分析の歩みをもう一步だけ進めようとするものである。すなわち本稿は南部経済全体の動

向を大把みに概観する作業を通じて、上述のプランテーションの経済構造の劇的な変化それ自体の有する意味および役割を一層広い視野と展望の下で把えかえそうという試みである。つまり本稿は、これまでプランテーションの構造変化を追究してきた筆者の眼で南部経済をいわば鳥瞰したばあい、南部経済の構造についてさしあたりどのようなイメージが浮びあがってくるか、その基本線の大要を素描しようとする試みであるといつてよい。

もとより現代アメリカ資本主義論についてはもちろん南部工業論についてもいまだ素人の域をでない筆者にとって、本稿の作成過程において幾多の疑問点・不明点がたち現われてくることは避けられなかった。そこで本稿の最後に、卒直にこれらの諸点を提示し、研究所内外の専門家からの教えを請いたいと考える。

## 〔注〕

- 1) 本稿では南部の範囲を、特に明示しない限りセンサス統計のそれに従い、アラバマ・アーカンソー・デラウェア・フロリダ・ジョージア・ケンタッキー・ルイジアナ・メリーランド・ミシシッピ・ノースカロライナ・オクラホマ・サウスカロライナ・テネシー・テキサス・ヴァージニア・ウェストヴァージニアの16州およびワシントン D. C. からなる地域とする。
- 2) 詳しくは筆者の連続論文、「第二次大戦前後ににおけるミシシッピー州農業の資本主義的性格」『経済論叢』第113巻第2・3号、昭和49年2・3月（以下「第1論文」と略記）；「プランテーションの統計的概観」『経済論叢』第115巻第1・2号、昭和50年1・2月（以下「第2論文」と略記）；「プランテーションの経済構造」『土地制度史学』第70号、1976年1月（以下「第3論文」と略記）を参照されたい。
- 3) プランテーションとは何か、プランターは一般的地主とどう異なるのか、ということはたち入って考察すればなかなか複雑な問題である。しかしここではさしあたり、南部の大規模な地主をプランター、その經營をプランテーションと解する程

度にとどめておく。この点の詳細については、拙稿、第2論文117—119ページを参照。

- 4) この点については主として、拙稿、第3論文11ページを参照。
- 5) この点の詳細については、拙稿、第3論文14—22ページを参照のこと。

## II 大恐慌勃発時の南部経済の特徴

## (1) 資本主義発達の異常なたち遅れ

大恐慌の勃発にいたるまで南部経済をもっとも著しく特徴づけてきた・周知の事実は、合衆国その他地域とくらべたばあい、そこでは経済活動が信じられないほど不活発であること、商品経済と資本主義の発達がもっともたち遅れているということであった。南北戦争前には南部地域は、奴隸制の支配する・生産力の点でも社会制度の点でも極度にたち遅れた農業地域として、資本主義の発達のめざましい他の諸地域と著しい対照をなしていた。ところが奴隸制を廃止し、資本の運動が南部でも本格的に始まった南北戦争後の時代になっても、南部と他地域との経済発展上の巨大な格差はほとんど縮まらなかつた。否、ある時期には、この格差が逆に拡大する傾向さえ生じたのである。

いま試みに南部の工業的発展の指標として、製造業に従事する雇用労働者数の地域的分布の統計をとりあげてみよう。人口数で全国の約1/3弱を占める南部地域（16州）は、1899年に、全国の製造業労働者の16.2%を雇用していた。ところが20年後の・大戦景気に湧く1919年には、この比率は16.0%に低下した。さらにこの当時の南部にあって、ひとり大量の植民者を集めて勃興しつつあったテキサス州を例外として除外すれば、上の比率は1899年の15.4%から20年後の14.7%へと一層顕著に低下したのである<sup>1)</sup>。

かくして大恐慌勃発時においても、南部13州の隔離した経済的後進性は、全ての主要指標において争う余地のないものであった（第1表参照）。すなわち第一に、南部以外の諸地域では農業人口の割合は、すでに人口の1/7近く（15%）にまで稀薄化しているが、ひとり南部は人口の1/2近く（43%）がなお農業に従事する際だった農業＝農民密集地域であることがわかる。しかも後述するように南部においては、前近代的な土地関係が優勢に展開しているため、時代遅れの農具とやせほそった驛馬とで「土地の表面をひっかく」だけという極めて生産性の低い・原始的な・孤立分散的な農業が支配的であった。

第1表 南部(1)の経済的後進性（1930年）

指標	南部	他地域
全人口中の農業人口の比率 %	43	15
全人口中の工業人口の比率 %	14	26
全人口中の都市人口の比率 %	34	66
1人あたりの年間貨幣収入額 ドル	322	624

(1) デラウェア・ウエストバージニア・メリーランドの3州を除外。

(出所) A. Leiserson(ed.), *The American South in the 1960's*, 1964, p. 23より作成。

第二に上の事実の対極に位置することであるが、工業に従事する人口の割合は南部ではわずか14%であり、他地域（26%）の半分強にすぎない。南部では工業資本主義の発達が著しく遅れていることは、疑う余地がない。

第三に、以上の条件の下では南部における都市の発達が著しくたち遅れるという傾向もまた避けられない。事実1930年には、他地域では人口の2/3弱（66%）がすでに都市に居住するの

に対して、南部ではその比率は僅か1/3強（34%）にすぎない。

最後に指摘せねばならないことは、南部住民の貨幣収入額は1人あたり年平均322ドルであり、この額は他地域居住者の平均額（624ドル）の1/2強にすぎないという事実である。南部人の購買力の異常な低さを示すこの事実は広く知られているように、南部農業がなお広汎に自給経済部分を随伴していること、古い土地関係が現物前貸・現物地代を特別に普及させ、耕作者の生活水準を動物的レベルにまで退化させていくこと等々の総結果とみなければならない。

上の事実からさしあたり次の2点は明らかであろう。すなわち第一に、南部地域が大工業＝独占資本に提供する国内市場は、その深さにおいても広がりにおいても他地域と比べて異常に狭隘な・極度に不十分なものだということ。第二に南部の経済生活においては、貨幣の権力は他地域のような強さをいまだ發揮するに至っていないこと、がそれである。

## （2）たち遅れの主因

それでは南部における資本主義発達のたち遅れを招いた原因はどこにあるのか。すでに前稿で詳述したように、その最大の原因是、南北戦争は奴隸制をくつがえしたとはいえ、絶滅はしなかったこと、換言すれば南北戦争後もかつてのプランターに属する大土地所有が、黒人を中心とする小作農をいわば半奴隸＝半市民の状態で支配する力を完全には失なわなかつたことを求められねばならない<sup>2)</sup>。この前近代的な大土地所有の力能<sup>3)</sup>こそが、生まれいでた資本の運動を生産ではなく商業や高利貸業等の原始的諸形態に逃避させ、貨幣経済の発展をおしとどめ、生産力の発達を麻痺させた主因である。

大土地所有の優勢な展開という条件の下では、あのイギリス地主制と一種似かよった諸関係が、すなわち家父長制的・貴族主義的な社会関係および精神的雰囲気<sup>4)</sup>が、南部農村をおおうことには避けられなかった。また南部農村におけるこのような社会構造が、南部全域の全ての社会関係に大なり小なりその影をおとしたこと、都市における資本・賃労働関係でさえ、その影響から無縁ではありえなかつた<sup>5)</sup>ことは当然である。

このような状況が必然的に、プランター・地主階級をして、南部政界の最有力者たらしめたのであり、南部全域に農本主義的な「地主寡頭制」と呼ばれる特有の政治体制を普及させたのである。

南部州政府は伝統的に工業化＝資本主義促進政策に消極的な立場を堅持したことは有名な事実であるが、その背景には工業化は、土地に半ば緊縛された従順な労働力の大量的・安定的確保を不可能にするという地主階級の恐れ＝正しい階級的本能が隠されていたといつてよい。

#### 〔注〕

- 1) 以上の数値は、D. B. Dodd・W. S. Dodd, *Historical Statistics of the South 1790-1970*, 1973, pp. 66-73より計算した。
- 2) 拙稿、第3論文3ページ参照。またこの点の一層たち入った説明については、大塚秀之「南北戦争後南部農業の展開」『神戸外大研究年報』第10号、昭和47年外一連の労作を参照。
- 3) レーニンは、この土地所有の性格を「すぐれて半封建的な、または経済的な点ではそれと同じことなのだが半奴隸的な」ものと特徴づけ（レーニン「農業における資本主義の発展法則についての新資料」邦訳全集22巻15ページ）、「半封建的性格」と「半奴隸的性格」という2つの規定を事实上等置する立場にたっている。この等置の是非についての検討は、今後の課題として留保したい。
- 4) 合衆国の経済学者 W. H. ニコルズは、南部の土

地貴族制とそのモデルとしてのイギリス地主制との興味深い比較をおこなっている。W. H. Nicholls, *Southern Tradition and Regional Progress*, 1960, の chap. 3を参照。

- 5) A. F. Raper・I. D. A. Reid, *Sharecroppers all*, 1941は、南部の全ての勤労者が濃淡の差はある、シエアクロッパーの影を背負っている情景を見事に描きだしている。

### III 地主的土地清掃の急進展

#### (1) 大恐慌＝危機の深刻化とニュー・ティールの南部政策

恐慌とは資本主義に固有の現象であること、無政府的な商品経済の一般的基礎上で生ずる生産力の一見無制限の発展傾向と、勤労者大衆の低い生活水準によるその現実的制限という資本主義に内在する矛盾こそ、恐慌勃発の一般的原因であることは、周知の事実である。

ところが合衆国で生じた具体的な大恐慌を研究するばあい、恐慌の発現を特別に強める役割を果した特殊事情としていわゆる南部問題（南北間の資本主義の異常な不均等発展の問題）の存在<sup>1)</sup>を指摘しないわけにはいかない。なぜなら、もっとも先進的な金融資本の卓絶した生産力と南部におけるもっとも遅れた土地制度・野蛮な社会状態・狭隘な市場との間の隔絶した矛盾が、恐慌を生みだす資本主義固有の矛盾と絡みあうことによって、恐慌を特別に深刻化させたと考えられるからである。

かくして大恐慌を契機として現実生活の矛盾が、南部の古い土地関係・社会関係の破壊の課題を否応なしに歴史の前面へおしだすこととなった。大恐慌から資本主義を救いだす事業を自らの歴史的使命として登場した大統領 F. D. ルーズベルトが、南部問題の解決＝南部の近代化を合衆国の当面する「最重要の国家的課題」で

あると宣言した時<sup>2)</sup>、彼は上の事情を明瞭に理解していたように思われる。したがって、南部問題をめぐる議論が沸騰し、無数の実態調査と改革案の勧告が繰返され、また問題解決の方法をめぐる対立と闘争が未曾有に尖鋭化したことが、ニュー・ディール期アメリカの際だった一特徴をなしている。

大把みにいえば、南部問題の解決には客観的に2つの対立しあう方法が可能であった。その一つは、地主にもっとも有利なように、地主自らが古い土地関係を破壊する方法である。いま一つは、小作農をはじめ農民大衆にもっとも有利なように、古い関係を破壊する方法に他ならない。後者の方針のもっとも完全で純粹な形態は、プランター的大土地所有の没収・解体=土地革命の実施であり、アメリカ共産党が追求した方向である<sup>3)</sup>。

しかし現実の闘争は、大土地所有にほとんど手を触れないままに終結せしめられ、地主にもっとも有利な第1の方向が現実に貫徹する結果に終ることとなった。

ニュー・ディールの農業=土地政策は、上の帰結をもたらす上で二重の意味で決定的な役割を演じたようである。第一の決定的役割は、主として南部農業を対象として実施された大規模な作付制限政策によって果された。すなわち作付制限は一方では、地主経営が抱えていた小作農数を今や過剰なものに一変させ、過剰小作農の追いたてを促進した。他方では作付制限政策は、小作制度の維持そのものまでも割にあわないものに変えることとなった。というのはこうである。作付制限の実施は地主階級に経営の集約化=生産力の増強の必要性を痛切に自覚させるものであった。そしてそのための農業の機械化たとえばトラクターの導入は、小作制度の貨

労働使用大経営への転換を技術上の必要事として強制することになった<sup>4)</sup>。加うるに小作農を賃労働者に置換えたばあい、作付制限補償金の全額を地主に支払うという農業調整局の政策が賃労働者による小作農の駆逐を一層促進した<sup>5)</sup>からである。

いま一つの役割は、農民層からその上層分子を選別・援助し、農民内部からの資本主義的関係の発生を育成する政策体系によって果されたようである。自作農創設事業と農業経営改善事業がそれである<sup>6)</sup>。自作農創設のための土地購入融資として1937—1947年の間に2.9億ドル（その2/3は南部へ）投入され、この事業の最盛期たる1940年の時点で全小作農の2.6%（白人の上層小作農を中心<sup>7)</sup>）が、その恩恵に浴した。他方農業経営・環境改善のための農民向け融資として1938—1944年の間に10.3億ドル（その大部分は南部向け）が費消され、全農場の1/9がこの事業の恩恵に浴したといわれる。作付制限政策が小作農の追いたてとその賃労働による代價を促進したとすれば、これらの政策は、農民層内部から地主階級の同盟者=富農を育成することによって急進的な土地改革=土地革命を要求する農民の統一した闘争を分断し、土地革命を流産に導びくという客観的役割を果すことになったといってよい。

## (2) 地主的土地区画整理事業の規模と速度

かくして南部における古い土地関係は、地主自らの手によって崩壊せしめられることとなった。小作農の一部上層分子は、地主の所有地を買いとり自作農化し、経営内容を改善したとはいえ、残る圧倒的部分は、土地所有の権能を発動する地主によって容赦なく一あるいは鞭うたれ、あるいは住居を焼打ちされつつ一土地か

ら追いたれられ、飢餓と寒風のただ中へ身一つで「解放」される運命をたどることとなった。まさにマルクスが述べた「賃労働は……土地所有者自身によって創造される」という事態<sup>8)</sup>が大規模に生じたのである。他方地主は、小作農の住居・施設を跡かたなくとりこわし、零細な小作農場間の境界をとり払い、自己の經營を賃労働とトラクターを用いる資本主義的大農場へと改造していくこととなったことは前稿で詳述したところである。本質上この過程は、イギリス近代史上有名なあの「地主的土地清掃」*Clearing of estate*<sup>9)</sup>の一層ドラマチックな再現に他ならない。

第2表は、この地主による土地清掃過程の大規模さ・急速さ・深刻さをくっきりと示している。第一に1930年の南部において179.1万家族も存在した小作農は、1969年にはその1/13のわずか13.6万家族へと文字どうり地すべり的に減少したことがわかる。かくて南部の農場総数中の小作農場の比率は、かっての55.6%という高率からわずか11.7%へと減少したのである。

第2表 南部における小作制度の崩壊  
(単位:万農場)

	1930	1940	1950	1959	1969
(a) 南部の農場総数	322.4	300.7	265.2	164.5	116.1
(b) 南部の小作農場数	179.1	144.9	90.5	36.6	13.6
(b)/(a) (%)	55.6	48.2	34.1	22.2	11.7
(c) 南部のクロッパー農場数	77.6	54.1	34.7	12.1	—(1)
(c)/(a) (%)	24.1	18.0	13.1	7.4	—

(1) 調査対象から除外された。

(出所) *Historical Statistics of the U. S., Colonial Times to 1970*, p. 465 より作成。

第二に読みとれる事実は、大地主經營=プランテーションで好んで用いられたクロッパーという型の「小作農」の減少が、特別に急激であるということである。1930年には77.6万家族み

いだされたクロッパーは、1959年には12.1万に激減するに至り、ついに同年以降は統計上からその姿を消しましまうのである。この事実は、大地主=プランターによる土地清掃がとりわけ大規模かつ急激であったことを物語っている。

前稿でわれわれは、ミシシッピ・デルタ地域の事例を主たる素材として地主的土地区画の一断面を剔抜したのであるが、実際にはこの過程は、程度の差こそあれ南部全域で進行した一般的の現象であった、といわなければならぬ。

この地主的土地区画は、南部の隸属的社會制度の最大の堡壘であり、これまで資本の本源的蓄積・資本主義的蓄積進行の障害物でもあった、あのプランテーションの古い土地關係の破壊を意味した。とすれば地主的土地区画は、その限りで南部經濟の資本主義的發展・南部社會のブルジョア的進化の条件を整える作用を果したのではないか、という疑問が残された問題としてわれわれの前にたち現われてくる。この問題に接近するために、われわれは次に、南部經濟全体の現実の發展傾向を概観しなければならない。と同時に、古い土地關係の農民的破壊=土地革命と黒人差別制度の根絶をめざすニュー・ディール期の人民の民主主義的闘争が、再建期に次いで再度の敗北を強いられたという事情をも考慮しなければならない。したがって上の事情が、その後の南部經濟の変貌過程にどのような影響を与えたのか、という問題もあわせて次章で考察することとしよう。

#### [註]

- 1) R. E. マルケヒラは、南部問題の重大性を次のように表現している。「もし南部の住民一人当たりの所得が現在の285ドルから、全国平均の485ドルの水準まで引き上げられるならば、米国は輸出貿易総額の1倍半の新しい市場を獲得できるだろう。」

- R. E. Mulcahy, (ed.), *Reading in Economics*, 1954, p. 4, 尾上久雄「米国南部諸州における工業化政策の特質」『経済学論集』第9巻第1号, 1955, 97ページより重引。
- 2) F. D. ルーズベルトは、通称メレット委員会にあてた「南部の経済状態についての報告」委嘱状のなかで、こう述べている。「南部が現下のわが国におけるもっとも重要な経済問題・国家的問題を提起していると私は確信しています。なぜなら、まさに南部のかかる状態のためにわが国全体が経済的不均衡をきたしているからであります……」(U. S. National Emergency Council, *Report on Economic Conditions of the South*, 1938, p. 1)
- 3) たとえばHarry Haywood, *Negro Liberation*, 1948, 山岡亮一・東井正美訳『黒人解放』1957年の第6章およびV. Perlo, *The Negro in Southern Agriculture* 1953, pp. 114—117を参照。
- 4) 拙稿、第三論文、19—21ページを参照。
- 5) cf. D. H. Grubbs *Cry from the Cotton—the Southern Tenant Farmers' Union and the New Deal*, 1961 pp. 19—21。
- 6) これら事業の内容についての以下の叙述は、主として、秋元英一「FSA 政策史略説—後期ニュー・ディール農業政策の一断面—」『経済系』第100号、1974年5月によった。
- 7) この点については、秋元英一、同上、112ページを参照。
- 8) マルクス、『経済学批判要綱』、高木監訳、198ページ。なお尾崎芳治「本源的蓄積の諸問題」『経済科学通信』第15号、1976年5月、21ページをも参照。
- 9) マルクス『資本論』第1巻、邦訳全集23巻、952ページ。なお本多三郎「アイルランドにおける農民層分解と地主的土地区画」『経済論叢』第116巻3・4号、昭和50年9・10月における興味深い分析をも参照。

## IV 南部経済の資本主義的進化

### (1) 南部農村住民の大量移動

古い土地関係の破壊と一掃は、貨幣=資本の貪欲な・盲目的権力が南部農村において猛威をふるう条件をつくりだした。從来農村に沈没・

堆積していた大量の労働力は、生活条件の不断の動搖・大経営との生存競争の激化に抗しかねて、せきを切ったように北部・西部そして南部の新興都市へと移住することとなった。

第3表は、この傾向を総括的に表示している。すなわち1940年には1,640万人に達していた南部の農業人口は、1970年には僅か406万人まで激減した。つまりこの30年間に南部農業は、1,234万人もの労働力を他産業に供給したわけである。この人口の大量流出は、当然ながら南部の農業人口比率を激減させることとなった。すなわち1930年における43.2%という比率は、大戦後の1950年には25.2%に減少し、さらに1970年には6.5%にまで激減した。つまり南部においても農業人口の稀薄化は、1970年には他地域(4.0%)と大差ない水準にまで進むに至ったのである。まことにこの間の南部の農民数の急減は、その規模と速度において、戦後日本のそれにまさるとも劣らぬほど劇的なものであったといわなければならない。

第3表 南部農業人口の激減

(単位：万人)

年度	南 部			他 地 域		
	(a) 人口数	(b) 農業人口数	(b)/(a) (%)	(c) 人口数	(d) 農業人口数	(d)/(c) (%)
1930	3,786	1,636	43.2	8,492	1,417	16.7
1940	4,167	1,640	39.4	9,000	1,415	15.7
1950	4,720	1,190	25.2	10,448	1,115	10.7
1960	5,497	761	13.8	12,569	803	6.4
1970	6,280	406	6.5	14,208	565	4.0

(出所) *Historical Statistics of the U. S., Colonial Times to 1970*, p. 22, p. 457, p. 458 より作成。

かくして地主階級が永らく前近代的な方法で排他的に占有してきた莫大な南部の農村住民は、今や合衆国の全資本の前に平等に（とはい

え、合衆国の具体的条件の下では不可避的に独占資本にもっとも有利に)「解放」されたのである。他方、古い土地関係の一掃は資本が南部の地に根づく上での最大の障害物の破壊を意味したのであって、その限りにおいてその豊かな土地・資源・労働力を活用しつつ、南部でも商品経済と資本主義が発展することのできる環境・条件が創出されたのであった。

この過程は、まさしく資本の本源的蓄積過程に他ならない<sup>1)</sup>。したがって合衆国における本源的蓄積過程は、南部の地では他地域よりも遅れて、しかしそれだけにはるかに急速かつ劇的に進展した、といってよいであろう。

## (2) 工業化の進展

T・V・A事業に象徴されるように、ニュー・ディール期に入るとともに、連邦政府は南部の工業化促進政策を本格的に開始した。他方地主による古い土地関係の破壊が進むにつれて、南部州政府もまた、工業化促進の立場を次第に鮮明にうちだし(ある論者は、1939年を南部政界の工業化促進への最終的転換の年としている<sup>2)</sup>)、有名なミシシッピ州のBAWI計画のごとき工場誘致政策を大々的に実施するに至った。

当初この誘致に応えて南下してきた工場の相当部分は、労働者の闘争の地=北部を嫌い、無権利と低賃金で有名な・労働運動の不毛の地=南部へ「逃避」してきた・いわゆるランナウエイショップ runaway shop であった<sup>3)</sup>が、これは、資本がいまだ古い関係の残存する南部の地に根づきはじめる際にとる避けがたい形態に他ならなかった。

さて第二次大戦以降現在までの南部経済のもっとも際だった特徴は、この間の資本主義の急速な発展の事実であり、国内経済における南部

の比重の着実な逓増傾向であると思われる。事実、幾多の統計資料の示すところによれば、第2次大戦を画期としてかっての南部経済の停滞状況は一変し、最近では南部地域は、経済成長率において太平洋岸諸州につぐ第2位の高水準を確保するに至っている<sup>4)</sup>。

上の傾向を総括的に示す好資料として、1939—69年の農業外産業の賃労働者総数の州別増加率統計がある。この統計によれば、この30年間の農業外の賃労働者総数の増加率は、南部の両端に位置するフロリダ・テキサス両州のばかり、それぞれ430%・230%という抜群の高さを誇っている。両州について、ジョージア州は190%，ミシシッピ・ノースカロライナ・テネシーの諸州はそれぞれ180%という高い増加率を記録したのをはじめ、南部の全ての州の増加率は例外なく全国平均増加率(120%)を上まわるものであった<sup>5)</sup>。

以上の傾向の総結果として、合衆国における南部の経済的比重の著しい増大がもたらされることとなった。たとえば、農業外の主要産業が支払った賃金総額に占める南部の比重は、1969年には28.4%に達しており、この比重は同年の南部の人口比率(31.3%)にかなり接近するに至っている<sup>6)</sup>。

次に南部の経済的比重の増大過程を、本来の工業部門たる製造業に限定して若干の検討を加えておこう。第4表によれば、製造業に従事する賃労働者総数に占める南部の比重は、1947年の19.0%から漸次規則的に増大し、1972年には27.5%に達したことがわかる。また製造業労働者の生産した付加価値総額に占める南部の比重も、ほぼ同程度の増加を示している。

かかる工業生産中の南部の比重の増大傾向には、近時における南部への工場移転ラッシュ・

第4表 製造業における南部の比重の増大

(%)

	1947年	1958年	1967年	1972年
貨労働者総数 中の南部の比重	19.0	21.7	24.2	27.5
附加価値総額 中の南部の比重	17.3	20.1	22.7	25.5

(出所) *Statistical Abstract of U. S.*, 1975, p. 736 より作成。

工場の新設・拡張ブームが対応している（第5表参照）。すなわち1960年にはすでに、全国の工場・工場設備への新規投資総額の25.5%が、南部にむけられていたのであるが、1967年にはその比率は一層高まり、30.9%に達している。これらの比率は、当該年の製造業附加価値総額中の南部の比率（第4表参照）を大巾に上まわるものであって、この事実は、合衆国の工業における南部の比重の増大が将来も続くであろうことを予想させるものだといつてよい。

第5表 工場・工場設備への新規投資  
総額中の南部の比重

(単位：百万ドル)

	1960年	1967年
(a) 全国の投資総額	10,098	21,652
(b) 南部への投資額	2,574	6,682
(b)/(a) (%)	25.5	30.9

(出所) *Statistical Abstract of the U. S.*, 1970, p. 711 より作成。

### (3) 都市化の進展

南部における農業人口の劇的減少と工業化の進展は、不可避的に南部の急速な都市化をもたらすこととなった。「ブルドーザー革命」は、南部の地域的景観そのものを容赦なく掘りくずし、「木蓮の花匂う」という既成イメージを過去のものに変える作用を果したのである<sup>7)</sup>。

第6表の物語るように、他地域の都市人口比率は、1930年の66.4%から1970年の77.6%へ

第6表 都市人口比率の増大

(%)

年	(a) 南部	(b) 他地域	(a)/(b)
1930	34.1	66.4	0.52
1940	36.7	65.7	0.56
1950	44.0	65.8	0.67
1960	57.7	74.4	0.78
1970	64.1	77.6	0.83

(出所) *Historical Statistics of the U. S., Colonial Times to 1970*, p. 11 より作成。

という比較的緩慢なのび（11.2%増）を示したにすぎないのであって、南部地域は、1930年の34.1%から1970年の64.1%へと、実に30.0%の猛烈な増大を経験した。その結果南部の都市人口比率は、1930年には他地域のそれの52%にすぎなかったが、1970年にはその83%にまで達したのであって、この40年間に、地域間格差が急速に縮小したことは争う余地のない事実である。

特に注目すべきことは、南部における人口25万人以上のいわゆる大都市圏（SMSA）への人口集中傾向のめざましさである（第7表参照）。すなわち南部における大都市圏居住者比率は、1950年の36.8%から1970年の56.1%へと最近20年間に19.3%増加した。他方他地域の大都市圏

第7表 大都市圏（SMSA）(1)の発達

	1950年	1960年	1970年
南 部	SMSA 数 59	77	88
	SMSA 居住者 の全人口比 (%) 36.8	48.1	56.1
他 地 域	SMSA 数 109	135	155
	SMSA 居住者 の全人口比 (%) 64.3	68.8	73.4

(1) 郊外地域を含む人口25万人以上の大都市圏のこと。

(出所) *Historical Statistics of the U. S., Colonial Times to 1970*, p. 22・39より作成。

居住者比率は、1950年の64.3%から1970年の73.4%へと9.1%増加したにすぎない。つまり南部では、他地域の2倍以上のスピードをもつて大都市圏が形成されつつあるといってよい。

#### (4) 商品＝貨幣経済の発展

かつて南部の主要社会層であった小農民層の土地からの大規模な分離は、残存する自給経済部分を最終的に解体・消滅させた。そして賃労働者階級の大規模な創出と都市的生活様式の普及は、南部の社会生活の全ての部面に貨幣関係が入りこむ条件をつくった。

事実、第8表が示すように、商品＝貨幣経済の急速な発展が、最近の南部経済のもう一つの特徴である。

第8表 貨幣収入額(1) (1人当たり年間) の増大  
(単位: ドル)

年	(a) 南 部	(b) 他 地 域	(a)/(b)(%)
1929	623	1,335	46.7
1939	665	1,290	51.6
1948	1,200	1,860	64.5
1959	1,652	2,391	69.1
1969	3,072	3,957	77.6

(1) 1929—1959年の額は、57—59年のドル実勢をもとにして消費者物価指数の変動による補正を加えた実質収入額。1969年の額は名目収入額。  
(出所) A. Leiserson, ed., op. cit., p. 36 および Statistical Abstract of the U. S., 1970, p. 320 より作成。

すなわち1929年には平均的な南部住民は、他地域住民の得た貨幣収入額の僅か46.7%の貨幣しか手にすることことができなかつた。ところが同じ南部人は、1969年には他地域住民の77.6%の貨幣を獲得するに至つたという事実に示されるように、南部における貨幣経済の発展速度は、

他地域よりもはるかに急速であり、その結果貨幣収入額上の地域間格差は、明らかに縮小の傾向をたどっている。

この現象は、一部は、確かに代表的な低所得者層たる黒人住民の大量流出の結果であるが、他面より本質的には、南部経済における社会的分業の深まり=貨幣の権力の強化そのものの反映でもあることは、想像に難くない。と同時に、合衆国の全ての独占資本にとってこの現象は、その大工業のための大規模な国内市場が、新たに南部の地に創出されたことを意味することは明らかである。

さて、上述してきた古い土地関係の一掃、商品生産と資本主義の急速な発展といった南部経済に生じた一連の変化は、従来から南部の際だった特性とされてきたあの厳格な人種差別制度をはじめ家父長制的家族制度・貴族主義的価値観・ブルジョア的权利の欠如等々の社会的伝統に対して、どのような関わりをもつたのであろうか。

#### (5) 社会関係の一定のブルジョア的進化

たしかに南部における人種差別・労働者の無権利・労働運動の未発達・野蛮な社会状態に惹かれて「逃避」することから、資本は南部におけるその生活史を開始したのは事実である。しかしながら詳細な実証は省かざるをえないとはいえ、その後の事態の発展は、前近代的社会諸関係を必要な範囲と程度においてひきさかずには、またその限りにおいて社会生活の全ての部面をブルジョア的な貨幣関係の公準にもとづいてつくりかえ、家族制度を解体し、個人間の生存競争を強めずには、資本主義は高度に発展できないことをも同時に示すこととなつたと思われる。

事実、南部においてもかつてのプランター的貴族主義の優雅さを過去の郷愁に変えつつ<sup>9)</sup>、あの「押しがものをいう社会」new kingdom of "push" が前面にたち現われていること、生存競争の激化は単に家父長制度を解体しただけにとどまらず、今日では、家族そのものの解体にまで導びいていること、その限りにおいて南部もまた他の諸地域から区別し難い社会に変わりつつあること、これらは今日ではすでに広く知られた事実であるといってよい。

またかつての南部の最大の特質の一つであつたあの厳格な黒人差別制度にも、外見上一定の変化なり修正なりが生じていること、それに伴い、いわゆる黒人問題にも一定の性格変化が生じていることは確かである。すなわちとくに1950年代以降、公民権運動が南部全域で嵐のように吹き荒れ、過大評価はできないとはいえるが、一定の重要な勝利をかちとったこと、そして今日では相対的な意味においてあれ、黒人自身によって南部がもっとも住みやすい地域と觀念されるに至ったこと<sup>10)</sup>、南部屈指の大都会アトランタに黒人市長が誕生したこと、さらにまた昨年来の大統領選挙において前ジョージア州知事J.カーターが、一方では黒人票の83~93%という圧倒的支持を集める一方で、南部諸州をほぼ完全に制覇したこと<sup>11)</sup>。他方では、いわゆる黒人問題は、従来の政治的・市民的権利の獲得と土地革命というその伝統的な領域をのり超えて、都市問題・労働問題といった資本主義的・階級的矛盾の問題と絡まるという複雑な展開を示していること<sup>12)</sup>、等々。

以上の一連の変化が何を意味し、いかに評価すべきものなのか。この点の周到な検討は、本稿はこれを留保せざるをえない。しかしこれまでの分析からして少くとも、次の点だけは明ら

かであろう。すなわちこれらの変化の一つの背景として、われわれは、故M. L. キング牧師が述懐したように<sup>13)</sup>、貨幣経済と資本主義の高度な発展自体が、従来の方式の黒人差別制度を「儲けのため」から逆に「高くつく」ものに変えるに至った、という客観的事態の変化を無視することはできないということである。

## 〔注〕

- 1) この点のたち入った理論的考察については、尾崎芳治「本源的蓄積論の諸問題」『経済科学通信』第15号、1976年5月の特に8~10ページを参照のこと。
- 2) cf. A. Leiserson, ed., *The American South in the 1960's*, 1964, p. 47.
- 3) 尾上久雄「米国南部の逃避工場と誘致政策」『経済学論究』第11巻第1号、1957が数多くの具体的実例を紹介している。またG. E. McLaughlin, S. Robock, *Why Industry Moves South*, 1949 もあわせて参照。
- 4) この点を示す邦語文献としては、矢野嘉男『アメリカ市場便覧』昭和46年の第2部が簡便である。
- 5) U. S. Dept. of Labor, *Employment and Earnings—States and Areas 1939—1969*, p. xii より計算。
- 6) *Ibid.* p. xiiiおよびU. S. Dept. of Commerce, *Statistical Abstract of the U. S.*, 1970, p. 25 より計算。
- 7) この点については、本間・井出・有賀編『現代アメリカ論』1971年、160~187ページにおける井出義光氏の適切な要約を参照。
- 8) 現労働長官マーシャルの労作、F. Ray Marshall, *Labor in the South*, 1967 が最近の動向を含めてこの点を詳細に分析している。
- 9) T. ウィリアムズは戯曲「欲望という名の電車」のなかで、まさにこの問題を正面からとりあげている。
- 10) 1971年7月のギャラップ世論調査によれば、黒人のなかで、南部をもっとも住みよい地域と考える表の比率は49%，南部在住黒人のなかでの同上の比率は63%であるという。猿谷要編『総合研究アメリカ第一巻人口と人種』1976年、142ページ

参照。

- 11) 大根沢弥「アメリカ大統領選挙の特徴」『前衛』No. 404, 1977年1月, 93ページ参照。
- 12) この点の現状分析についてはさしあたり、大塚秀之「アメリカ黒人の経済的地位—職業構成の変化を中心に—」『神戸外大研究年報』第12号を参照。
- 13) 南部の自由主義的ジャーナリスト, R.マクギルは, M. L. キング牧師の黒人運動前進の条件に触れた次のような発言を引用している。「[差別撤廃を要求する道徳的説教の力よりも] 実業界がよく知っていることが一つある。それは金銭登録機の音である。」 Ralph McGill, *The South and the Southerner*, 1963, 河田君子訳『南部と南部人』昭和41年, 216ページ。

## V 小括一問題の提起

以上われわれは、前稿が明らかにしたプランテーションの構造的变化を前提したうえで、それがもつ客観的な意味あいを、南部経済全体という広げられた視野から把えかえすためのみとうしを探ってきた。その大要を結論風に述べれば、次のとうりである。

① 大恐慌期に展開されたニュー・ディールの南部政策と激烈な人民闘争は、次の事実を物語っている。すなわち南部における商品経済と資本主義の発展の異常なたち遅れの克服（いわゆる南部問題の解決）こそ、アメリカ資本主義が未嘗有の危機=大恐慌から脱するために不可欠の一つの重要な国家的課題に他ならなかつた。ところで、この南部問題の主要な根源は、奴隸制の不完全な解消の産物として、黒人差別制度とプランテーションを中心とした前近代的土地制度の広範な普及に求められねばならない。

② 前稿において、一定の限定された範囲で析出したプランテーションにおける古い土地関係の地主による清掃の強行は、実は程度の差こ

そあれ南部全域で進行した一般的現象に他ならない。

③ ところで、南部経済における地主的土地区画の客観的役割を吟味するために、大恐慌期以降の南部経済の現実の変貌のありかたを概観するならば、さしあたり次の2点の指摘が可能であろう。

すなわち第一に、ニュー・ディール期における人民の南部問題解決のための闘争の敗北は、その後の南部経済の変貌過程に対して、ランナウェイ・ショップ、労働運動の未発達等々の容易に消し去り難い刻印を残し、黒人問題の解決を異常にひき延し、この問題に資本主義的・階級的矛盾の問題を絡ませることによって問題解決に非常な困難さ・複雑さを与えることとなつた。

とはいへ第二に、南部経済の発展傾向を大把握するならば、そこでは一定の必要な範囲内において古い社会関係を切り捨てながら、商品経済と資本主義が急速に成長してきた、という姿が浮びあがってくる。すなわち南部では、前近代的制度から資本主義制度への全社会的規模での移行が、つまり「古い南部」をいわば資本主義的に革新する過程が、現実に進展したわけである<sup>1)</sup>。

④ したがって、地主的土地区画が、南部における資本の本源的蓄積を促進し、ひいては南部経済全体の資本主義的変貌を促す上で、少くとも無視できない一契機として現実に作用したことは、まず疑いをいれない事実と思われる。

しかしながら本稿では、まだ多くの問題点・疑問点が未解決のまま残されている。最後にこれらの論点のうち主要なもののみ列記することによって、読者諸賢の御教示を請うてだてとし

たい。

(1) その第一点は、本稿ではプランテーションの構造変化という視角から、つまり古い土地関係の破壊との関わりにおいて、南部経済の資本主義的変貌を説明したのであって、南部経済の変貌に果した金融資本の役割の問題については、ほとんど未解決のまま残されている点である。

たとえばブルジョア的に自己を改造しつつあるプランター階級の利害と、金融資本の利害とは、一体どのような関わりをもつのか。また南部経済の変貌過程は、実際には金融資本による南部の労働力・資源・市場の掌握過程でもあるとすれば、総じて金融資本による南部支配の構造は、いかなるものとして形成され、また現にあるのか。

(2) 大量の国防支出に支えられつつ南部に進出した軍需産業が、南部の工業化に特に重要な役割を果したといわれるが、合衆国といわゆる軍国主義体制は、南部経済の変貌にどのような役割を演じたのであろうか。また逆に上の事情は、南部経済の変貌過程にいかなる特殊性を与えたのであろうか。

(3) そもそも、合衆国総人口の1/3弱を占めるこの広大な南部の経済構造に生じた劇的変化、すなわち地主的土地区画・本源的蓄積の急進展および資本主義制度への大規模な移行という問題は、従来のアメリカ資本主義論・アメリカ国独資論あるいは地域開発論の研究史のなかではどのように位置づけられ、評価されてきたものなのか。たとえば、第二次大戦後“再び大

不況の到来必至”という大方の予想を裏切る形で、アメリカ資本主義が一定の発展・成長を維持したことは周知の事実であるが、この事実と、南部経済の資本主義的革新過程の進行とは、何らかの関わりがあるのだろうか。あるとすれば、具体的にいかなる意味で、いかなる程度において関わっているのだろうか<sup>2)</sup>。

#### [注]

- 1) 換言するならば、前近代的土地区画の破壊とその資本主義制度への移行という問題が地主にもつとも有利に解決された南部のばあいでも、資本主義が発展する限りでは、資本は全ての前近代的諸関係を押しのけざるをえないこと、そこでも資本関係と前近代的関係とは本質上矛盾しあうものであること、したがってまたその限りでは、かつての南部のあの際だった特殊性は弱められる傾向にあること、本稿の分析は、南部社会の発展傾向についての上のような一定のみうしを提起したわけである。
- 2) 『帝国主義論』執筆中の1915年当時のレーニンの次の文章は、この点を考えるうえでの一つの手がかりとなるのではあるまいか。「合衆国での〔小規模農業の収奪〕傾向をなお麻痺させていく事情は二つだけある。すなわち(1)南部には、まだ細分されていない奴隸制プランテーションが存在し、しいたげられ、卑しめられた黒人の住民がいること、(2)西部が開拓されていないこと、である。あきらかに、この二つの事情はいっしょになって、資本主義のあすの基盤を拡大し、資本主義のいっそう急速で広範な発展の諸条件を準備するのに役だっている。……資本主義の火の手は『ゆるみつつある』かのようであるが、しかしそのかわりに、新しい、巨大な、さらにいっそう燃えやすい燃料が準備されつつあるのである。」(レーニン「農業における資本主義の発展法則についての新資料」邦訳全集第22巻、93—94ページ。傍点引用者)

## アダム・スミスの国家論

— 国家権力の形成過程の分析を中心にして —

中谷 武雄

### I はじめに—スミスの方法

アダム・スミスが政治的権力や国家機構について言及するさいに、その第一の特色とも言えることは、彼が駆使している歴史的な考察方法であろう。「統治 government についての正当な観念を得るために、その最初の形態を考察し、またいかにしてそれから他の形態が生じたかを観察することが必要である」(L p. 14, 訳 106ページ<sup>1)</sup>)と彼自ら自己の研究方法を明らかにしている。『諸国民の富』第5編の経費論において、社会の発展段階を歴史的に区別<sup>2)</sup>して、彼の考察を展開していることは周知のことである。

スミスのこの方法は、単に社会発展論や市民社会形成史論において興味あるだけでなく、政治的権威や国家権力を発生史的に考察することにより、その本質を解明する上にも、積極面と消極面の両方を含めて、重要な論点を残したといえる。小論では、スミスが歴史的な考察方法、発生史的把握を国家権力の形成過程を分析するさいに適用することにより、明らかにした成果を整理することを主要な課題とした。

社会を文明化し、富裕を一般化する原理の解明を主要な課題の一つとしていたスミスにとって、当時のスコットランドを中心とした歴史的な条件は、彼がこうした方法を採用するのにき

わめて大きな影響を与えた<sup>3)</sup>。イングランドと比較してのスコットランドの経済的な遅れ、その落差を埋めようとする積極的な貿易・産業政策の推進<sup>4)</sup>、それに伴う経済的・社会的構造の転換を含む急激な発展<sup>5)</sup>と貧困の問題を中心とする社会不安の増大<sup>6)</sup>、イギリスとフランスの植民地獲得戦争の深刻化による「文明社会の危機」<sup>7)</sup>などを背景に、身近なイングランドを両面での「手本」としながら大きく発展をとげようとしていたスコットランドにおいて、市民社会を形成史的に考察しようとする気運が高まっていたのも当然といえよう<sup>8)</sup>。

スコットランド歴史学派として総称されうるこの学派の基本的な考え方の特色の一つは、社会の発展もまた自然法則をもつものである、ということであるといえよう<sup>9)</sup>。社会を自然史的につかもうすることは、史的唯物論の崩芽であるとさえ評価されている<sup>10)</sup>。スミスが彼の道徳哲学の領域に、自然科学の方法を導入しようと努力した<sup>11)</sup>ことは、ジョン・ミラーによっても高く評価されている<sup>12)</sup>。

特にスミスにあっては、社会の発展が分業の発展程度に対応されており、分業は、人為的要因というよりも、時間の要素 (WN I pp. 18—19, 訳 I 107~108ページ) や人間の本性 (WN I p. 25, 訳 I 116ページ) という客観的要因に基づくものであるから、社会の自然史的発達と

いう点が強調される。これは当然スミスの理神論的立場<sup>14)</sup>、すなわち見えざる手、自然的自由の体制など「自然」を重視する立場に連なるものである<sup>15)</sup>。

## 〔注〕

- 1) Lは『グラスゴウ大学講義』をあらわし、ページ数は、Adam Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms. Delivered in the University of Glasgow by Adam Smith, reported by a student in 1763, and edited with an introduction and notes by Edwin Cannan*. Kelley and Millman Inc., New York, 1956により、訳は高島善哉・水田洋訳『グラスゴウ大学講義』日本評論社、昭和22年のもの。ただし訳文には若干手を加えた。
- 2) スミスの社会の発展段階の区別は、その主要な代表的産業により、狩猟、牧畜、農業および商業の四段階に区別（L p. 107, 訳 244 ページ）する方法と、分業の発展程度により前三つと最後を対比させ未開=野蛮状態と文明社会の二つに区別する方法の二通りがある。
- 3) 18世紀末にスコットランドに成立した経済学の体系の共通した特質として、「歴史的」という点を挙げ、その背景を考察した、田添京二「18世紀末における経済学の体系化とスコットランド」『商学論集』第41巻第5号、1973年8月を参照のこと。
- 4) 18世紀の産業の発展状況については、水田 洋『アダム・スミス研究』未来社、1968年、第2章参照。
- 5) 「本来の意味での『地所の清掃』がなにを意味するかは、近代ロマンス文学の約束の地、スコットランド高地で、はじめて知ることができる。そこでは、この過程が、その組織的な性質によって、またそれが一挙に遂行される規模の大きさによって、……そして最後に、横領された土地所有の特殊な形態によって、一段ときわだっているのである。」（カール・マルクス『資本論』第1部、大月書店全集版、第23巻、952ページ）。…は中略を示す。
- 6) 鈴木 亮「アダム・スミスの時代と學問—『国富論』刊行200年によせて—、『經濟』1976年6月（No. 146），特に217～218ページ参照。
- 7) いわゆる「旧帝国主義批判としての『国富論』」内田義彦『増補経済学の誕生』未来社、1962年、特に前編参照。
- 8) 「社会組織の違った諸形態への関心が、この当時のスコットランドには、かなり広くひろがらざるをえなかつたし、また、歴史における因果関係を『生産様式』にまでさかのぼって跡づけようとする試みがなされたのも偶然ではなかつた。」（R. L. ミーク『経済学とイデオロギー』時永淑訳、法政大学出版局、1969年、70ページ）
- 9) 「この〔スコットランド歴史学派の〕歴史観といいうものは社会もまた自然と同じようにその発展についてある種の自然法則をもつという理論に立つものであった。この歴史観はスミスにおいては一種の経済段階説とまでなつた。すなわち人間の生産の方法、さらにそれにとって決定的に重要な財産の形態が歴史を支配すると彼は考えた。」（アダム・スミス『諸国民の富』大内兵衛・松川七郎訳、岩波文庫、訳者（大内兵衛）解題、第5分冊、96ページ）
- 10) 「フランス人たちとイギリスたちは、たといこの〔最初の歴史的行為としての物質的生活そのものの生産という〕事実といわゆる歴史なるものとの連関をきわめて一面的にしかつかまなかつた一ことに彼らが政治的イデオロギーにとらわれていたかぎり一とはいえ、それでもなお歴史的叙述に一つの唯物論的土台を与える最初の試みはやつた。市民社会、商業と工業の歴史を彼らがはじめて書いたのだからである。」（カール・マルクス『ドイツ・イデオロギー』大月書店全集版、第3巻、24ページ）〔……〕は引用者による挿入を示す。
- 11) スミスが自然科学の方法を積極的に摂取しようとしたことは、アンドレイ・アニーキン（『アダム・スミスの生涯』松川七郎監修、小桧山愛子訳、勁草書房、昭和50年）が強調している。例えば、「わたくし〔スミス〕は最近、〔ニュートン〕卿の『光学』（Opticks）をよく研究してみたのですが、すばらしい考えがふとうかびました。それはだいたいいつぎのようなことです。つまり、もし自然哲学がその実験的方法をもっと完全なものにすれば、それは道徳哲学の範囲をも拡充するだろう、ということです。人間と社会は、自然と同じように研究する必要があります。」（97ページ）や「自然も、人間も、社会も、実験や研究という方

法で認識されうるし、また認識されなければならない！」（101ページ）ほか参照。

- 12) Adam Smith, *The Wealth of Nations Books I—III with an introduction by Andrew Skinner*, Penguin Books (Pelican Classics.), 1970, “Editor’s introduction” p. 30, ならびに note 10.
- 13) WN は『諸国民の富』をあらわし、ページ数は、Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, in The Glasgow edition of the works and correspondence of Adam Smith, O. U. P., 1976 により、訳は大内兵衛・松山七郎訳『諸国民の富』岩波文庫、昭和34～44年のそれを指す。両方ともローマ数字は分冊を示す。後の訳文には若干手を加えた。
- 14) イギリスの理神論思想の系譜については、水田洋「18世紀思想とアダム・スミス」、大河内一男編『国富論研究』Ⅱ、筑摩書房、1972年、を参照。
- 15) 「政治体においては、自然の英知が幸いにも人間の恩恵さと不正との多くの悪結果を救治するための十分な準備を整えてくれていたわけであって、このことは、自然体において、それが人間の怠惰と不節制との多くの悪結果を救治するための十分な準備を整えてくれていたのと同じである。」（WN II p. 674, 訳 III 480 ページ）という言葉は、政治体と自然体、すなわち社会と自然の両方に作用する自然の英知というものの存在をスミスが確信していることを示しており、しかも自然体での原理が、政治体での失策を補ってなおあまりある強力なものとして位置付けられている。また誤った処方にもかかわらず身体が強力に健康を回復する未知の原理と、濫費や浪費にもかかわらず事物の自然的進歩が維持されることを対比した部分（WN I p. 343, 訳 II 361ページ）も参照のこと。

## Ⅱ スミスの国家把握の特徴点

アダム・スミスが歴史的な考察方法、ないしは発生史的把握方法を国家権力や諸機能の形成過程の分析に適用し、明らかにした点は以下のように整理されうるであろう。

### ① 国家の歴史性と社会性。

### ② 国家発生の本質的契機としての私有財産の保護。

「狩猟民族の間には正規の政府というものは存在しない。すなわち彼らは自然の法に従って生活するのである。／畜群の私有は財産 fortune の不平等をもたらした。これが最初に正規の政府を発生させた。財産 property が存在するまでは、政府というものは存在しない。まさに政府の目的は、富を確保し、富者を貧者から保護することにあるからである。」（L p. 15, 訳 107 ページ）<sup>1)</sup>

国家は歴史的な產物である。社会の最も初期の段階である狩猟民族のもとでは、正規の政府というものは存在していない。正規と呼べないのは、「彼ら〔狩猟民族〕の中には非常に尊敬され、彼らの決定にあたって非常な勢力をもっている者がいるかもしれないが、彼は全体の同意がなければ何事もなし得ないからである」（L p. 15, 訳 107 ページ）。それが出現するのは、第二の発展段階である牧畜民族の下においてである<sup>2)</sup>。私有財産が存在していない狩猟段階では、犯罪といつても卑怯と反逆ぐらいのものであった。しかし家畜が私有されるようになると、所有権をめぐるあらそいの調停、特に貧者からの富者の財産保護が重要な機能となる。私有財産の所有は、その集団が他から独立していくはじめて安全に可能となる。したがって牧畜民族の時代に、和戦の決定権が絶対権として行使されるようになる（L p. 18, 訳 112 ページ）。こうして行政権が確立される<sup>3)</sup>。したがって契機や同意によって、自然状態から政府が出現するのではない<sup>4)</sup>。私有財産の形成という社会の生産力の発展の結果として、また社会的分業の発展の結果として、政府ないしその機能が生み出されるのである。

③ 国家の発生過程は、元来住民全体が共有していた立法権、司法権、行政権という三つの基本的な権力が、長い歴史的な過程をへて、一つずつ住民から切り離され、集中されていくことである。

「政府の権力は三つである。すなわち第一に公けの利益のために法を作る立法権。第二に司法権、すなわち個々人をこれらの法に服従させ、服従しない人びとを処罰する権力である。第三に行政権である。人によってはこれを連合権 federal power と呼ぶものであり、これには和戦の決定権が属している。／政府の本源的形態においては、すべてこれらの権力は人民の全体に属していた。」(L p. 17,

訳 110 ページ)

これらの権力が人民全体で共有されている社会の初期にあっては、政府は無力薄弱であった (L p. 223, 訳410ページ)。しかしそれゆえに統治は 民主的であった (L p. 22, 訳 117 ページ)。こうした状態から、権力が一つずつ一部の者に集中されていく。

④ そしてその順序は、まず和戦の決定権を中心にして行政権、それから分離されるかたちで司法権、次にこれを抑制するものとしての立法権である<sup>5)</sup>。

「社会の初期においては、政府権力の執行はすべて不安定である。多数の者は戦争をすることができるであろうが、少数の者にこれを強制することはできない。もっともこの権力は〔牧畜民族段階に〕絶対権として行使された最初のものではあった。司法権の行使は連合権の行使よりもずっと長い間不安定であった。…しかししながらそれはやがて絶対権となつた。立法権は、その導入の当初から絶対権であったが、しかしそれは社会の初期には存

在しなかった。それは司法権の増大から〔それを抑制するために (L p. 68, 訳 186 ページ)〕生じたのである。」(L p. 67, 訳 185 ページ)

ここで注目しておくべきことは、こうした権力を集中しうる契機となるものは、軍事力であるということである<sup>6)</sup>。すなわち和戦の決定権を中心にして行政権が、牧畜民族の段階で最初に絶対権として行使されるようになった点は既にふれた。大きな私有財産（この場合は畜群）を所有している者は、家柄の良さや依存する者の数が多いので、自然に尊敬され、軍事力を集中しうる。この軍事力を背景に司法権をも集中する。

「大牧羊者や大牧牛者は、その大きな富のため、そして生計を彼に依存する者の数が多いために尊敬されるし、その生れが高貴であるために、またその高名な家系の記憶を絶する古さのために崇拜もされるから、彼らの集団または民族の中の目下の牧羊者または牧牛者のすべてに対して自然の権威をもっている。彼は、目下の者の誰よりも多数の人の結合された力を支配することができる。彼の軍事力は彼らの中の誰のそれよりも大きい。戦時には、彼らのすべては、自然に他の誰よりも彼の旗の下に集合しようという気になるし、またこのようにして、彼の生れや財産は、自然にある種の行政権を彼に与えるのである。そのうえ、他の誰よりも多数の人の結合された力を支配することにより、彼は彼らの中の誰かが他を侵害したばあい、その不当行為を償うよう強制するがもっともよくできる。それゆえ彼は、あまりに弱くて自衛できないすべての人びとが、自然に保護をあおぎ求める人物である。自分たちが被ったと思う侵害

について、彼らが自然に不平を訴えるのは彼に対してなのであって、こういふばあいの彼の調停は、訴えられる当人によってさえ、他のどの人物の調停よりもたやすく服される。このようにして彼の生れや財産は、自然にある種の司法権を彼に与えるのである。」(WN II p. 714, 訳 IV 43~44ページ)

⑤ 政府の権力は、集中された権力を専門的に担う集団によって行使される。

「和戦を決定する権力は、最初は人民全体に委ねられていた。しかし社会が進歩して、都市が要塞で固められ、武器庫の設備ができ、貨幣の貯えが集められ、將軍と士官が任命された時、人民全体がこの種の評議にあずかることはできなくなった。そこでこの職分は裁判所の手に帰するか、あるいはこの目的のために別に他の一団の人びとが任命されるのを常とした。」(L pp. 19~20, 訳 114 ページ)

分業の発展は人びとが自分の職業に携わって、そこから自分の生計を得るようにする<sup>9)</sup>。個人は自分の仕事に専念して、そこで効率を上げることが自分の利益に結びつく。だから不生産的な行政業務につくことをきらうようになり、そこでその業務を専門的に担う人びとが選ばれたのである。

「〔所有権をめぐって〕争いが次第に頻繁となってきた。しかし人びとは一般に何かある一定の職業に従事していたので、訴訟に携わるために時間をさくとなれば、大きな損害を被らざるをえなかつた。そこですべての事件が未解決のまま放置されざるをえなくなつて、そこからあらゆる不便が生じるか、そうでなければ人びとは、社会の種々の成員にとって一層好都合な何か他の方法に思ひいたらねばならなかつた。人びとが自然に思いつい

た方法は、仲間のある者を選んで、これに一切の事件を委託することだったのであろう。」(L p. 19, 訳 113 ページ)<sup>9)</sup>

時間的余裕がなくて行政活動に参加できない人は、彼のかわりに専門的にその業務を担う人の生活を維持するために、一定の費用すなわち租税を支払う。

「國務のために自己の時間と労働を費す官吏が、その報酬を受けるべきことも同じく必要である。この目的のために、また政府の費用を支弁するために、若干の基金が調達されねばならない。これがすなわち國家収入の起源である。」(L p. 3, 訳 91 ページ)

こうして租税で雇用され、その業務を委託された代理人であっても、彼はその業務の性質上、また政府の費用を握ることにより、社会の中から出てきながらも社会の上に立つようになるのである<sup>10)</sup>。

⑥ 集中された権力は、処罰権の強化を背景に絶対権に転化され、その一部の集団により住民に対する統治手段として、すなわち自らの権威を維持する手段として行使される。

処罰の根拠は、もとはといえば被害者の憤りに対する同感であった(L p. 136, 訳 287 ページ)。しかし犯罪は昔から害を受けた家族に対してと、平和に対してという二つの見地から考究されている(L p. 138, 訳 290 ページ)。したがって政府の権威が増すにつれて、平和の擾乱を減ずるために、犯罪の処罰が厳格となった(L p. 140, 訳 293 ページ)。社会の秩序を維持し、平和を守るという美名の下に処罰権が強化され、それは自らの権威に住民を服従させておくための統治手段として機能させられるようになる。

⑦ 財産の所有形態と政府形態との依存照応

関係。政府の形態は、その本来の目的遂行に最も適したものになるはずである。国家発生の本質的契機が私有財産の保護であるのだから、財産の所有形態の変化、すなわち所有権の拡張について、政府形態も変化する。司法権や立法権の導入、民兵制から常備軍制度への移行などである。

「所有権と市民政府とは互いに依存しあうところが非常に大きい。所有権の維持と所有物の不平等がまず最初に政府を形成した。そして所有権の状態は常に政府の形態につれて変化するに違いない。」(L p.8, 訳97ページ)

#### ⑧ 社会の発展保障として、政府の権威や機能の強化の必要性。

「法と政府もまた〔技術artを発展さすという〕これ以外の目的を目指してはいないようであって、これらは自分の財産を増殖した個人がその果実を安んじて享受できるように彼を保護する。法と政府によってすべての産業artは盛んになり、それが引き起こす財産の不平等は充分に保護される。法と政府によって、われわれは国内の平和を享受し、外敵の侵入を免れる。」(L p. 160, 訳321ページ)<sup>11)</sup>

自己の勤労の成果が安全に享受されうる保障がなければ、人びとは勤勉になりうる動機をもたない。したがって政府の弱体であることが、社会の進歩の遅れる原因とされる。

「市民政府の性質が、〔富裕の進歩が遅い〕もう一つの原因として示された。しばしば述べたように、社会の幼時には政府は無力薄弱であるに相違なく、その権威が個々人の勤労を彼らの隣人の貧欲に対して保護しえるは、ずっと後のことである。人びとが自己の持つすべての物をいつ強奪されるかも知れな

いと危険を感じている時には、彼らは勤勉になるべき動機を持たない。そこでは資財の蓄積は少ししかありえないであろう。なぜならば大多数を占めると思われる怠惰な者が、勤勉な者に依食し、後者の生産するすべてを消費してしまうであろうからである。政府の力が勤労の生産物を守るほどに大きくなると、他の障害が異なった方面から発生する。野蛮状態にある隣接諸国民の間にはたえず他国民を侵略略奪するので、私有財産はたとえ隣人の暴力を免れるとしても、それは敵の侵略の危険にさらされている。このような状態では、資財の何らかの蓄積が行われえるということはほとんど不可能である。」(L pp. 223～224, 訳410ページ)

財産所有が不平等になるほど、社会の内部の矛盾や軋轢の激化に対応して、また他の国より富裕になるほど、外敵の侵略を防衛するために、政府の権力や機能は強化されねばならない。ただここで留意しておくべきことは、この政府を支えるために経費が増大すること<sup>12)</sup>とともに、租税の過重が社会の富裕が遅くなる原因の一つに挙げられている(L p. 236, 訳428ページ)ことである。ここにスミスの「安価な政府論」として色々な理解がなされてきた一つの原因があろう<sup>13)</sup>。

⑨ 国家の独立の維持の重要性の強調。国家権力の強化の必然性は、その本来の目的である私有財産の保護のためには国家の独立が不可欠であるということで、国内の富裕よりも優先される。「国防は富裕よりもはるかに重要である」(WN I pp. 464—465, 訳Ⅲ73ページ)という一句は周知のところである。したがって国家の独立を維持するための戦争にさいしては、戦費をねん出することが国内の富裕を増進

さすための租税政策に優先される (WN II p. 906, 訳 IV 403 ページ)。そして追には国家の維持が自己目的とされるにいたる。

「政府はしばしばその国民の保護のためにではなく、それ自身のために維持される。」(L p. 269, 訳 473 ページ)

## 〔注〕

- 1) 引用文中での／は、原本での改行個所を示す。
- 2) 『諸国民の富』の第5編第1章で経費論を展開しているところで、スミスは防衛費、司法費、公共土木事業および公共施設の経費という順序で考察をしているが、市民政府 *civil government* という言葉が出てくるのは、司法費の第2節であって、防衛費の第1節では政府という言葉が使用されていないことも、こうした規定によるからであろうと考えられる。
- 3) ここで示しているスミスの歴史的な方法は、まず社会の発展の初期の状態である狩猟民族と牧畜民族の段階での政府の本源的な状態を考察した後に、次にのべるように政府に属している権力を分析し、(L p. 17, 訳 110 ページ) その機能についてのべていることにあらわれている。
- 4) 社会契約説批判については、L pp. 11~13, 訳 102~105 ページ参照。
- 5) 上にのべた国家の基本的な権力を挙げる順序（立→司→行）と、ここでこれらの権力が歴史的に確立されていく順序（行→司→立）との差は、スミスが先のところで『法の精神』を挙げていること (L p. 17, 訳 110 ページ), 注(1) からもわかるように、『グラスゴウ大学講義』へのモンテスキューの大きな影響をも含めて、スミスの国家論の一つの面白い論点を提供しているように思えるが、十分に解明しうる余裕はここではない。
- 6) スミスは、権力というものは軍事力で基礎付けられていないと、無力であるという点を明白にのべている。「議会の権利は【国王に対抗するといふ】その性質上、武力によって保護され得ることを前提とする。さもなくば、それはまったく権利ではないからである。」(L p. 70, 訳 190 ページ)
- 7) 武器庫や要塞などの軍事施設は一種の「行政手段」を形成するものであるが、この「行政手段」との関連での官僚制論や公務労働論の展開については、池上 悅『現代資本主義財政論』有斐閣、昭和49年、特に序章を参照。
- 8) いわゆる「商業社会」については、WN I p. 37, 訳 I 133 ページを参照。
- 9) 「事柄は、分業の立場から考えてみれば、最も容易に理解されます。社会は、自分に欠くことのできないいくつかの共同の機能を生み出します。このような機能をあてがわれた人々は、社会のなかでの分業の新しい一部門を形成します。それとともに、これらの機能はその受任者たちにたいしても特殊な利害関係をもつようになり、彼らに対して独立されます。そして——そこに國家が生ずるのです。」(フリードリッヒ・エンゲルス、コッニラッド、ミュミットへの手紙、1890年10月27日、大月書店全集版、第37巻、424ページ) 強調は原文のまま。
- 10) 「いまや公的強力と徵税権をにぎって、官吏は、社会の機関でありながら、社会のうえに立っている。」(フリードリッヒ・エンゲルス『家族、私有財産および国家の起源』大月書店全集版、第21巻、170ページ)。
- 11) ここでは精神労働たる政府すなわち不生産的労働が、間接的にはあれ、生産力の発展に寄与することが明白にのべられており、この点でのスミスに対するフリードリッヒ・リスト（『政治経済学の国民的体系』特に第12章）の批判は明確に否定されねばならないであろう。
- 12) 「文明国の政府は、野蛮国におけるよりもはるかに費用がかかるものといえよう。そして一つの政府が他のそれよりも費用がかかるとわれわれがいえばいい、それは、一方の国が他方よりも進歩しているといったのと同じである。政府に費用がかかり、民衆が抑圧されていないというのは、民衆が富んでいるということである。文明国においては、野蛮国では用もない多くの出費が必要である。軍隊・艦隊・要塞および公共の建物や裁判官・収入官吏が維持されなければならない。もしそれらを軽視すれば、その結果として混乱が起こるであろう。」(L. P. 239, 訳 431~432 ページ)
- 13) 安価な政府については、島恭彦「『安価な政府』論の再構成」『彦根論叢』46・47合併号、昭和33年9月を、また諸説については山崎怡「“安価な政府”をめぐる諸解釈について」『香川大学経済論叢』第38巻第6号、1966年2月、を参照。

### Ⅲ おわりに—スミスの市民社会像

スミスは歴史的なまたは発生史的な考察方法を駆使して国家権力の形成過程を分析することにより、現在の国家論の諸課題に関するも、きわめて重要な論点を残したと言えるであろう。それは、社会の分業の発展の下で、国家機構や政治的権力の相対的自立化の論理を把握したことによるのである。分業の発展、すなわち生産力の上昇が社会に富裕をもたらし、平和裏な発展を促進するということとともに、一方では分業が極限までに発展すると同時に他方では権力の相対的自立化が生じる<sup>①</sup>という点が重要である。この分業の二面での作用に対応して、一方では一面化し統治から疎外され、貧困化した大多数の住民が形成されるとともに、他方では統治を専門的に担い、全体性を体現する一部の集団が形成されることがスミスによって示された。したがって国家の問題を、分業すなわち生産力の発展水準との関連でのみ考察し、その段階にふさわしい形態を追究するということだけでは不十分であろう<sup>②</sup>。生産力の進歩が、住民の商業や産業への専心を呼び起こし、その結果彼らが国家の行政活動に参加しうる時間がなくなるようになり、租税を支払って彼らのかわりにその業務が代理人に一切委託される。すなわち行政や裁判の「専門家」と住民一般との分業関係の確立の中に、国家の発生過程が把握されたことが重要である。

例えば分業による三つの利益の第二として、「ある種の仕事からもう一つの仕事に移るばかりふつうには失なわれる時間の節約」(WN I pp. 18~19, 訳107~108ページ)というように、スミスの分業論は、分業の発展の一つの要因として時間の要素に着目することにより、社会の

分業の発展に伴う国家権力の発生を、時間の余裕がなくて行政に参加できない人びとと、時間の余裕があつて専門的にこれらの業務に従事する人びととの分業関係に求めている<sup>③</sup>。この観点はきわめて現代的な意義をもつてゐる。なぜならば、現代の国家論に関する一つの重要な課題は、巨大に発展した生産力の水準の下では、それにふさわしいるべき国家形態を追究することだけでは十分でなく、その生産力を管理し統制し、そのことによりその成果を大多数の住民の手に還元する方途を解明することにあると思われるからである。

しかしながら、スミスは統治階級と被統治階級への社会の分裂を、生産力を高める社会進歩にそった分業関係としてのみとらえ、この分業を固定化し進化する立場をとった。この点はスミスの国家論の消極的といえよう。なぜならば生産力が発展し、生産の社会化が前進すれば、すべての人間が全面的に発達し、行政に参加できる前提条件が成熟するからである。労働時間と生活時間の区別や、生活時間の拡大により、行政への参加の要求もまたその条件も形成されるのである<sup>④</sup>。スミスはこの側面を無視し、むしろ分業による人間の「白痴化」を防止し、貧乏人の道徳的退廃を防止しての社会の中につなぎとめておくため、教育の必要性を強調する。

「彼自身の特定の職業における彼の技功は、彼の知的、社会的および軍事的な徳を犠牲にして獲得されるように思われる。ところで、改善されたあらゆる文明社会では、〔肉体的精神的に不具化し、奇形化された状態〕これこそ政府がそれを防止するために多少とも骨を折らぬ限り、労働貧民すなわち人民大衆の必然的に陥らざるをえない状態なのである。」(WN II p. 782, 訳 IV 159ページ)

しかしながら、その目的や効用が現代的な観点にはそぐわないものではあっても、教育の必然性が重要視されていることは、スミスの市民社会像の第二の重要な点である。すなわちそれは、貧困化した大多数の住民と全体性を体现した一部の集団に分裂<sup>5)</sup>した社会の中にあって、後者による前者への働きかけの必然性を示しているからである<sup>6)</sup>。換言すれば、国家による社会への、すなわち経済への介入の必然性である。したがってスミスによる国家の機能は、財産所有者による同感の原理が貫徹する市民社会に、貧乏人をつなぎとめておくための教育、財産の権威に服さない市民社会からのアウトロー対策としての裁判、そして社会の全体的な視点からする国防というふうにつかまれるのである。

しかしながら、こうした国家の機能の領域や活動の程度については、「安価な政府」の評価も含めて、スミスがなした「国家の空洞化」ということを、財産の権威と国家の権威による統治の分業関係の確定<sup>7)</sup>という観点から、今後深めていかねばならない課題である。

## 〔注〕

- 1) 「生産諸用具の集中と労働の分割〔分業〕とは、政治制度において、公権力の集中と私的利害の分割とが不可分であるのと同じ程度に相互に不可分である」（カール・マルクス『哲学の貧困』大月書店全集版、第4巻、158ページ）
- 2) 例えば、山崎 恵「『安価な政府』の基本構成」『香川大学経済論叢』第41巻第2号、1968年6月や、同、「アダム・スミスと国家」大河内一男編『国富論研究』Ⅲ、筑摩書房、1972年他参照。
- 3) 統治する者と統治される者との一種の社会的分

業の成立と、統治階級への権力の集中や被統治階級の統治能力の喪失と貧困化については、池上惇『財政危機と住民自治』青木書店、1976年、特に第1章Ⅲを参照。

- 4) 生活時間と労働時間の区別と、それが新しい社会への変革に果す意義を明らかにしたのはカール・マルクス（『資本論』第1部、第8章ほか）である。また杉原四郎『ミルとマルクス、増訂版』ミネルヴァ書房、1967年、特に第1部第4章参照。
- 5) 「これら少数の人びと〔いわゆる思索家〕が偉大な能力を持っていたところで、人民大衆の中では、人間の性格のより高貴な一面が日々的に抹殺され、消滅されてしまうであろう」（WN II pp. 783～784、訳 N 161ページ）というように、マルクスが「部分的労働者が失うものは、彼らに對立して資本の内に集積される」（『資本論』第1部、大月書店全集版、第23巻、473ページ）のべているのと同じ主旨を、スミスも認識しているといえよう。
- 6) 「たとえ國家が下層階級の人民の指導から何一つとして利益を引き出せないにしても、彼らがまったく無指導のままにしておかれるべきではないということは、やはり国家の注意に値することであろう。ところが、国家は彼らの指導から少なからぬ利益を引き出しているのである。」（WN II p. 788、訳 N 169ページ）
- 7) 「権威が社会の内部の分業を支配することが少なければ少ないほど、分業は、工場内部でますます発達し、そこでますますただ一人の人の権威の支配下に入っていく。工場における権威と社会における権威とは、分業については、反比例している。」（カール・マルクス『哲学の貧困』大月書店全集版、第4巻、156ページ）

付記 本論は、拙稿「アダム・スミスの国家論—国家権力の形成過程の論理と歴史を中心にして」『経済論叢』第118巻第3・4号、昭和51年9・10月号、をもとにして、日本財政学会第33回大会（1976年11月5・6日、成城大学）で発表したものである。

学会動向

## 日本財政学会第33回大会

鈴木 茂

第33回（昭和51年度）日本財政学会は11月6・7日の両日、成城大学に於いて開催された。報告者は自由論題12氏、共通論題10氏、計22氏に及び、例年なく盛会であった。共通論題は国・地方をめぐる深刻な財政危機を反映した「中期財政計画」・「地方財政調整問題」及び「税制改革の方向と課題」であった。以下では、共通論題のうち前二者と自由論題のうち田中重博・坂本忠次・中谷武雄氏の報告を中心紹介したい（報告者及び論題は後記の通りである）。

共通論題の「中期財政計画」に関する報告は、藤田晴・佐藤進・野口悠紀雄・広瀬勝の4氏が行われた。「イギリスにおける中期財政計画」を報告された藤田晴氏は、Public Expenditure Survey (PES) と称されるイギリスの中期財政計画の成立の経緯・内容及び内包されている諸問題を紹介された。すなわち、PESは公共支出の有効なコントロールのための制度的改革を提唱した1961年の Plowden 委員会報告を受けて、1963年12月にはじめて白書形式で公表され、数次の改善を経て、とくに1969年の Green Paper によって現行のシステムに近い表示形式が確立し、毎年定期的に公共支出白書として公表されている。それは、5カ年の計画期間（実質的には4カ年）で、毎年改訂延長するローリング・システムであること、中央支出だけでなく地方公共団体の経常・資本支出及び国有化産業その他公企業の資本支出と負債利子まで含む包括的なものであること、中期経済見通しを基礎に公私両部門の資源利用計画にリンクされていること、評価基準としては数量表示 (in volume terms)・費用表示 (in cost terms) を用いていること、プログラム別分析・経済的性質別分析がなされていること等々が主要な特徴である。藤田氏は、PESには種々問題を伴っているが、わが国はこのようなイギリスの実践的事例から学ぶことができると、積極的に評価される。藤田氏のように「中期財政計画」を積極的に評価されるのは野口悠紀雄氏であり、氏は経済企画庁経済研究所システム分析調査室において開発中の財政計画に関するシミ

ュレーション・モデルを紹介し、それを用いた日本財政の中期展望を報告された。

両氏とは逆に、「西ドイツの中期財政計画を報告された佐藤進氏は財政学者の評価をも紹介されながら、否定的に評価される。西ドイツのそれは、1966—67年の経済不況を契機に、1967年6月の経済安定・成長促進法 (Gesetz zur Förderung der Stabilität und des Wachstums der Wirtschaft) の規定を受けた1967—71年度の5カ年の財政計画にはじまる。これは財政計画と多年度投資計画を一体とし、各々ローリング・プランを伴うものである。その機能には財政政策の長期的方向づけ及び計画期間内の財政収支の均衡化を可能とする財政政策的機能や景気政策的操作・情報機能等の経済政策的機能があるといわれているが、財政計画の拘束性・重点形成及び公共団体間の協調等に欠陥を有し、計画に期待された機能が十分活かされていないという。結局、財政計画は財政危機打開策として導入されたものであり、「多年度間の収支均衡」という財政計画の理念が、年次予算の編成執行を政府にとって容易化し、政府の活動範囲の拡大と国民負担の増大がはかられることになる」と警告を発せられる。

東京都の広瀬勝氏は1976年10月に公表された都の「行財政三カ年計画」を従来の「中期計画」と対比されながら紹介し、計画は「都財政の危機を克服する道筋を明らかにするとともに、福祉施策の強化及び災害・公害・事故の心配のないまちづくりというシビル・ミニマムの実現の方途を明らかにするものである」と主張される。

上記4氏の報告を受けて討論がなされたが、佐藤氏が指摘された財政計画の財政民主主義の空洞化・行財政の中央集権化の強化・地方自治の崩壊等に及ぼす影響、直面する深刻な地方財政危機の下で住民生活擁護と地方自治強化に果たす財政計画の意義等について問題提起されたが、未解明のまま残されたように思う。

「地方財政調整問題の再検討」については高橋誠・高橋清・古川卓萬氏の3氏が報告された。高橋誠（「

財政調整における英國型と日本型」)・高橋清(「財政調整における獨塊型と日本型」)の両氏は、財政調整制度の国際比較をされながら、日本型の特徴及びその改革の展望を示された。高橋誠氏によると、英國の財政調整制度は国と地方との間の事務配分の明確化と地方に独立した自主財源を付与するタテ割型であるのに対し、日本のそれは財源の中央集中と事務配分の不明確性・地方の国の出先機関化を内容とするタテ割型であり、そのことが財源配分をテコとした国による地方の中央集権的支配、制度の複雑・精緻・多様性、交付金の補助金化・補助金の交付税制化等の諸問題を生み出しているとされる(高橋清氏の日本の財政調整制度に関する認識も同様)。氏はこのような現行日本の地方財政調整制度の改革の方向に対する教訓を、英國に於いて1976年5月に発表されたLayfield報告(Report of the Committee of Enquiry for Local Government Finance)から得られようとする。同報告は「England, Scotland および Wales の地方財政制度全般を再検討し、勧告をおこなうこと」を目的として1974年6月に発足したLayfield委員会によって発表されたものであるが、次のような英國地方財政の直面する諸問題を背景とするものである。(1)一方では教育・福祉関係費を中心に財政需要・経費の膨張が著しいにも拘わらず、他方では地方収入の中心をなすレイト(Rate, 土地・建物等の賃貸価格に対して課せられるもので、我が国の固定資産税と類似した地方税)。地方収入はレイトの他、中央政府からの国庫支出金及び家賃、公営企業の収入などの雑収入、からなる)が非弾力的であるうえ負担の不均衡・負担の逆進性等の欠陥を有していること。(2)国庫支出金の地方収入に占める比重が増大し、なかでもとくに1967年から導入された一般的補助金であるレイト援助交付金(Rate Support Grant)に対する依存度を高め、地方自治の物質的基礎である自主財源確保上諸問題を生み出していること。(3)資本支出(イギリスの地方財政は経常支出Current Expenditureと資本支出Capital Expenditureからなる)を賄う財源の中心である地方債等による借入金(その他は経常会計からの繰入金、財産売払収入、国庫支出金)の依存度が高く、最近の金利高騰とあいまって金利負担の増大、地方債の短期化が進み、地方財政の大きな圧迫要因となっていること。このような地方財政の直面する諸問題を背景に、同委員会は財政制度改革の基本視点として(1)財政責任(Accountability)、(2)個人間の公正、(3)地域間の公正、(4)消費と投資の選択、(5)効率性、(6)安定性、(7)弾力性

(8)統合性をあげ、この中でもとくに(1)中央・地方政府間の行財政責任分担の明確化、(2)地方自主財源の拡充(地方所得税 Local Income Taxの導入)と税率決定等の一定の課税自主権の付与、(3)中央政府の地方支出金を統合してこれに財政調整機能を純化すること、が提起されている。このようなLayfield報告を教訓とされながら、氏は日本の財政調整制度の改革として(1)事務再配分、(2)補助金のブロック別の一括補助金化及び特定補助金の一般化、(3)自主財源の強化、(4)複雑な財政調整制度の簡素化等々を主張される。

また、高橋清氏はドイツ連邦共和国(西ドイツ)の財政調整制度とオーストリア共和国のそれとは歴史的条件により類似した性格を有していることを根拠に両者を「独塊型」と規定され、その特徴を中央・地方間の税源配分を柱とする垂直的財政調整vertikaler Finanzausgleich)と同位団体間の財政資金の分配をする水平的財政調整(horizontaler Finanzausgleich)との二重構造となっており、両者が体系的に機能し合っているところにもとめられる。氏は、この二つの調整機能が内包する諸問題—垂直的財政調整機能の中心である共同税(Gemeinschaftliche Abgaben)の配分率(連邦・邦・市町村間)の決定基準、邦および市町村の税体系(共同税プラス固有税)、自治体の財政需要の測定、垂直的財政調整と水平的財政調整等の諸問題—を検討しながら、垂直型の日本の財政調整の改革方向として(1)税源配分、地方交付税・地方譲与税による三位一体的改革、交付税リンク税源の根本的再検討(3)府県段階(もしくはブロック別段階)での財政調整方式の創設、を提起される。

両氏の方法とは異って、古川卓萬氏は現行交付税制度の具体的な検討を通じて「改革への展望」をもとめようとする。すなわち、氏は昭和40年代の現行交付税制度の「運営の実態」を大蔵省と自治省の対立を中心と検討し、同制度の抜本的改革の必要性を認められながらも、現行交付税制度の本来の趣旨に即した運用による財政調整機能の遂行の可能性を追求される。

以上3氏の報告を受けて牛島正・横尾邦夫・藤田武夫の諸氏を中心に從来になく活発な討議が行われた。その大要は以下の3点にまとめることができよう。第一は方法上の問題である。牛島氏は現行日本の財政調整制度の改革の展望を追求するにあたって国際比較の意義を認し得るが、その前提として各國の財政制度・地方制度・事務及び財源配分の状況、さらに地方自治の発展段階等が総合的に解明されるべきではないかと主張される。これに対し、横尾氏はわが国の現行財

政調整制度の改革の原点はシャウプ勧告に求めうるのであり、(1)平衡交付金制度、(2)事務再配分、(3)独立税主義、(4)事務再配を提起した同勧告の再評価が必要ではないか、と主張される。そして、同勧告の実行上の限界は事務配分が行われなかつたことにその一因を求めるが、より根本的な限界はシャウプが地域経済の不均等発展の法則を考慮に入れていなかつたところにあるのではないかとして、勧告の再評価を行うには財政調整制度と財政力格差の調整及び地域経済の不均等発展の法則との連関を解明すべきではないか、と主張される。この問題は次の点とも関連する。第二は財政調整制度の機能に関するものであり、垂直的な国と地方の間の事務・財源配分の調整機能と水平的な地方団体相互の地域経済及び財政力格差の調整機能とをいかに統一させるかという問題である。地方自治の強化の為には国と地方の間の事務再配とそれに対応した財源の再配分が不可欠であるが、それのみでは地域経済の不均等発展を拡大する可能性がないとは言えない（財政力と財政需要の不均衡は過疎地帯である農村だけでなく、人口急増の激しい都市に於いてもそれ以上に激化している）。新しい財政調整制度は地方自治の実現、財政力の格差の調整及び地域経済の不均等発展の民主的統制を可能とするものでなければならないとする問題提起が横尾氏から行なわれたが、積極的には討議されなかつた。第三はわが国の現行財政調整制度の具体的な改革案に関するものである。上記のように、高橋誠氏が(1)事務再配分、(2)補助金の整理、特定補助金の一般補助金化・ブロック別補助金化、(3)自主財源の強化、(4)複雑な財政調整制度の簡素化を挙げ、制度全体を「段階的に純化」することを主張された。高橋清氏は税源配分の調整を中心とし、事務再配分を第二段階の調整として位置づけられ、府県の $\frac{1}{2}$ 、市町村の $\frac{1}{4}$ の不交付団体化を目標に税源を国と地方の間で50:50にすることを主張された。しかしながら、藤田氏や古川氏が指摘されたように、現行日本の複雑な財政調整制度それ自体が国の地方に対する中央集権的統制を強化する手段となっているのである、「改革への展望」を示そうとすれば改革案実現の為の変革主体の形成の問題を当然取り上げざるを得ない。この問題についてはほとんど論議されずに終つた。むしろ、この問題に関する興味深い報告が自由論題として報告された田中・坂本・中谷の各氏によって行なわれた。

田中・坂本両氏は戦前戦後の我国地方自治の発展の科学的把握及び当面する民主的自治体建設・財政改革の課題と視点をいかに構築してゆくかという問題意識

の下に、「大正デモクラシー」期の地租および営業税の地方団体委譲問題（田中氏）、大都市起債と町村戸数割課税の問題（坂本氏）を取り上げられた。この時期は日本資本主義に於いて独占資本が成立・確立するとともに、第一次大戦戦中戦後の資本主義の一般的危機への突入を背景に、地方団体の財政危機と天皇制的官僚的支配体制の動搖（都市に於いては資本と労働力の集中・労資の階級対立による都市計画・衛生・道路・社会事業・権力関係費の膨張、農村に於いては義務教育費の重圧とインフレ・農民層の階級分化・小作争議）が激化していった時期である。独占段階に於ける行財政の「中央集権化法則」と地方自治の発展との関係を実証的に解明する格好の素材を提供するものであり、明治地方財政・自治発展の中で評価の分かれている時期である。

田中氏は「官治的」・「地主的」と称される明治地方自治及び地方財政が、その後の歴史的発展のなかでどのように発展・変貌し、再編成されていったかという視角から、両税委譲問題を考察された。両税委譲案は窮屈化した地方団体の財政の立て直しと没落に瀕した都市や農村の中堅階級（中小地主、自作農や都市の商工業者）の救済をはかるものであるが、結局は実現されず、独占資本の意向を強く反映した補助金による中央集権的な財政調整制度に再編成された。言い換えれば、「官治的」・「地主的」地方自治の物質的基盤が独占資本の確立強化に伴ってほり崩されてゆき、それに対して国家権力の側は旧来の中央集権「官治」を補強するためにより近代的な法的規制を伴った、いわば「独占資本的」な「官治」を加えることで再編成をはかるのである。そして、両税委譲案をひきだした主たる要因は「大正デモクラシー」期の労働者・小作人の「民主的地方自治」運動や思想の蓄積にあり、これが戦後改革につらなってゆく、と主張される。このような氏の報告に対し、藤田武夫氏から次の3点にわたって質問が行なわれた。その第一は、「近代的法的規制を伴った『独占資本的』な『官治』の内容についてである。これに対し、田中氏はその例示として(1)戸数割課税が「見立て割り」から課税標準等の法的規制を受けるようになったこと、(2)義務教育費に対する国庫の負担義務が法的に明確になったが、同時に補助金を通じた地方団体の支配が強化されたことを示された。第二は両税委譲案の成立過程をみると、その背景には明治地方自治及び地主の政治的地位が変化し、商工業者の力を無視しては権力者が地方を支配できなくなったという事情が

存在するのではないか、ということである。これに対しては田中氏も同感である旨答えられた。第三点は両税委議案をひき出した主体的エネルギーとしての「民主的地方自治」運動の評価である。運動の高揚は確かに認られるが、その関心は中央政治に集中し、地方自治に関心をはらうものが少ないので運動自体に限界があり、そのことが戦後改革を同時に規定しているのではないか、という点である。これに対しては、田中氏は団体自治のみでなく住民自治を重視しようとする動きがみられたが、「民主的地方自治」運動と制度的連関や準戦時・戦時下の運動の考察等を含めて今後の研究課題としたい、旨の答弁が行われた。坂本忠次氏は大都市起債と町村戸数割賦課税の問題を手がかりに、この時期の「自治権拡充と自治変貌の内実」を検討された。氏によると、大都市起債統制の緩和や戸数割賦課税に於ける付加制限税率の緩和は、この時期の都市財政危機・農村財政危機と住民諸階層の運動に対応した明治憲法体制下の「官治的自治」の大枠の範囲内での、

「上からの団体自治」の最大限に近い保障であったが、国と地方との財政調整が伴っていないこととあいまって、その内容は住民の租税負担及びその地域的・階級的格差を拡大する“見せかけの自治”であった。この結果、住民諸階層の不満を激化し、地方税負担の公平化をもとめる「住民自治」の運動を高揚させ、国家権力の側でも「民主的な財政調整問題の展望を早晚持たざるを得ないことになろう」と、氏は主張される。氏の報告を受けて、この時期、とくに都市化の中で現実化した「古典的地方自治」が戦後の地方自治にいかに連動していくかという問題提起が池上惇氏によって行われたが、この問題はこの時期以降、とくに準戦時・戦時下の地方自治の発展の分析をまつて解明され得るものであり、今後の課題として残された。

田中・坂本両氏の報告は資本主義の独占段階以降に於ける行財政の「中央集権化法則」の下で地域住民の「民主的地方自治」運動や思想がいかに発展してゆくかという問題を実証的に解明する画期的なものであると言えよう。

中谷武雄氏の報告は「アダム・スミスの国家論」をスミスの著述に即して再評価するものであるが、資本主義的国家権力とその変革主体の形成の問題を視野に入れたものであり、当面する地方自治・財政改革問題

に対しても示唆に富むものであった。氏はスミスの体系の中における「時間の要素」に着目して国家権力の形成過程の分析を中心に検討され、スミス国家論の大きな功績は「単純に分業の発展、すなわち生産力の上昇の侧面からのみの把握ではなく、生産力の発展が一方では分業を極限にまでおし進めるとともに、他方では権力の相対的な自立化をも呼び起こすこと、これに対応して、一方では一面化し、統治から疎外され、統治能力を喪失した大多数の住民が形成されるとともに他方で統治を専門的に担い、全体性を体现する一部の集団が形成されることを示した」ことにある、と主張される。

最後に、学会報告を聞いて感じることは、報告及び討論時間が短く、興味深い問題提起がなされながら、充分解明されずに残される傾向がみられることがあります、何らかの対策を期待したい。(1977. 1. 24)

#### 報告者及び論題一覧

- 藤田 晴 イギリスにおける中期財政計画
- 佐藤 進 西ドイツの中期財政計画
- 広瀬 勝 地方自治体の行財政計画
- 野口悠紀雄 財政モデルと財政計画
- 北野 弘久 従来の税制論への疑問
- 小林 威 カナダ税制改革の原点と現実
- 水谷 守男 英国の Texeredit 提案とその批判
- 高橋 誠 財政調整における英國型と日本型
- 高橋 清 財政調整における独逸型と日本型
- 古川 卓万 地方交付税と財政調整
- 福島 康人 投票による自治体政策の事前評価と予算編成の試み
- 小泉 允圓 都市財政力からみた都市成長の限界に関する研究
- 田中 啓一 公共負担金問題と地方財政
- 中谷 武雄 アダム・スミスの国家論
- 八巻 節夫 Emil Sax の財政学説から
- 佐橋 義金 法人税改革の問題
- 田中 重博 両税委議問題と明治地方自治制の変貌
- 坂本 忠次 「大正デモクラシー」期地方財政史研究への一観角
- 毛島 達夫 予算選択の階層構造
- 古田 俊吉 水平的公平と租税ベースの選択

# 戦後日本資本主義分析と解剖批判の武器

— 経済理論学会第24回大会 —

後藤康夫

## I

「わたしも含めて日本のマルクス経済学者が勉強不足で、こうした矛盾にみちた世界と日本をその問題の構造において十分に理論化し歴史的に位置づけていくことが不足していたことはいなめないとおもうんです。従来の『帝国主義論』『全般的危機論』の物差しでは説明できなくなった複雑な現実のなかから、どうやって血がふき出している歴史の姿を切り出してくるのか。わたしは、やはりそのような時代にさいして、かってレーニンがやったようなアプローチが必要とおもうんです。すなわち、いっさいの先入観を捨てて、現在の歴史・具体的な世界と日本の総括的な把握をしなおすべきこと。それをおこなうことは大変な作業ですけれども、われわれのプロとしてやらねばならない仕事だとおもうんです。世界を変える、日本を変えるという壮大な志において社会科学者がまじりをけつしていくことは、この作業にいどみ、生き生きとした現実のなかから、もう先例を延長しては切れなくなった現代の世界と日本の移行の法則・条件を理論化していくよりほかないとおもうのです。こういう総括的なテーマに正面からとり組む必要がありましょう。すでにその兆候が現われており、学会のテーマでも、昨年の土地制度史学会や国際経済学会、今年の経済理論学会など、すべてこうした世界と日本の矛盾の構造の総括というようなテーマをいっせいにとり上げはじめています<sup>1)</sup>」——ここで言及されている経済理論学会第24回大会（1976年10月10・11日、於東京都立大学）の共通論題「現代日本資本主義と全般的危機」をめぐる報告と討論、これらの一端を紹介し簡単なコメントを付すこと、これが小論の課題である。

今年度の共通論題をめぐる報告と討論は、前年度のそれとは少しく様相を異にしていた。前年度の共通論題「現代資本主義と恐慌」における報告と討論が、端的に言って、資本主義の戦後における「段階と構成」

という問題を欠落させた恐慌＝循環論に偏重したものであった<sup>2)</sup>のに対して、今年度は、テーマ自体が、「現代日本資本主義と全般的危機」となるものに設定され、報告者には、「現代日本のマルクス経済学会のもっとも活動的な部分を代表<sup>3)</sup>」する研究者がすえられ、そして実際、報告と討論が、「現在の歴史・具体的な世界と日本の総括的な把握」・「矛盾の構造の総括」・「移行の法則・条件の理論化」を軸になされたからである。

内容紹介に立入る前に、経済理論学会全体の傾向の紹介までに、ここで今年度の全報告テーマと報告者名を掲げておく。

### 自由論題

- 1 「労働過程論の位置と本源的規定」石倉一郎
- 2 「戦後日本の景気循環」長岡 豊  
河上肇博士没後30年記念行事

### 「河上肇の人と学問」相沢秀一

#### 第一分科会 資本論を中心とした基礎理論

- 1 「市場価格・生産価格・市場調節的生産価格」古川正紀

#### 2 「『転形問題』の展開」伊藤 誠

#### 第二分科会 多国籍企業論および日本独占企業分析

- 1 「現代多国籍企業論」野口 祐
- 2 「日本独占企業の財務分析」山口 孝

#### 第三分科会 現代経済学批判

- 1 「新古典派批判とマルクス経済学」瀬尾英美子
- 2 「近代経済学の方法の特質とその思想的背景」是永純弘

#### 共通論題 現代日本資本主義と全般的危機

- 1 「一般的危機論と戦後日本資本主義分析—方法論的反省—」大島雄一

#### 2 「日本資本主義の現段階」井村喜代子

- 3 「スタグフレーションと日本資本主義の危機」鎌倉孝夫

〈討論者〉宮下征次、福田善乙、柴垣和夫、〈司

会者>川上正道、本間要一郎、伊東光晴

## II

共通論題の三人の報告は、概略、以下の如き内容のものであった。なお、念のため断わっておけば、ここでの紹介の素材は、当日配布された報告要旨と筆者のメモだけであって、正確で詳細な内容は、発行予定の学会年報につかれた。

大島報告は、すぐれて資本主義の世界史的発展の「段階と構成」にかかるものであった。すなわち。まず、一般的危機の経済学的規定を、『資本論』を基準——世界貨幣と世界市場恐慌——に、古い資本主義の上部構造としての帝国主義の解体的危機=戦争への、ブルジョア的対応たる戦時国独資——不換制と軍事インフレ——とこれに対抗するプロレタリア的対応たるヨーロッパ革命——労働力商品性の否定——を起点とした資本主義の世界史的段階の終了——世界的には、社会主義の生成=原蓄段階——に求め、その後の資本主義の存立様式を「国家によって再建された資本主義」——歴史的に形成された土地所有を前提に貨幣の再建=管理通貨制——としての国独資と規定。ついで、戦後日本資本主義の性格規定における「世界史的例外性」を、三点にわたって——基底=農地改革における「出もどり資本主義」「高成長」=戦後重化学工業構築の内実、危機局面における在来産業と農業の解体——指摘。最後に、危機からの変革的活路の権杆として、再建の基底をなした「擬制的私的所有」（零細農地私有の固定化）と労働力商品性（資本家の経営権の絶対化）との、直接生産者による実践的止揚を提起。

井村報告は、循環視点偏重論ならびに労賃騰貴による利潤率低下という宇野恐慌論の誤りを力説しながら、きわめて情熱的なものであった。すなわち。最初に、戦後日本資本主義の発展の大枠規定をアメリカの世界戦略——同盟=国独資連合とアメリカによる直接規定としての特殊日本——に求め、次に、国独資における蓄積=矛盾累積の特殊性としてアメリカの戦争への依存=寄生性と大型化投資=過剰蓄積とこれに伴う物質代謝の破壊とを指摘。現段階の矛盾発現を、'70年における生産能力の過剰露呈と'71年における大枠の破綻とし、展望として、生産能力のコントロールと矛盾発現の多様化に対応した国民諸階層の諸要求貫徹運動を提起。

鎌倉報告は、「宇野理論」を前提として、資本主義の危機深化をスタグフレーションの定着に求め、この

スタグフレーションの政策的説明に終始したものであったが、その危機論を次の如く提示した。すなわち、現局面は、資本主義の世界的危機——収れん点=ドル体制の崩壊——であり、各国の対応は、国家主義的でしかありえない——帝国主義の本質の不变性=ブルジョア化——が、「外的圧力」によりその本質具現は制約され対内的支配力の強化に向かう。日本の唯一の資本家的活路は、産業再編=「体制的合理化」と「擬制的国民統合」。展望は、「擬制的国民統合」を打破する思想性=主体性の確立にある、と。

これら三報告に対して、予定討論者と大会参加者から様々な問題提起がなされたが、ここでは、予定討論者による問題提起の項目摘記だけに止めておく。柴垣氏からの、国独資と段階規定、矛盾の発現様式（経済的・外的）の経済学的処理の仕方、主体側の対応=「眞の国民統合」への展望の三点、宮下氏からの構造と循環の関係、福田氏からの、大枠設定におけるアメリカ・日本・東南アジアの関係、矛盾の現局面の推移と主体結集の論理、がそれである。

## III

以上が、共通論題をめぐる報告と討論の一端である。ところで、ここでコメントを付す対象は、こうした「現代日本資本主義と全般的危機」それ自体に直接かかわることでは、無論ない。そうではなくて、「現状分析」のさいに前提されている「理論」——『資本論』体系の骨格としての蓄積=再生産論——の問題である。というのは、当日、報告者からも討論者からも共通して発せられた「主体の未成熟」なる表現が、大会終了後数カ月あまり経過している現在もなお筆者の脳裡を去来しているからである。

一体、「主体の未成熟」なることは、経済学的にはいかなる事柄を指示しかつ意味しているのか。いや、問題は、根本的には、資本の運動法則と生産関係の扭い手とを切り離し、主体（の成熟）の問題を意識=自覚の問題にしてしまう、その経済学——蓄積=再生産論——の理解にある、と言った方がより正確であろう<sup>4)</sup>。したがって、課題は、マルクスが指摘している「新たな社会の形成要素と古い社会の変革契機<sup>5)</sup>」を蓄積=再生産論において確定することにあること、今更あらためて言うまでもあるまい。そこで、ここでは、この課題解決の到達点の再確認と新たな研究動向にふれて、コメントにかえることにしたい。

到達点。蓄積=再生産論の総括としての再生産表式論——「資本主義経済構成の再生産の総括的表式であ

るのみならず、更に変革の基底に貫き徹る鉄の如き必然性を規定するところの基準<sup>①</sup>」。

新たな研究動向。その1。到達点を前提しながらも、『資本論』の「労働日」と「機械と大工業」の内容を蓄積=再生産論のなかで理解することによって、分業と所有と時間の三契機を提起<sup>②</sup>。

その2。その1と同様に「労働日」と「機械と大工業」等の諸章を素材にしながらも、上記の三契機をいま一步深化させた——たとえば、ヘーゲルの『法の哲学』のカテゴリーにならって言えば、「家族」・「市民社会」・「国家」の諸問題がみえてくるよう——蓄積=再生産論<sup>③</sup>。

最後に。全体として次のことだけは、確定的に言えるのではあるまいか。すなわち、戦後日本資本主義は、経済の全機構的な再構成を必至としているだけではなく、同時にまた、その解剖=批判の武器としての経済学の再構成——蓄積=再生産論の影響——をも要請している<sup>④</sup>、と。

#### 〔注〕

- 1) 座談会「激動する世界経済——資本主義と社会主义」における古川哲氏の発言（『経済』No. 153 1977年1月号、63—64ページ）
- 2) 角田修「経済理論学会第23回大会に参加して」（『経済科学通信』）No. 14, 1976年1月）。詳細は、経済理論学会編『現代資本主義と恐慌』（青木書店、1976年）
- 3) 鶴田満彦「現代日本資本主義と全般的危機をめぐって——経済理論学会第24回大会——」（『経済』No. 152, 1976年12月号、212ページ）
- 4) 「経済的範疇の人格化」として人間をとらえることは同時に、経済的範疇そのものにふくまれている矛盾——二者斗争的性格——を揚棄するものも、また人間そのものであるということを、当然に意味するはずであります」（内田義彦『資本論の世界』岩波書店、1966年、165—166ページ）
- 5) 『資本論』第1巻、邦訳全集版、654ページ。
- 6) 山田盛太郎『再生産過程表式分析序論』（改造社復刊版、1947年、3ページ、傍点は原著者のもの）。前述の「主体の未成熟」なる表現を、『日本資本主義分析——日本資本主義における再生産過程把握一』（岩波書店、1934年）の次の規定と対比されたい。「旋盤工と基本線。かくの如き特徴的な旋盤工は、労働力群編成の枢軸としての、規定的な地位において、最もよく透視の利くものと
- して現はれる。茲に所謂る透視とは、旋盤工個個人の意識内容としての透視の能力と云ふ主観的なそれの謂ひではなく、寧ろ、それは、生産過程総機構の客觀法則によって与へられる所のその頑剛な、労働群序列の枢軸としての、規定的な存在そのものが、諸々の労働力群の序列=陶冶=集成を總体としての基本的展望に向けさせる規定点=必然性となると云ふ客観的なそれの謂ひである。厳密な意義におけるプロレタリアートとしてのプロレタリアートの不撓の存立は與へられる」（157ページ）。なお、ついでながら言えば、『序論』=『分析』と同じ再生産論を前提にした「戦後日本資本主義の構造」分析の一頂点と目される南克己氏の「戦後重化学工業段階の歴史的地位」（『新マルクス経済学講座5』有斐閣、1976年）において、「総括=機構——『冷戦』帝国主義の世界陣型」に引き続く最後の表の標題が、「総括=主体——労働力集積の新段階」となっていることに、再生産論を学んでいる筆者には他人事ならぬ関心をもたざるをえなかった——なかんずく、その「集積」なる表現と含意に。同氏の「アメリカ資本主義の歴史的段階——戦後=『冷戦』体制の性格規定—」（『土地制度史学』No. 47, 1970年）における、「マルクスがすでにあの段階で、変革への唯一の歴史的『通路』と喝破した、かの『絶対的矛盾』——『死活的問題』としての『全産的に発達した個人』への要求（いまやそれは、『能力開発』・教育訓練『計画』が『R & D計画』とともにトップ・マネジメント直属の、さらに政府の、枢要の長期戦略的施策となる地点にまで進む）と、他方その『專制的』統轄形態、『労働過程の社会的統制の資本主義的戯画』としてあらわれる旧式分業の『組織的』再版（秒刻みのコンピュータ・システム下の『モルモット』たち）等々とのあいだの対抗も（Kapital I ss. 512—4, 443—6）、いまや極限的かつ全過程的なものとなる（傍点は原著者のもの）」（23—4ページ）という規定に止目すれば、なおさらそうである。「本文省略」という南論文の、その本来の体裁における発表が待たれる所以である。
- 7) 内田義彦『資本論の世界』（岩波書店、1966年）。短いながらもこれに先だつものとして、平田清明「労働者の市民的権利と階級斗争」（高島善哉他『社会思想史概論』岩波書店、1962年）。この立場からの、マルクスの文献的作業——『経済学批

- 判要綱』・『剩余価値学説史』・『資本論』——と『資本論』における商品論から再生産論までの内容=論理展開上の諸課題については、平田清明「個体的所有・市民社会・プロレタリア独裁——概念の再把握のために——」(『現代の理論』No. 150, 1976年7月号)。なお、到達点の再生産論理解を前提にすると言っても、両氏とも、表式の分析基準の重点を商品資本循環から生産資本循環に移しかえる、という新たな、しかも重大な問題をはらみながら、あることに注意。
- 8) さしあたり、『経済科学通信』(No. 17, 1976年11月)の「経済科学の今日的課題」をめぐる報告と討論を参照されたい。
- 9) 内容に即して換言すれば——戦後日本資本主義そのものが、われわれに「急務」として迫ってやまない「『中断』を余儀なくせしめられた戦後民主変革の、ほかならぬ戦後重化学工業段階という新たな基礎上での、『再開』(前掲南論文, 105ページ、傍点は原著者のもの)なる展望は、蓄積=再生産論でみえてくる歴史変革の担い手=主体という、歴史を規定するこの「最終的要因」の一点

にかかわって、戦前段階=「透視の利くもの」(『分析』)なる規定から、今や、上記三つの潮流に共通してみられるが如くの戦後段階とも表現すべき、「全面的に発達した人間」=「全体的に発達した個人」(『資本論』第1巻, 630ページ, 634ページ)なる規定に転回=展開していることの確認、さらに進んで、この新たな規定を軸にした蓄積=再生産論の影琢、以上の二点の課題を解剖=批判の武器としての経済学が遂行してこそ、「敗北の『第1ラウンド』から来るべき『第2ラウンド』へ」(同上, 98ページ)、というその歴史的位置が正当に確定されよう、ひるがえって経済学もまた、解剖=批判の武器としてのその実が示され、いよいよ以って切れ味を鋭くするだろう、とこうである。なお念のため一言。小論で言うところの新たな研究動向という意味は、文字通りに新しい問題を提起している、ということであって、たとえば、その全般的な方向での影琢とか言う含意は、無論ない。けだし、批判の武器の影琢は、武器の批判を伴わざるをえないからである。

——1977年2月22日——

## 社会政策学会第53回大会によせて

伍 賀 一 道

だしている。

現代資本主義の危機の深刻さは、インフレーションと不況のジレンマがその経済的特質として定着しつつあることに示されている。

このような経済的危機の激化は、生産性上昇率・経済成長率の低下をもたらし、「高度成長」期に「確立」した「安定的労使関係」——労働力の販売条件をいかに高めるかということに労働組合の任務を限定し、政治闘争の独自的意義を否定する経済主義・組合主義の枠内に労働組合運動を封じこめる労資協調体制——の物質的基盤をなした「完全雇用」政策を破綻させ、社会保障政策を空洞化させるにいたらしめた。なぜならば、「限度をこえたインフレーションは社会保障の敵対物であり、不況は完全雇用の対立物である」（荒又重雄氏）からである。このような状況にあっては、独占資本の労務統轄機構を通じた「安定的労使関係」の「補強」措置=「能力主義管理」だけでは限界にゆきつかざるをえない。そこで、国家が「労使関係」に介入することによって、「安定的労使関係」の再編成をはかることになる。もっとも、日本においては、「1971年労使関係法」を制定したイギリスのような法的措置を伴うものではない。むしろ、労働組合が国民経済の枠組のなかに協調的に参加することを求めてることによって、国家が危機打開の方策へ国民諸階層を「統合」する方向=「社会契約」路線をとりつつある。たとえば、三木内閣による「生涯設計（ライフ・サイクル）計画」（1975年）はその代表例であろう。

もちろん、独占資本も「社会契約」路線の「成功」に本腰を入れている。「福祉と参加の社会」（日本生産性本部）および「全員参画経営」（日経連）に代表される「福祉」と「参加」のイデオロギー攻勢をかけながら、「利潤分配制度」「従業員持株制度」あるいは「労使協議制」→「産業別労使会議」→「社会経済国民会議」の設置（日本生産性本部）を提起することによって、「安定的労使関係」の枠組の再編成にのり

このような状況にあっては、独占資本の労務統轄機構を通じた賃金抑制（「生産性基準原理」、職能給与政策）のみならず、国家が「労使間の賃金決定」に直接的に介入せざるをえない。たとえば、1975年春闇における国家と独占資本が一体となったガイド・ライン（賃上げ15%）への誘導工作がそれである。

国家が賃金統制政策の推進者として、「労使関係」に直接介入することは、「搾取形態の社会化」の進行とあいまって、国家から、「労使双方から中立的な第3者」という外皮を奪い去り、独占資本とともに国家までも賃金闇争（春闇）の焦点に位置づけられることになる。「高度経済成長」過程を通じて蓄積した労働者・労働大衆の貧困の増大とあわせて、自民党政府にたいする国民の批判は増大し、政治的支配機構自体に「動搖」が生じ、国家と独占資本とはその「補強」の必要に迫られてくる。経済的危機は、政治的危機をも惹起し、政治過程における民主主義の危機が進行する（行政への権力の集中=行政機構の肥大化、小選挙区制に代表される議会制民主主義の危機など）。

このような状況で提起された「社会契約」論は、国家による「安定的労使関係」の再編成の機能とともに、資本の労務統轄機構を用いた政治的支配機構の「補強」の機能をも含んでおり、実質的には、「統合」による全権力の行政集中化であるといえよう。「社会契約」路線が、民主主義の否定のもとになりたっていふことは、今日「参加」を唱える独占資本が、他方で「職場における自由と民主主義」をふみにじって恥じないことを見ても明らかであろう。かくして、企業内・職場レベルから、政治過程にいたるまで、民主主義をめぐる闘いは必然的に激化せざるをえない。

それゆえ、「社会契約」路線に対する「国民春闇」路線としては、「社会契約」論のこのような枠組に対抗して、経済的民主主義・政治的民主主義の実現にむけた革新統一戦線の結成と民主的政府を樹立する課題を前面に押しだしてゆかなければならぬ。したがつ

て、「国民春闘」路線は、「賃金闘争」と「生活闘争」の結合、あるいは政府に対する「制度要求闘争」という次元の問題にとどまるものであってはならない。

## II

昨秋11月に開催された社会政策学会第53回研究大会（於：同志社大学）は、「労働運動の国民的課題」という共通論題のもとで、「国民春闘」路線か「社会契約」路線かを軸に報告・討論が行なわれた。報告者およびテーマは下記のとおりであった。

- (1) 生活構造の変化と労働運動の課題 成瀬龍夫（京都府立大）
- (2) 国民春闘と生活闘争 板東 慧（労働調査研究所）
- (3) 国民春闘の展開過程とその論理 高木郁朗（山形大）
- (4) 春闘史における官公労 早川征一郎（法政大）
- (5) 春闘と労働組合の交渉力 神代和欣（横浜国大）
- (6) 労働運動における制度闘争の位置と役割 松尾均（日本女子大）
- (7) 労働組合と国民闘争 塩田庄兵衛（立命館大学）
- (8) 経済環境の変化と労働組合運動 氏原正治郎（東京大）

学会での報告・討論が、「国民春闘」路線か「社会契約」路線かの2つの陣営に単純に区分されうるものではないことは言うまでもないが、さしあたり、神代報告と氏原報告は「社会契約」論の立場にたつものと考えてさしつかえないであろう。

すなわち、前者にあっては、春闘における労働組合の交渉力を計量経済学のモデルを用いて分析し——76年春闘賃上げの要因は、労働市場要因56%，労働組合の交渉力44%という——、力をもっている労働組合としては賃上げに際しては国民経済的配慮をする必要があるとされる（経済成長率の6割を名目賃上げに、4割を年金、住宅などにふりむけるべきという）。その理由として、①完全雇用の維持の追求、②完全雇用と調和のとれたインフレの抑制の追求、③高齢化社会の到来に備えた年金財政の改善と準備、をあげておられる。

神代氏のこのような主張にたいして、「労働組合の交渉力」なる概念自体にたいする経済学的吟味の必要

——たとえば「交渉力」は賃金法則が貫徹する前提であって、それと別個に設定するのは誤りではないか（舟橋尚道氏）——が提出されたのは当然のことであろう。

また、氏原教授は、「実質賃金・実質生活の確保と安定的な向上、雇用の安定は、いまでもなく労働組合の至上目的だが、このためには、経済環境の整備のための努力が必要である。そのためには、個別企業別組合の努力はもちろん不可欠だが、客観的にも主体的にも、個別企業では解決が困難であり、……從来以上に産業別連合体の経済分析能力、政策立案能力、政策決定への参加能力の重要性が増すと考える。ナショナルセンターについても、同様のことがいえる」とされ、「社会契約」路線への支持を示唆されている。

## III

次に、「国民春闘」の発展を展望するうえで、報告・討論のなかで提起された論点を若干紹介しておこう。

- (1) 「国民春闘」を「日本の労働組合主義の一展開形態と規定する」（高木報告）ことについて。

高木氏によれば、「国民春闘」の論理を要約すれば、「賃金・物価・雇用にかかる労働組合の要求を同時に前進させる論理であり、与えられた経済的条件を前提とした『自重』論議に陥らず、逆に経済的条件そのものの改革へ向おうとする論理であるといえる。

この論理は労働組合運動内部の『社会契約』論とも対抗的であり、……政治的レベルでの変革へのアプローチ（統一戦線論）をも内包している。ところが、74年～76年までの「国民春闘」と称して実践された内容は、

- ① 物価問題などにかんする各労働組合、消費者団体の共同行動と独禁法改正などの政策提起。
- ② 福祉問題などにかかわる代行の「交渉」。
- ③ 雇用、最賃制など共通課題での労組間の共同行動と対政府「交渉」。
- ④ 医療、交通、税制など制度的な課題へのアプローチ、であった。

「国民春闘」と銘うっていたとしても、このような枠内に限定されたものである限り、高木氏の言われるごとく、それは「路線としての『国民春闘』」ではなく、「方式としての『国民春闘』」でしかない。その場合には、「日本の労働組合主義の一展開形態」と規定するほかないであろう。しかし、「国民春闘」が、明確に経済民主主義の実現をめざして革新統一戦線の結成を志向するならば、それは、もはや「日本の労働

組合主義」とは異質のものである。なぜならば、「日本の労働組合主義」とは、塩田報告が指摘されたように、経済闘争と政治闘争との分離、政治的統一戦線が未結成のもとでの企業主義、政党と労働組合とのいびつな関係（たとえば、特定政党支持の強制）を特徴としているからである。

(2) 「国民春闘」論における国家（政府・地方自治体）の位置について。

成瀬報告は、この問題を直接の対象とするものではないが、重要な示唆を与えるものであった。すなわち、「『生活闘争』や『国民春闘』の動向とかかわって、『高度経済成長』過程がわが国の労働者のどのような一歴史時代的な生活様式、労働力再生産の構造をつくりだしてきたのか」を分析課題としながら、福祉問題を軸に、「今日の労働運動は、福祉問題への対応をつうじて本格的に、資本による財源負担を軸とした所得再分配制度の民主的改革と資本にたいする地域規制、地域の民主的再編成の結合、具体的にいえば、社会保障計画と地域計画（とくに都市計画）、民主的地方自治の要求を三位一体のものとして追求していくことが要請されている」とされ、それを中心的に担う公務労働を媒介に、国家の問題を論理におさめようと試みられた。また、別の角度からではあるが、早川征一郎報告「春闘史における官公労」は、春闘20年の歴史における官公労働運動の位置を解明することを直接の課題としながらも、国家セクターにおける民主的規制の問題を展望された。

(3) 「国民春闘」路線における職場闘争の位置について。

主討論にたった熊沢誠氏は、從来の「国民春闘」の実態にたいし、要旨次のように批判された。「労働者の生活保障は、①できるだけふつうの労働者のコントロールによって、②できるだけなじみの労働の場でなじみのなかまとともに、③労働者を競争に追い込む企业的経営権を掣肘するかたちで達成されねばならない。」「たとえば中高年齢層を職場から容赦なく放逐する経営権を放置したうえで、労働組合が中高年齢者の雇用率を義務づけようというかたちで国家に救済を依頼するならば、それは大きな欺瞞である。……労働

者間競争の敗者をなかまから出すまいとする職場の営為こそが、ふつうの労働者がなかまとともに進んで利用する公的制度確立への闘いの出発点なのである」

（熊沢誠『労働者管理の草の根』、日本評論社、10～11ページ）。

この問題は、「企業別組合」論について新たな問題提起（たとえば、『巨大企業における労働組合』〔『現代の労働組合運動』第8集、大月書店〕所収の諸労作参照）のなかで論じられている「経済民主主義と企業内闘争」の問題とかかわって重要である。高木督夫氏は、最近の労作のなかで「企業・経営の範囲をこえた社会的規模における経済の民主的改革の方向への、労働組合の闘争領域の拡大」とともに、「闘争領域の拡大が、同時に企業・経営の内の方へも法則的必然性をもってなされる」という点に注意をうながし、「現代の労働運動と労働組合を把握するためには、それぞれの国家独占資本主義の特質を刻印された全体的な労資関係の枠組のなかで、ナショナル・センター・レベル、産業別レベル、企業・経営内レベルの組織が有機的に結合しつつ、いかなる機能をはたすか、はたしるか、はたさざるをえないか、を明らかにする必要があろう」と主張されている（「経済民主主義と企業内闘争」、『経済』、1977年2月号）。

高木督夫氏のこの指摘は、熊沢氏が批判したような安易な「国民春闘」論への警告——職場では、もはや「反合闘争」が闘えないというあきらめが制度要求の運動論にまといついていることはないか——として貴重であるが、すでに冒頭で述べたように、今日の危機が経済的危機のみならず政治的危機をも含むものであることを考慮すれば、労資関係全体の枠組にとどまらず、政治過程をも含む社会全体の枠組のなかで、労働組合の「ナショナル・センター・レベル、産業別レベル、企業・経営内レベルの組織が有機的に結合しつつ、いかなる機能をはたさざるをえないか」という問題とともに、労働者政党の独自の位置・役割を明らかにしなければなるまい。成瀬報告、早川報告にある「『国民春闘』と国家」の問題への手がかりは、今後一層発展させる必要があろう。

（筆者 八代学院大学教員）

## 書評

## 坂井昭夫著『国際財政論』

杉本昭七

## I

第二次大戦後の現代資本主義世界経済の構造とそこで作用している運動法則とをどのように論理構築するのかという課題の追求（現代帝国主義の理論）は、本来マルクス経済学者だけに課せられた血の湧きたつ仕事である筈であるのに現在までのところ全体像が浮かびあがる程の地平には到達していない。私にはその最大の原因が、未だレーニンの『帝国主義論』の骨組をなす論理を、現代帝国主義の諸現象を解明する際に、「独占段階一般」に共通する法則としてそのまま適用する志向が定着していることにあります。あるいは又、現在世界経済に生起する現象で明らかにレーニンの論理の射程外にあると思われるものに研究上遭遇した場合に、レーニン『帝国主義論』の論理全体はそのままにして検討せず、そこで示唆、関連事項をふくらませ、かつそれが歴史的に拡張されてくる側面を強調することで処理する研究者が多數あるように思われる。私はすでに1966年にマルクス経済学における歴史と論理との関係、マルクス「経済学批判体系」のもつ歴史的限定性、レーニン『帝国主義論』のもつ歴史的制約性について問題を提起したが、少し後には南克巳氏もこれらの諸点について同様の視角を打ち出されてきた。これらの問題提起は宇野論理の立場に立つ人や「正統派マルクス主義」に批判をもつ人達の間ではかなりの関心と論議をよびおこしたが、「正統派マルクス主義」を自認する人達からは、プラグマチズムだと、レーニンを相対的な地位におとすもの、という硬直した反応をうけるか、又は無視されることとなつた。しかし、このような反応も1975年秋の上田耕一郎氏の社会科学の研究態度に関する「報告」で現実から出発することの必要性が強調されたのを機縁に変化するだろうことが予測される。研究者が自己の研究過程の内的必然性によって思考方法を発展させるのではなく、外的権威を展開軸として研究姿勢をあらためるのは情ない次第であるが、間違いは改めない

よりはましであるとはいえるだろう。今後マルクス経済学の根本的な問題について論議が活発化するだろうと期待することができる。

このように全体としては演繹主義、教条主義が支配的潮流となっていた中でも現代帝国主義論構築の努力は若干の人達によって推進されてきた。当然その努力は各研究者が一定の分野、問題に関する実証作業を行うことによってそこに働く法則を一つづつ明らかにし、構造把握へとすすむ方向をとらざるをえない。レーニン『帝国主義論』も、ホプソン『帝国主義論』やヒルファーディング『金融資本論』その他の多くの研究成果を前提としてはじめて可能であり、必然化されたように、「現代帝国主義論」の論理も、各分野での実証作業の積み上げを不可欠の条件としており、今はまさにこのような経済事象の各侧面についての検討にたてる研究業績が多く要求されている研究段階にあると私は思っている。と同時に私はすでに現代帝国主義論の体系的論述にとりかかるべき時期とその条件が徐々に熟しつつあるとの感を最近とみに抱きはじめている。そして私をしてこのような感を抱かせるのに寄与しているのが、俊秀坂井昭夫氏の一連の国際財政問題に関する論稿である。

最近私は現代帝国主義論の論理展開の順序を考えはじめている。それは現代帝国主義の支配の物的基礎としての生産の世界的集積と世界的ネットワークにはじまり、多国籍銀行の世界大での活躍をふまえた上で、現代国際金融寡頭制の諸問題、そしてアメリカ、先進資本主義国、開発途上国のグローバルにみた協力と対抗の矛盾の総体ということになろう。他方この場合かかる現代帝国主義の構造と運動法則は社会主義体制の現存という枠組の中での展開である。このように評者の現下の主たる関心は現代帝国主義論の論理の上向的構築にあるため、坂井氏の歴史的、下向的に現代資本主義への接近をはかったこの著書への一文も、このようなアプローチにおける質的相違が反映せざるをえないだろう。

## II

本書の構成は、次の通りである。1章「分析の視角」、2章「第2次大戦時における英米財政関係の形成・発展」、3章「アメリカの戦後援助と国際的財政管理の展開」、4章「援助と直接投資の絡み合い」、5章「財政負担の国際的配分」、6章「世界企業と国家主権の相克」、補論「アメリカ世界企業と国際分業再編成」。

国独資の下では財政は、中央管制塔としての重要な位置を占めるようになり、国際競争手段として立ちあらわれる。だからそこでは他国の「財政自主権」を争奪することが国際間支配従属関係の要となっている。財政と通貨が不可分になった管理通貨制度の下で、第Ⅱ戦中いかにイギリスがアメリカの援助を武器とした政策の術中にはまり財政と通貨の「自主権」を喪失してゆくか(2章)から分析ははじまり、又それが戦後、IMFアメリカドル支配体制の形成につながり、そこではさらに「通貨自主権」の制限を横杆に各国は国際収支を管理され、財政危機とドル不足の中で一層自由な財政運営の可能性、経済政策の自主的施行を阻まれる一方、アメリカはドルを国際通貨として使用する特権を維持する機構の成立過程(3章)へと、一貫した戦時からのイギリス凋落とアメリカの重要な国際財政管理機構の整備の道がまず解明される。そして4章では「財政自主権」を奪う最大の手段となったアメリカの援助が50年代後半に資本の直接投資に道を譲り、又軍事、経済援助負担を先進資本主義国へ肩代りさせる政策が強行され、開発途上国に対しては援助と直接投資を同時に提供する路線が追求されるようになったこと、そしてこのことは、すでに援助によって各国の財政運営規制の自主性が奪取されてしまっていたために、アメリカが他国の産業と金融を大きく再編成し、かつアメリカ資本をそこへ進出させる基盤が整備されていたことを意味していたと主張される。とくにこの際、援助と直接投資を分離させてとらえる考え方方が批判の対象となっている。5章はアメリカの国際的財政負担の肩代り基準を論じる論者に対する批判を行うことで4章の補完をなすものである。そして6章では政府援助にかわって60年代以降各國の主権を侵犯する主犯に躍り出たアメリカ世界企業が、各國の再生産軌道を自己の補完物に変え、又各國の財政政策を自分の都合に合うような国際分業再編成の方向へ利用していること、とくにその際開発途上国へは援助と直接投資が同時に流入するため、財政上、経済上の主権喪失は

さらに明白にあらわれていることが論じられている。最後に補論では世界企業の国際的支配構造についての実態分析と、その活動の開発途上国におけるエネルギー・資源問題に対するインパクトが分析されている。

財政と国際経済関係という從来切離されたままであって統一的に解明しがたい両分野にまたがる経済事象をこのように、「財政自主権」概念を軸に歴史的構造的にまとめ上げた手腕は非凡なものである。読者は切れ味の鋭さを随所に見ることができよう。たとえばマーシャル援助を通じる国際財政管理機構の創出過程をIMFと広域経済圏と双務協定という三重構造で検出した論理、大戦下にイギリスが疲弊して行く過程の分析、国際的な国家間関係と資本間関係との相互の媒介者として「投資保証協定」および「特許・技術情報協定」を取り上げた鋭さなどがその2・3の例である。

## III

世界経済論を研究テーマとし、その中でも特に現代帝国主義論という視角からこれまで研究にたずさわってきた評者として、気がついたこと、および今後筆者に展開を期待したいのは次の諸点である。

(1) 世界企業による開発途上国での開発路線について。筆者はアメリカ国家機関と世界企業が開発途上国をグローバルな戦略配置の中に積極的に位置づけ、そこを支配し收奪し、これら諸国に開発債務を累積させている現実の構造を生き生きと摘出することに成功している。だがその場合の接近はエネルギー、資源問題および工業化一般の分析であるといってよい。そしてこれはいうまでもなく世界企業の開発途上国に対する基本的な道筋としては正しいことである。だが世界企業の開発途上工工業化の過程を我々はさらに細分して追求する必要に現在迫られている。近代経済学者の若干(例えばG.K.Helleiner)は開発途上国工業化の方法として現地現材料加工型、輸入代替産業型、労働集約的最終財型とならんで世界企業による垂直世界統合下での一定の中間製造工程および部品の生産・組立工程への特化をあげ、この第4の道が1960年代後半から急激にのびてきたとし、この道の選択を不可避な方向だと主張している。そしてその例として、韓国、台湾、シンガポール、メキシコ、西インド諸島の国等をあげている。勿論この道がすべての開発途上国に推奨されるものとなるか否かはまだ不明とはいえ、世界企業によるこれら諸国の産業再編成とアメリカによる包摵を考える場合には、分析に際して、いかなる工業化が推進されようとしているかの検討は不可欠であろう。

## (2) 自主権的接近と現代帝国主義的接近について

筆者は6章3節を「世界企業と国家主権の相互関連に関する一視角」とし、本書全体の総括的な位置においている。ここでは現在巷間にひろがっている議論を2つのもので代表させている。1つは世界企業の活動に対する規制を唱える国連での議論にみられるものであり、他はinternational→multinational→transnational→supernationalな活動をする社会へと企業は発展過程をたどるという、現在では近代経済学者の間で常識化している議論である、とされる。そしてこれらの見解は一方が世界企業の規制を呼び他方が主権の制限ないし解体を唱えるというように正反対の結論を引き出しているが、これら両者とも世界企業と受入国の主権とを無媒介に対置する形であるいはそれだけに一切を収斂させるかたちで論理を巡んでいる点、議論のベースは基本的に変らないとして批判の俎上にのせる。そして世界企業は先ず国際的資本の相互の協定と競争支配と従属の論理レベルで論理展開るべきであるし、第2に世界企業による世界分割を土台にしてその上で運動する国家主権相互の関係の論理レベルで議論されなければならないことが主張される。いうまでもなく、これらは本書全体の展開それ自体で与えられている方法上の鍵である。

だがこの3節だけはその論理が若干判りにくい。その理由は、本書が国家主権の自立性を論理展開上の軸としていることを評者が稀薄化して理解し、ともすれば現代帝国主義論として読もうとするバイアスをもっていたからであった。たとえば現代帝国主義的接近をする場合には超国籍企業、世界企業への傾向を強調する議論、その内実を示すものとしての産業組織が現代ブルジョア国際関係論の中軸を占めることは理の当然であって、多国籍企業規制論はシェーベルの議論のように、その世界化、超国籍化の過程で必然的に生じるアメリカ以外の国家主権をめぐる矛盾として絶えず生ぜざるをえず、したがってその対策も一定程度不可避免に講じられなければならない性格のもの、いわば補完的なものという位置づけになるからである。

又国際的な資本の運動のレベルでの世界企業と国家の論理レベルでの運動法則をその上で展開する事という主張も首肯されるものではある。そしてこの場合も国家主権の自立性という角度から考察する際には何らそれ以上の問題は発生しないかも知れない。しかし現代帝国主義的接近をとった場合には、筆者が比喩的に述べられるように、前者はレーニン『帝国主義』における「資本家団体の間での世界の分割」、後者は

「列強の間での世界の分割」の論理次元にある、と いうように位置づけられるであろうか？前者はもっと根元的なところから、すなわち『帝国主義論』1章における「生産の集積と独占」の論理レベルでの新しい到達点として何よりも位置づけることからはじめられなければならないよう私には思われるからである。

すでにはじめに指摘したようにこれらの問題は、本書が第Ⅱ戦後のアメリカによる世界支配構造確立の過程を、その環をえぐり出しながら解明するという方法をとり、アメリカ世界企業という現在の帝国主義体制の支配資本にいわば下向的に到達するという接近の仕方から生じたものである。評者は今後現代帝国主義論をここから逆に組立てて作業にとりかからなければならないと考えているが、あるいは坂井氏と私との間に現代帝国主義論を新たに構築することの必要性について見解の相違が横たわっているのかもしれない。

## (3) 自主権喪失の段階について

筆者は1960年代にはいって以降世界企業によって各國の再生産構造そのものがアメリカ世界企業の補完的関係に転化し、1950年代に形成された自主権の制限がさらに推進されている、と述べている。これはさきに指摘したヘライナーをまつまでもなく、又南克己氏のいう世界的統体の一環への各国経済の組み込みを問題としているのであるが、この60年代以降の自主権喪失の過程は、以前の自主権喪失とどのような質的相違をもつものなのであろうか？第Ⅱ戦以前と戦後の歴史段階との相違はとくに旧列強に関しては、自主権を鍵にした分析で明白になるよう思われるが、小段階の変化を分析する際にはさらに一層の概念の細分化又は別の角度？が必要なのではないだろうかと思う。

## (4) 贈与と借款との関係について

1950年代半ば以降、とくに60年代におけるドル危機に伴う援助の効率化と肩代りを分析する際、重要な指摘として贈与から借款への転換が用いられている。全体としては誤りには結びつかないだろうが、戦後アメリカの贈与はしばしば誤解されるように対価の不要な「贈り物」ではなく、条件（金額、利率、返還時等）を一切明示せず、しかも供給国が必要な時に被援助国に金額、利率、返還時点等を指図する種類のものを内容とする。日本に与えられたガリオアおよびエロア資金の場合のように。だとすればこの点に関して一定の検討が加えられる必要があるだろう。とくに援助が戦後帝国主義体制構築の最重要的ルートであったのであるから。（有斐閣、1976年刊）

## 保田芳昭『マーケティング論研究序説』

加 藤 義 忠

### I

周知のごとく、アメリカ流のマーケティングは、戦後のいわゆる高度経済成長期にわが国へ本格的に導入され、いわゆる高度経済成長、すなわち独占資本の高蓄積を推進する大きな動力の一つとなった。また、この時期のわが国のマーケティング論の主流は、アメリカ追随で独占本位のわが国経済を反映した直訳的で独占奉仕的内容のもの、すなわち当時アメリカで開花しつつあったマネジリアル・マーケティング論そのものであったし、基本的には今なおそうである。ちなみに、1970年代に入り、とりわけいわゆる石油ショックによって促進された戦後最大の構造的なインフレと不況の中にあって、「『社会的』視点の強調という形でのマネジリアル・マーケティング論の『補強』」（はしがき、1ページ）の必要性が、ブルジョア・イデオロギーたちによって高らかに宣言されている。

だが、このようなマーケティング論がすべてかといえば、そうではない。国民の革新的な諸活動にささえられながら、マルクス主義経済学の流れをくむ若干の研究者たちが、マーケティングの科学的把握をめざして努力を傾けている。本書は、この流れの中に位置づけられる貴重な成果の一つである。

### II

本書の形式、すなわち編別構成は次のごとくなっている。

- 序章 マーケティング・イデオロギー
- 第1編 消費者中心志向論
  - 第1章 戦前のマーケティング論と消費者志向
  - 第2章 戦後マネジリアル・マーケティング論と消費者中心志向
- 第3章 消費者中心志向の基本的性格
- 第2編 マーケティング・コンセプト論
  - 第4章 マーケティング・コンセプトの形成と背景

- 第5章 マーケティング・コンセプトと独占
- 第3編 市場細分化論
  - 第6章 市場細分化論
  - 第7章 年齢集団別細分市場
  - 第8章 市場細分化再論
- 第4編 ミリタリー・マーケティング論
  - 第9章 ミリタリー・マーケティング論の基本視角
- 第10章 経済軍事化とマーケティング
  - 補章 『マーケティング経済論』をめぐって

さて、次に本書の内容について見てみよう。本書を全体的に見れば、以下のような特徴・独創性をもっている。第1に、俗流マーケティング論が批判的マーケティング論かを問わず、従来のマーケティング論では独占資本が独占利潤の獲得のために商品販売にかかる行なうマーケティングの「市場政策行動的側面」（はしがき、2ページ）の研究を偏重する傾向にあつた——今なおその傾向が支配的である——のにたいして、保田氏はマーケティングを「思想的側面と市場政策行動的側面の統一物」（同上）として把握する立場から、戦後アメリカのマネジリアル・マーケティングを対象として分析されている点である。序章で展開されているこのような氏の基礎視角は、第1編から第3編まで導きの糸として貫いている。

第2に、マルクス主義的立場からの批判的マーケティング論の通説的見解にしばしば見られたいわゆる経済主義的ともいいうる見方、すなわち国家とかかわりをもつような市場、例えば、いわゆる軍需市場で軍需独占資本が独占利潤の獲得のために展開するマーケティング——ここでのマーケティングは国家がかわるが故に、いわゆる民需市場のそれと異なった性格をもつてていることは、もちろんである。これについては後ほど再論する——を分析の対象から、意識的、あるいは無意識的には必ずしも見方に満足せず、その不充分性を克服する立場から、未開の分野である政治と経済の境界領域に果敢に挑戦され、鋭い分析のメスを

あてられている点である。本書の第4編は、このためについてやされている。この箇所は保田氏のまさに独壇場的ともいえるところであり、それ故に、読む者を引きつけづにはおかないとところもある。

以上のように本書は基本的に二つの独創性をもっているが、以下紙幅の許す限り、各章の内容をごく大まかに紹介しながら、私なりに若干のコメントを加えてみたい。

### III

まず、序章では、「現代マーケティングの本質究明にあたって、イデオロギー的侧面の研究はその重要性にもかかわらず、従来わが国の研究では必ずしも十分なされていないのが現状である」（本文、1ページ）との問題意識を基礎として、保田氏はマーケティングの本質認識にかかる諸見解を批判的に検討しながら、史的唯物論の観点からマーケティング・イデオロギーを位置づけ、「マーケティング・イデオロギーは、独占ブルジョアジーのイデオロギーの一翼を担つて機能する。それは、マーケティングの内的本質的関連、その階級的性格をいんぺいし、危機に直面した独占資本にあれこれの役立つ、有用なプラグマティックなイデオロギーとなつてゐる」（本文、11ページ）と結論づけられている。そして、次に、マーケティング・イデオロギーの哲学的基礎としてのプラグマティズムとの関連を折出され、ブルジョア・マーケティング論の実用主義的性格を浮彫にされている。

序章はこのように学界の弱点・盲点をついた意欲的な研究である。この点を私はまず高く評価したい。だが、この章にかかわって、私が若干ひっかかりを感じる点が二つある。それが本書の読みの不足から来るものであれば、お許しを乞いたい。

第1に、保田氏は「独占のマーケティングは、たんなる価値実現=生産価格による実現ではない。流通過程を通じてする収奪価値の実現をふくむところの独占価格による実現=それによる独占的高利潤の最大限獲得こそその目的にほかならない。独占価格による『収奪価値』の取得と実現こそ、独占のマーケティングに固有の問題であることを看過してはならないであろう」（本文、4ページ）と述べ、従来のマーケティングの定義で軽視されがちであった非独占資本などからの収奪の側面を前面におし出されている。この点はたしかにその通りである。だが、それを強調されるあまり、今度は逆に、氏の定義では独占利潤総体の分配をめぐる独占資本相互間の激烈な競争手段としての側面

が、軽視ないし無視されているように思われる。二つの側面は、収奪の側面を機軸として統一的に把握されなければならない。氏の場合、第1編以下では独占資本間の競争手段としての側面も取上げられている。そうであればなおさら、内実を反映したマーケティング概念の構築が望まれる。

第2に、保田氏は「いわゆるマーケティング論が客観的法則性を追求するものではなく、資本のための技法と思想の体系にとどまるかぎり、科学でもたんなる技術でもない」（本文、14ページ）と主張されている。俗流マーケティング論は客観的な法則性、とりわけ発展的法則性を追求するものではなく、基本的に独占資本の独占利潤の追求のために奉仕する「技法と思想の体系」（同上）といえよう。この点、私も全く同感である。ただ、ここで今後さらに検討を要する課題は次の点であるように思われる。独占資本の利益に奉仕するという限りにおいてはあるが、一定の法則性——これは人間相互の交換関係にかかわってはいるが、生産関係の側面ではなく生産力の側面における技術的・自然科学的な法則性に類似したもの——を反映した技術がマーケティングの中に含まれているのではなかろうか。それ故に、氏も認められている社会主義社会という「高次の段階への転化の問題」（本文、277ページ）も論じられるのではなかろうか。したがつてまた、俗流マーケティング論の中にも、一定の技術的法則性を反映したものが含まれているのではなかろうか。しかし、このような法則性の追求は、マーケティング技術論の課題になりえても、マーケティングに現われている生産関係を追求する科学的なマーケティング経済論の課題になりえないことは、いうまでもない。

### IV

次に、第1編では、「消費者中心志向」は現代のマネジリアル・マーケティングの思想的中核であることが解明されている。その第1章にて、「戦後に支配化したコンシューマ・オリエンテーションは、これを『消費者志向』ではなく、『消費者中心志向』として把握すべき」（本文、25~6ページ）とする保田氏の視角から、消費者を再生産過程の終点、すなわち商品の価値実現の局面において調査・分析するという「消費者志向」は、「決して戦後の新しいことではなく」（本文、26ページ）すでに「戦前のマーケティング論に内属して」（はしがき、2ページ）おり、「独占資本の市場問題をめぐる一定の競争の激化を反映して、それに対応して増大していった」（本文、36ページ）と

して、それを歴史的に検証されている。上記の意味の「消費者志向」と生産計画や設備投資計画のあり方までに関与する「消費者中心志向」は明確に区別して把握されなければならない点をはじめて力説されたのは、保田氏の功績の一つである。しかも、この「消費者志向」との関連で、1930年代のマーケティングの中で割重要な役を果たしたマーチャンダイジングを企業の生産計画の態様を支配するものとして、あるいはマーケティングの高姿勢から低姿勢への転換として理解する通説的見解にたいして、氏は疑義を呈示し、「マーチャンダイジングは、……かかる『消費者志向』の増大・発展過程の反映でもあったし、戦後の『消費者中心志向』へ『消費者志向』が転化する重要な契機をすでにそこに内包していた」（同上）とする批判的な見解を対置している。この点の当否の評定は、私の現在の能力を超える問題であるが、ここにも氏の学問創造の原動力ともいえる批判精神が脈々と流れている。

さて、第2章では、保田氏は、戦後のマネジリアル・マーケティング論におけるたんなる「消費者志向」から「消費者中心志向」への転化とその全面的発展について、諸論者、例えば、フェルドールン、ハンセン、ハワード、マッカーシー、レイザー、ケリーの諸見解の批判的考察を通してあとづけているばかりでなく、経済的土台の基底たる生産過程の基本的变化、すなわち技術革新の必然的反映として、いわば唯物論的に把握されている。この点について、氏は次のようにまとめられている。「消費者中心志向の必然性をもたらす基本要因を独占資本の生産、したがってまたオートメーションを中心とする技術革新に求めねばならない」（本文、60～2ページ）。

この章での保田氏のもう一つの重要な主張点は、「消費者中心志向」と「危機のブルジョア・イデオロギー」（本文、39ページ）である「消費者中心主義」の区別と連関を正しく理解すべきであるといわれている点である。つまり、前者は「個別独占資本の立場」（本文、38ページ）からのカテゴリーであるのにたいして、後者は「社会的次元」（本文、64ページ）からのものであるという区別があるが、他方、前者は後者の「強調によって補完される」（本文、65ページ）という関係にあると。

次に、第3章に目を転じよう。ここで、保田氏は、前章で考察した戦後のマネジリアル・マーケティング論の「消費者中心志向」を「さらに内在的に検討」（本文、66ページ）するために、新しいマーケティング・コンセプト、すなわちマーケティング理念への関

連性を考慮に入れながら、「消費者中心志向」の基本的性格とその役割の析出に努められている。そして、要約的に次のとくに述べられている。「その基本性格としては、戦後独占資本の技術革新生産体制の内的諸矛盾、ここでは、とりわけ激化した市場問題を資本家的に『解決』せんとする独占資本の現実の切実な要請にこたえる一つの経営イデオロギーとしての性格である」（本文、76ページ）。そして、このマーケティング・イデオロギーは次のような諸属性を有する。第1に、資本主義にたいする弁護論的性格と、第2に、主観主義的性格をもち、第3に、いわゆる社会的責任論の一環を成し、第4に、たんなる販売領域にとどまらず、生産、投資、人事などの計画段階にまで拡大した「経営の基本哲学」としての性格をもっている。

しかも、このような基本的性格をもつ「消費者中心志向」は、上述の「独占資本の一つの経営理念としての侧面」（本文、77ページ）と「同時に現実のマーケティングないし経営の組織と行動を規制していくという反作用の侧面をもっている」（本文、76～7ページ）。そして、後者の反作用の侧面は、「典型的には、市場細分化戦略」（本文、77ページ）の中にあらわれている。上部構造の一環としてのマーケティング・イデオロギーが、土台の一環としてのマーケティングに反作用を及ぼし、その行動方式を規制するといわれる氏の叙述は、まったくその通りである。

そして、最後に保田氏は、「消費者中心志向」の役割は、生産過程での「労資協調主義」と一体となり、それを補完する形で「流通過程での価値実現・独占価格による収奪を可能ならしめる」（同上）点にあることを明快に指摘されて、この章をしめくられていく。

## V

第2編では、前編との重複が若干あるが、「消費者中心志向」を主柱としながらも、マーケティングの諸活動の結合や販売量の増大よりも利潤の追求という考え方をも総括する観念形態たる「マーケティング・コンセプト」の考察が中心的に行なわれている。この編も前編同様に保田氏の先駆的業績の一つに属する。

第4章では、戦後のアメリカを例にとりながら「マーケティングの一般的・本質的な性質または関係をあらわす観念としての、マーケティングの概念」（本文、80ページ）と意味を異にする「マーケティング・コンセプト」の形成と諸見解の批判的検討、ならびに「マーケティング・コンセプト」の背景としての生産過程

の変化が主として考察されている。そして、保田氏は「戦後の軍事経済を軸とする再生産構造がうみだす生産と消費の矛盾のかってない激化は、市場の徹底的耕作を必要としたし、それが、マーケティング・コンセプトの一般的背景でもある」（本文、94ページ）とする傾聴に値する指摘をなされている。

さて、第5章では、保田氏は、戦後のアメリカ独占資本の「新しい宣言」（傍点——保田氏）（本文、98ページ）であるマーケティング・コンセプトにたいする独占資本の經營者および教育者の態度の調査・分析と經營管理組織の再編成への影響とコンシューマリズムについて明快に説明しながら、マーケティング・コンセプトの改訂版への批判を展開している。氏のここでの結論を長きをいとわざ引いておこう。「1950年代以来、アメリカ企業の『新しい宣言』として熱狂的に歓迎され普及されてきた新しいマーケティング・コンセプトも、現代資本主義の市場諸矛盾をその主観的意図とは逆に拡大再生産してきたし、また深まりゆく体制的危機に対応すべく、独占の側でのその再検討ないしはさらに新たなるイデオロギー的粉飾を必要とする段階に来ているといえよう」（本文、118ページ）。

## VI

第3編では、マーケティング・コンセプトの中核となっている「消費者中心志向」というマーケティング・イデオロギーの反作用を典型的に具有する市場細分化政策が、批判的に考察されている。そしてここで、氏は、主として「市場細分化戦略は、製品差別化戦略とともに現代マーケティング戦略の主柱であり、現代マーケティングの思想的側面と市場政策行動的側面の統一的戦略として基軸的位置を占めている」（はしがき、3ページ）点を解明されている。この編での氏の研究は、批判的・科学的マーケティング論の領域で、他の編と同様に先駆的な意味をもつものであるばかりか、後から研究する者にとって、必ず目を通さなければならぬ高度の研究水準をもったものもある。それ故に、書評という形式で紹介しきれない含蓄のある貴重な叙述が随所にちりばめられている。それを承知であえて紹介すれば、以下のように要約できよう。

第6章では、ウェンデル・スミスを筆頭にする市場細分化論の代表的見解を批判的に考察した上で、保田氏は「これまでの製品とは実質的に異なる製品……を消費者または使用者の必要と欲望を満足さすべく開発し、もって特定市場を支配しようとする性格をもつ」（本文、134ページ）市場細分化政策の諸矛盾を抽出さ

れている。

第7章では、保田氏は主として、市場細分化論で重要な人口統計学的基準の一つである集団別の細分市場についてのアメリカの研究内容をたんねんに紹介しながら、それに批判的コメントを加えられている。ここでは、とくに次の氏の主張に創造性が發揮されている。氏いわく。「實際上、ある基準で同質的とみられた細分市場は、他の基準でみると異質的であるといえよう。だから特定の細分市場は、主要基準と副次的諸基準の混成としての細分ミックスに外ならない」（傍点——保田氏）（本文、172ページ）。この細分ミックス概念は、氏によってはじめて定立された独創的なものである。

だが、「独占段階におけるマーケティングが市場支配を通じて独占的高利潤を獲得するばあいの主要な特徴は、いわゆる非価格競争を通じて、すなわち独占価格の実現を価格以外の諸方策でもって補強し、それらの有機的連関においておこなうところにあるとみられる。現代マーケティングにおいては、そのばあい、マーケティング諸手段——製品、広告および販売促進、経路、価格——が個々に取上げられるのではなくて、諸手段の効果的な統合と計画化が重視される。しかもその諸手段のうち製品が核心的位置を占めている」（本文、168ページ）といわれる氏の見解にはうなづけない点がある。

つまり、氏はマーケティングは独占価格の実現を価格以外の諸方策で補強しながら行なうといわれながら、その諸方策の一つに価格を入れられているのは自己矛盾のように思われる。これはマーケティングをいわゆる非価格競争の手段として把握する見解——かなり広範囲に広まっている——を基礎とするものであるが、果たしてこのような理解を全面的に支持していいものだろうかというのが私の根本的な疑問である。けだし、独占資本が体系的に展開するマーケティングにおいて、ある歴史的条件下では価格も独占資本間の重要な競争手段であるし、また、仮に生産価格を上まわる独占価格が独占資本の協調を基礎に設定された場合を想定しても、この独占価格には独占価格ベルトとでもいうべき一定の幅があり、この幅の中では主としてブランドの強弱を基礎として独占資本総体で許容された範囲内の価格をめぐる一定の競争が展開されているからである。したがって、マーケティングを非価格競争の手段ととらえる理解を無批判的に取り入れられることには賛同できない。

第8章では、保田氏は最近のアメリカにおける市場

細分化論の新しい動向とその特徴について、コトラー、コラット、エンゲルなどの諸見解を例にとりながら分析した後に、今度は日本に目を転じ、故白髭武、橋本歎、石原政武の三氏の所説を批判的にとりあげられている。

さて、ここでは、私は保田氏と石原氏との論争点に関連して若干のコメントを述べさせていただくにとどめたい。両氏の論争点のポイントを私なりに解釈すれば、独占資本が独占利潤の入手の一形態として展開する市場細分化政策の対象・標的とされる消費者の欲望をどのような性質のものとして捉えるかという点であろう。両氏の主張はおそらくこうであろう。保田氏は独占資本の利益に奉仕する限りにおいて、独占資本は客観的に存在する欲望の差異性を認め、それをあれこれの指標・基準から細分し、それを標的としてマーケティング・ミックスを展開し、独占利潤を引出すといわれるのにたいして、他方、石原氏は、独占資本の展開する市場細分化政策によって、消費者の欲望は独占資本の意図の下に好ましい方向に作り変えられるといわれるのである。私の上記のような理解が正しいとすれば、両氏の把握のちがいは同次元での対立ではなく、問題の次元のちがいにすぎないように思われる。そもそも、「人間の欲望や享楽は社会的なものであるから、相対的なもの」（マルクス『貨労働と資本』国民文庫、54ページ）である。独占資本主義下においても、もちろん消費者自身の作る欲望は無視できないけれども、独占資本の支配的な状況の中では、ここで問題にかかわっていえば、独占資本の展開するマーケティングによって、欲望が主導的に形成されていると見なければならない。だが、独占資本といえども全知全能の神ではない以上、欲望一般を無視できないばかりか、自然的かつ経済的に見た人間の客観的存在のちがいを反映した欲望のちがいを無視できないことはいうまでもない。ちなみに、独占資本が前とは別の新しい基準で市場細分化政策を展開する際に、以前の市場細分化政策の結果形成された欲望の反作用も考慮に入れなければならないだろう。

## VII

第4編の「ミリタリー・マーケティング論」は、すでに述べたように、わが国の研究状況下でまったく未開拓の分野に属するが、保田氏はこの分野に敢然と挑戦し、きわめて内容豊かな業績を創出されている。例に従って、要約的紹介を行ないながら、若干のコメントを述べてみたい。

まず、第9章では、保田氏はミリタリー・マーケティング論の展開の基礎視角をえるために、森下二次也氏の所説を内在的に検討しながら、森下氏の論理から見ても、「独占資本の主体的な市場政策行動はたんに民需部門に限定されるわけでは決してない」（はしがき、3ページ）とする積極的な主張を呈示されている。そして、「マーケティング活動をすぐれて民需市場とのみかかわらしめる伝統的見方」（本文、215ページ）を基底にもつ森下説について、次のようにその特徴を指摘されている。第1に、「大戦中のマーケティング活動中断説」（同上）である。第2に、「戦時・戦後の軍需市場をめぐる独占資本の市場争奪・支配的局面をマーケティング論の射程外におき去」（同上）り、第3に「アメリカ独占資本のマーケティング活動を全面的に理解するの道に障害をもち込む」（本文、216ページ）ものである。保田氏が科学的・批判的マーケティング論の体系化のために、国家と密着する部門に科学の光をあて、創造的で貴重な研究活動を展開していることにまずもって敬意を表したい。

このような評価の上に立って、保田氏の研究がより発展されんことを念じて、気にかかる点を一つ述べさせていただきたい。それは、民需部門で展開されるマーケティングと軍需部門のそれとの相違性をどのように析出するかという問題にかかわっている。軍需市場は、買手が基本的には独占資本の代表たる国家であるだけでなく、武器という特殊な使用価値を持つが故に、民需にかかわる消費財部門で展開されているマーケティングとはちがって、独占資本総体が国家を媒介して行なう一定の統制という側面と同時に、生産財部門のマーケティングに類似した側面をあわせもつという特質を持っている。この特質について、氏自身も第10章ならびに補節1の随所で指摘されている。もちろん、両者の間に共通性があり、氏の場合、この側面の強調が若干いきすぎているようだが、それはそれとして、これを基礎とした上での差異性が問題である点は、いうまでもない。このように軍需市場でのマーケティングと他の市場でのそれとの共通性を基礎とした上で、両者のちがいを明確化する視座に立てば、森下氏の所説を保田氏とはちがう方向から再吟味し、新しい地平を切り開くために正しい意味で止揚することが、私たちに課せられているように思われる。

さて、次に第10章であるが、ここでは第9章で展開された保田氏の創造的な理論の骨組の上に、アメリカを例にとり事実による肉づけがなされている。次々と事実を基礎になされる軍需市場のマーケティングの性

格解明の見事さは、読む者を引きつけてはなさない迫真性をもっている。そして、ここでは、主として独占資本主義の発展にともなう経済軍事化の典型国としての現代アメリカの国家独占資本主義的な軍需市場の特質の析出を基礎に、それとの関連で、その上に展開されるミリタリー・マーケティングの特質について分析的に考察し、経済軍事化とマーケティングの関係を二様に把握されている。第1に、国内の軍需市場をめぐる独占資本のマーケティングが激化するばかりか、「海外軍需市場の拡大・争奪・支配へと結びつかざるをえな」(本文、219ページ)くする。第2に、経済軍事化は、「民需部門を相対的あるいは絶対的に縮小させ、……民需市場における独占のマーケティングを一層激しくする傾向をも」(同上)っている。さらに、海外マーケティングの展開に結びつく。

以上は、第10章の要点を述べたものであるが、保田氏は補足的に補節1において、森下氏の批判への反論をなされている。ここでの反論は、第9章で述べられた氏の独創的な主張をさらにふえんしたものである。ここでの氏の主張にも鋭い指摘が多数見られる。この点は、批判的マーケティング論の今後の発展に大きな貢献となろう。

次に、補節2では、保田氏はわが国を震撼させた、「ロッキーード疑惑事件」を軍需独占資本の展開するインターナショナル・ミリタリー・マーケティングの事例として取り上げられている。この節には、現実的具体的矛盾にたいする氏の鋭利な問題意識がみなぎっている。学問のための学問に終らせまいとする氏の世界観の必然的な発現であろう。

## VII

補章では、森下氏の監修の下に、保田氏も参加されて『資本論』に基本的に立脚する研究者を中心としつつ広範な研究者を結集して刊行された『マーケティング経済論』(上、下巻)によせられた故松井清、竹林庄太郎、風呂勉、荒川祐吉、角谷登志雄の諸氏の論評について、保田氏が個人的立場から言及したものである。ここでは、まず、商業・流通・マーケティング分野には三つの学問領域、すなわち商業経済論とマーケティング論と流通論があるとした上で、わが国の商業・流通・マーケティング学界の現状を左右の二つの潮流とその中間で動搖をくりかえす潮流の三つに分けられている。次に、諸論評に答えながら、氏は今後の研究課題について問題提起をなされている。この鋭い問題提起から、私達は多くのことを学ぶことができるとともに、氏はこの膨大な課題は、多くの批判的・革新的な研究者の眞の意味の共同研究によってはじめて達成しうる展望が開けることをも私達に説かれている。

以上で行なった本書の内容の要約的紹介とそれにたいする私なりの若干のコメントの显示を通して、本書は学界レヴェルを引上げるにふさわしい高度の理論的内容をそなえたまさに労作の名に恥じないものであることが、明らかになったであろう。本書が、認識の糧として、一人でも多くの人々に読まれんことを願ってやまない。

(保田芳昭『マーケティング論研究序説』1976年12月刊、流通経済学選書6、ミネルヴァ書房)

## 熊野聰著『共同体と国家の歴史理論』

吉田秀明

国家論・所有論・類型と段階をどう理解するかは、現代の歴史学ならびに経済学の軸点をなしているといえよう。本書は通例別個の分野としてあつかわれるこれらの問題を統一して把握し、著者の独自の歴史理論を提示したものである。本書は三部から成り、若干の新稿とこの五年間の論文を含んでいる。論点は多岐にわたっているので、そのすべてを詳しく紹介することはできないが、その概略を示すとともにあとにいくつかの疑問点を指摘しておくことにする。

### I

第一部「エンゲルス国家論の再検討」では、『反デューリング論』から『家族・私有財産および国家の起源』へのエンゲルスの国家論の発展が文献的に示される。マルクス主義国家論においては「二重機能」論と国家便利説という両極端の傾向が存在する。「二重機能」論は国家の公共的機能と階級抑圧の役割とを認めるが、実際には前者を重視する考え方である。国家便利説は国家を階級抑圧の機関に一面化し、被支配階級を抑圧するために発明されたものであり、任意につくりだしたり廃棄したりできるものであるとする国家の観念論的把握である。

『反デューリング論』には支配隸属関係発生の二重の道、即ち(1)共同事務の個人への委託とこの社会的機能の独自化、(2)家族労働の補完物としての奴隸の発生と、これが生産的労働の支配的形態となる過程とが示されている。ここでは第一に、階級が発生する以前に國家が成立しており、この国家は共同の利益と外敵の防御だけを目的としていたこと、第二に、階級分裂以後は国家の階級抑圧機能と共同機能が別個のものとして並存することが明確に述べられている。したがって『反デューリング論』によるかぎり「二重機能」論は避け難い。

これに対して『起源』でのエンゲルスの家族と国家に関する見解は、モルガンの理解によって変化する。

(1)の道によって発生した国家は氏族制度と規定され、この氏族制度が無力となった時にはじめて国家が発生

するとされる。それゆえ階級抑圧はもはや公共機能とありならぶのではなく、公共機能がはたされる不可避的な形態となるのであり、「二重機能」論はこの観点から克服される（以上I）。

次いで国家便利説批判に移る。レーニンは国家の公共機能を把握できず、最初の国家は奴隸を統治する国家であり、奴隸を抑圧するために奴隸所有者がつくったものであるとしている。だがこれは『起源』の思想と一致しない。『起源』では奴隸と自由人との階級対立ではなく、自由人内部の対立を抑圧するために国家があらわれ、その結果として自由人と奴隸が対立するようになったとされている。また公的強力という言葉が使われるは住民の武装組織が不可能になり、全体と部分の総和が一致しない強力が形成されるからである。奴隸は国家の外側にいて、奴隸の抑圧は主人の私的行為である。レーニンは公的強力が奴隸抑圧のために形成されると解釈するが、これでは「公的」の説明ができない（IIの一）。

さらに滝村隆一氏の征服国家論批判。征服国家論とは「二重機能」論の亜種であり、公共機能の筆頭に戦争をあげる点だけが特色である。『フォイエルバッハ論』では、国家は内外の攻撃から共同の利益を守るためにつくりだされたと規定されると同時に、国家発生の外的契機と内的構成が関連づけられ、かつ後者こそ国家の本質とされている。ここでは『反デューリング論』と違って外的防衛の必要性からだけでは国家は成立しないとされている。滝村氏はこの関連をみていない。彼は〈共同体一郎一国家〉と〈共同体一内一国家〉という魅惑的なテーゼをたてて外的契機と内的構成とを把握し、また奴隸支配は共同体による共同体外的支配であることを正しく指摘した。だが、奴隸制成立のためには、奴隸を養うだけの征服共同体の生産力発展が必要であり、その意味で共同体の内と外とが構造的連関を有していることが明らかにされねばならない（IIの二）。

IIは線文字Bの解説という実証研究の成果にもとづいて、モルガン・エンゲルスの時代区分の修正を主張

している太田秀通氏への批判にあてられている。太田氏はミケーネ社会を『諸形態』に述べられているアジア的形態から古典古代的形態への中間段階、文明と国家の段階とする。しかし氏が国家成立の指標としてあげるサービス労働を担う奴隸の存在や、手工業の農耕からの分離、貢納制度と官僚を備えた王権等は、マルクス・エンゲルスの国家の指標ではない。したがって時代区分の修正は必要である。

補論は太田氏の再批判と原秀三郎氏の国家形成論批判であるが、同時に著者の国家成立の画期が示されている。この画期は社会秩序の基本的要素が国家機関となった時点に求めるべきであり、アテナイ史については、国家関係を社会秩序として氏族制に対し優位に立つものとしたソロンの改革に求めるべきである。

第二部「共同体論と歴史学」は、マルクス『資本主義生産に先行する諸形態』をめぐる論争に対する見解の提示である。

まず「諸形態」とは何の諸形態か。大塚久雄氏は共同体の、共原拓自氏は所有の、望月清司氏は生産の諸形態であるとしているが、実はこれらは同じことであり、労働する個人が、自分を実現する条件の所有者として、主人としての自分自身と、自分自身がそこに帰属する共同体の他の成員とに関係する諸形態である。したがってそれは個人の共同体への定在の仕方の諸形態であり、発展段階とは何の関係もなく、定住事情や土地の物理的性状によって生ずる類型関係と捉えるべきである（Ⅰ）。

『諸形態』での本源的所有の古典古代的形態とゲルマン的形態との差異は、次の点にある。即ち個人の小土地所有者が国家としての共同体に媒介されているか、それとも共同体が国家としてはあらわれず、共同体のほうが自由な小土地所有者に媒介されたものとしてあらわれるか、という点にある。それゆえ、個人的所有と私的所有の区別はもっぱら共同体論としておこなわれるべきであり（ローマ的形態とゲルマン的形態の歴史的差異の把握として）、近代的な意味での私的所有と対比して個人的所有カテゴリーを云々すべきではない。手嶋正毅・平田清明・福富正実の各氏が、「諸形態」を、実体的な共同体（村落共同体、都市共同体など）の諸形態とした初期の見解を克服し、所有の諸形態としているのは一步前進である。だが所有とは人ととの関係であり、本源的所有の諸形態とは共同体の諸形態であることをみていない（Ⅱ）。

次いで『諸形態』をいかに歴史研究に用いてはならないかについて。福富正実氏の古ゲルマン研究は、

『諸形態』と1881年草稿との間にマルクスの古ゲルマン社会認識が変化したことを見ていません。芝原拓自氏の中世ヨーロッパ研究では、大塚久雄氏のように農奴の共同体を『諸形態』のゲルマン的共同体とみなすではなく、両者の差異を認めた上でその移行の論理が追求されている。しかし個人的所有と私的所有の区別・および中世ヨーロッパ研究での『諸形態』の利用は、国家論においてなされねばならないということがふまえられていない。最後に、古ゲルマン研究をめぐる世良晃志郎氏のダンネンバウア批判がとりあげられている（Ⅲ・Ⅳ）。

第三部「歴史における発展段階と駆型」では、『諸形態』と『経済学批判』の「序言」とにおけるマルクスの歴史把握が問題となる。国家は、社会が階級に分裂し、それが社会の危機となる場合にだけ特殊な定在として共同体を表現する。そのかぎりで国家の第一の機能は階級対立の抑制であるとしうる。しかし国家の形態を規定しているのは、（とりわけ近代ブルジョワ社会以前においては）国家成立以前にその社会がとっていた共同体の形態である。したがって類型たる共同体の諸形態と結びついた諸生産様式の間には、一方が直接発展して他方になるという連続性はなく、「序言」に示されている発展段階説は、個別民族史には妥当しない。とくに奴隸制と農奴制を発展段階とする場合、それは前者の直接的発展が後者であるという意味においてではない。ローマの滅亡（奴隸制から農奴制への移行）は、ローマと周辺部よりなる一つの世界の構造的転換、世界史の段階的移行として捉られねばならない（Ⅰ）。

原始共同体—奴隸制—封建制—資本主義—社会主義の五つの発展段階が個別民族史にもあてはまる、とする単系発展説は克服されつつある。だが一方で、これを主観的には批判しつつも継承して、『諸形態』を序列関係とし、「序言」の発展段階を歴史の直接的移行と理解する傾向がある。この例として、原秀三郎氏の古代国家三類型論と中村氏の小経営発達史構想とを批判する。原氏の場合は、次の三つの固定観念から出発しているところに誤りの根源がある。①単系発展説、②最初の階級的構成=最初の国家形成、③奴隸制こそ最初の国家の階級的基礎とする古代=奴隸制論。中村氏の場合は、奴隸制、農奴制、資本制をこの順序で並べねばならぬという先入主にとらえられており、生産手段との結合にかんするかぎり奴隸制は農奴制よりも賃労働制に近いということをみていない。また中村氏が、アジア的農民を奴隸制としていることと、土地占

有奴隸を労働奴隸の基本形態としていることは誤りである（Ⅱ・Ⅲ）。

また他方、「序言」のアジア的・古代的・封建的な諸生産様式までも類型とみなし、その結果歴史の発展段階を否定してしまう傾向として、望月清司氏も批判する（Ⅳ）。

## II

著者は類型と発展段階との区別および関連を重視している。即ち『諸形態』の三形態を類型とみなし、「序言」でのマルクスの歴史把握を発展段階的な社会構成 Formation と峻別する。その上で、共同体の形態は国家の形態を規定し、前近代では国家（共同体）は生産様式と不可分である、ということに両者の関連をみようとする。

この観点は著者の次のような見地と深い関わりをもっている。一つには、古代から中世への発展はゲルマン一国の自生的発展からみることはできず、ローマとゲルマン世界を包括する古代の複合体としての「世界」の内的発展として中世が形成されたとする見方。これは氏の専門領域たるゲルマン社会の実証研究の中から育まれたものであろう。一つには、植民地における民族解放闘争と先進資本主義国との階級闘争との構造的連関を把握しようという構想。

氏は述べている。このような構造的把握は、「帝国主義時代の可能にしたことである」とわたくしは思う。その意味でこれはマルクス主義史学のレーニン的段階といいたいのである。そして現在の段階は、「レーニン段階以後とさえいいうであろう」。

これらの観点が著者独自の国家論・所有論展開の土台になっていることは容易に推察される。国家論では、共同体内部の階級分裂を国家発生の原因とみるとともに、共同体の内的契機と外的要因の構造的把握が重視されることになり、ここから「二重機能」論を克服し国家便利説を批判する見地がうまれる。所有論においても、それがなによりも人と人の関係、共同体論であるとされるのも当然のことであろう。

このように本書を構成する三つの部分、即ち国家論・所有（共同体）論・類型と発展段階は、個々バラバラなものではなく、共同体論を軸として有機的に結びついたものとなっており、氏の問題意識にあっては完全に統一されているのである。

マルクス・エンゲルスの歴史理論に対する著者の学問的姿勢は、厳密かつ新鮮なものである。著者は「論理次元を異にすることから生ずる差異を識別しない」

傾向を批判するとともに、マルクス主義史学は実証の成果をとりいれて変化していくという立場から、無批判的な教義体系を戒めている。

科学的社会主义の創始者たちの理論を、彼らの置かれた歴史的背景の中で再検討することの必要性は、現代の歴史学・経済学研究に携わる者にとって痛感されるところである。この意味からも「マルクスやエンゲルスの言葉を今日にただひきうつしてくることをいましめるだけではなく、かれらのながい著述の生涯にあらわれた諸見解の変化をも、正しく追求しなければならない」という著者の視点は光彩を放っている。

また本書では、多岐にわたる論争が丹念に整理され、系統だてられているのみならず、その背後の問題意識が鋭く捉えられていることが特徴である。われわれ素人には、一見単なる字句解釈や事実の羅列のごとくにみえるような多くの論争も、本書を紐解くことによって、その学問的・現実的な背景をもって浮かびあがることになるであろう。著者の学問的な厳密さとともに、歴史学における共同研究の発展がこのことを可能ならしめているに相違ない。

だが、もとより本書によってすべての論争が一挙に解決されるわけではない。むしろ本書はこれらの論争への問題提起にとどまるところなければならない。だとすれば、論争史上において本書が如何なる意義を有するのかを確定することが必要になるのであるが、この任を果たすことは、私のような浅学な門外漢には及びもつかない。それゆえ、以下では私自身の疑問点を列挙することで御容赦願いたい。

## III

(1) 最初にエンゲルスとレーニンの国家論の叙述について。ここで気がつくことは、著者がいわば「分断の方法」とでもいるべきものに拠っておられることである。まずエンゲルスの著作が分断される。『反デューリング論』と『起源』。『起源』の五章と九章。五章の叙述部と結論部。最後にエンゲルスとレーニンが対比されて「分断」が完成する。かくして『反デューリング論』とレーニンの国家論との間には万里の長城が築かれ、前者は「二重機能」論として、後者は国家便利説として弾劾される。『起源』五章の論理だけが、奴隸制の過大評価という「誤りをおかし」ではいるが、正しい国家觀として認知され、国家発生に関するかぎり五章に「立ち帰らねばならない」ことになる。もちろんこの方法も、著者の理解 자체が正確であれば問題ではない。しかしこの点に疑問がある。

第一に、『反デューリング論』における支配隸属関係発生の二重の道を、国家発生における二段階論と捉えておられる点である。周知のように『反デューリング論』理解をめぐっては種々の論争があり、決着はついていない。だが(1)の道による支配隸属関係の発生を狭義の国家=国家機関、半国家=形成されつつある国家というように国家とは一応区別される範疇として扱うならばいざ知らず、著者のごとく国家そのものの成立とするならば問題が生じよう。この箇所でエンゲルスは、「はじめは召使であったものが、どのようにして好機に恵まれたところでしだいに主人に転化していったか……そういう点には、ここで立ち入る必要はない」と述べており、ここでは国家発生の過程が捨象されていることが明瞭である。このことを無視して、(1)の道が国家成立であり、階級分裂以前の国家発生である（無階級国家=召使の国家??），とするのはいさか乱暴というものであろう。

第二は、エンゲルスとレーニンそれぞれの国家論の対比の仕方について。「古代国家は、なによりもまず奴隸を抑圧するための国家であった」というレーニンの議論に対して、著者は自由人の分裂にもとづく国家の発生という見地から批判される。そしてレーニンが自由人内部の階級分裂にはまったく言及していないことの原因を、「『起源』第九章だけ、それもごく粗雑にしか読まなかった」ことに求め、「誤解されるエンゲルスにも責任があるが、おもな責任は読者（レーニン）にある」とされている。

ここでの氏の批判の要点は、レーニンの国家発生論ではなく、公共機能を欠落させた彼の国家本質論にある。にもかかわらず氏が引用されるのは上記のレーニンの文章と彼の公的強力論のみであり、後者も国家発生論との関わりで問題にされるにすぎない。これは論理のすりかえであって、このことはブルジョア国家の成立を例にとるならば明瞭である。ブルジョア国家の成立過程においてブルジョアと封建貴族との間の抗争が主要な対立であったとしても、ブルジョア革命によって保護されるべき所有は資本所有者の所有であり、それは資本による賃労働の支配を本質としている。この場合にブルジョア国家がプロレタリアートを抑圧するためにつくりだされた、ということは誰しも否定しえないのである。

かように国家成立時の階級間の抗争（支配階級内部の抗争）の具体的過程と国家の本質規定とは区別されねばならない。氏自身はこの問題に気づいておられるようであるが、レーニンの国家本質論をとりあげない

限りこの問題は解決されない。エンゲルスとレーニンの国家論を対比せることは重要であるのはわかるが、著者のごとくエンゲルスの国家発生論とレーニンの国家本質論を（「分断の方法」に依って）対比することによっては、それは果たせない。両者の国家の本質規定をとりあげることによってのみ、それは意味をもつ。結果として、著者にはレーニンの国家論批判の問題意識が過剰にあるために、彼がエンゲルスから正に継承した部分にも攻撃を加えることになっているといえよう。

以上の脈絡からする限り、著者の「分断の方法」に問題あり、とせざるをえない。

## (2) 著者の古代国家論について。

第一に、著者は奴隸=国家の外側という理解にもとづいて、国家発生の原因是自由人の階級分裂にあって自由人と奴隸の階級分裂にあるのではないとされる。国家発生の画期たるソロンの改革では、自由人内部の債務者の奴隸化を阻止し、彼らを給養することを目的としていたというのが氏の立論である。それでは国家が目的とする階級抑圧は、誰の利益のために、誰に向かわれるのか？氏の主張では、これが被支配階級（自由人内部の貧者、債務者）の利益のために、支配階級（富者、債権者）に向けられるものであることになるをえない。弱者救済のための国家??支配階級抑圧のための容家??これは事実上国家が「和解のためにつくられた」という主張である。アテナイ国家は非和解的階級対立を和解させることを目的とし、それが不可能であったがゆえに没落した、これが著者の古代国家論の行き着く先である。さらに次のような問題も生じよう。非和解的な階級への分裂が、奴隸と奴隸所有者への分裂ではなく、自由人内部の分裂であるのなら、自由人はいったいいかなる階級に分裂するのか？自由人無産者は農奴になるのかプロレタリアートになるのか？それとも非和解的階級対立が和解してしまうのか??この問題については後でもう一度触れるにすることにする。

このような氏の国家発生論の問題点は、国家本質論においては次のような問題としてあらわされる。もし著者が国家本質論においてもこの議論を貫こうとされるなら、氏の主張は社会排外主義風の「和解のための国家」説となる。他方、氏が国家本質論においては（被抑圧）階級抑圧のための国家説を主張されるなら、氏の議論は矛盾に陥り、「非和解的な」分裂を示すことになる。

第二に、著者は自由人の階級分裂によって生じた国

家は、その結果として奴隸抑圧を目的とするようになると述べておられる。したがって前述の議論との関連でいうならば、本質規定においては階級抑圧のための国家説を主張しておられるわけである。とするなら、ただちに次のような疑問が生ずる。ソロンの改革によって成立した国家は奴隸制国家と規定しうるのか、それともそれは自由人の国家であり、何らかの事情で、ある時点において、奴隸制国家に転化するのか？

前者の場合、国家の目的と機能とが「非和解的に」分裂することになり、論理的破産である。私の理解が正しければ、著者自身は後者の立場をとっておられるようである。その場合、前述したように少なくともある一定期間「和解のための国家」が存在することになる。このことの当否はさておき、ここでは奴隸制国家への転化の事情、その指標が明らかにされねばならない。

著者は奴隸制国家の指標として、一般的には、奴隸労働が自由人の補助から生産的労働の支配形態となること、あるいは自由人と奴隸の対立が完成した階級関係になること等をあげておられる。これ自体は妥当なものと思えるが、より具体的な指標が確定されねば転化の事情は明らかにならない。著者はこれを奴隸の数的割合、および奴隸反乱が現実化しているか否かに求めておられるようである。前者については後で述べる。後者について氏はプルタルコスに抱りながら、ソロンの時代には自由人内部の債権者と債務者の内乱の危機は現実化していたが、他方奴隸反乱の現実性はなかったとされている。しかしこれを裏づける実証が、少なくとも本書においては充分であるとは思えない。

他にも疑問が残る。著者は奴隸=国家の外側論を主張し、これは古典古代の全時代にあてはまるとしているが、国家の外側にいる奴隸を抑圧する奴隸国家というのには矛盾である。これについても氏の明快な説明はみられない。

第三に、著者は自身も翻訳に参加されているフィンレー編『西洋古代の奴隸制』にもとづいて、エンゲルスの奴隸制（奴隸の比率）過大評価を批判しておられるが、ここには論理的批判と実証的批判の混同が存する。確かにこの論文集においては、エンゲルスの示す比率（付記①参照）とは異なって、アッティカにおける奴隸比率を全人口の3分の1から4分の1と算定する論文もある。しかし同じ論文集の中で他の論者は、それと異なる算定を示しているのみならず、かりにこの算定にもとづいてもその比率はアメリカ奴隸州の比率とかわらない、として奴隸制の意義を評価している

のである。したがって実証的にエンゲルスの評価が否定されていると断定はできず、まして論理を媒介させない実証的批判によってエンゲルスの論理を批判することはできるものではない。単に奴隸数の算定によって『起源』（5章結論部および9章）の国家本質論を批判されるのは見当違いであろう。

(3) 最後に、本書全体の対象領域にあって、著者にとっても重要論点をなすと思えるにもかかわらず、著者が触れておられない問題を指摘しておこう。

第一に、類型的把握について。著者はかねてよりマルクスとヴェーバーの「方法的雑炊」を批判され、本書でもこの視点は「序言」と『諸形態』との方次を、Formation と Formen として峻別しておられる点にはっきりと示されている。だがさらに進んで、マルクスの『諸形態』の方法とヴェーバーの方法 Formen と (Ideal) Typus との関連は如何なるものか、という問い合わせが、著者の問題意識からも生じてくるはずである。著者は両者を同一視しておられるのであろうか。私は Formen と Typus との区別と関連を理解することが肝要であり、こうすることによってのみ「方法的雑炊」を批判しうると考えるのであるが、いかがなものであろうか。

第二に、著者は所有論を本書のテーマの一つにしておられるにもかかわらず、所有をめぐる芝原拓自=林直道両氏の論争に直接触れることを避けておられる。他の論争については丹念に整理がされているだけに、一層このことは奇妙に思える。類型的把握の問題に関わらせていえば、この論争は、一方ではヴェーバー的類型論評価をめぐる根本的対立一批判的継承か全否定か（内田義彦氏流に言えば、「ヴェーバーとマルクス」か「ヴェーバーかマルクスか」）一を、他方ではこの評価をめぐるマルクス主義歴史学研究者の認識傾向と、林氏等の経済学研究者の認識傾向との差異を示すものであった。著者は芝原、林および中村哲の各氏を批判することによって、間接的に見解を示してはおられるが、本書の性格からするならばこの論争自体の評価が必要であったのではないか。歴史学者による評価を期待していた私のような者にとって、この点に関しては期待外れであった。

第三は、すでに(2)で述べたことであるが、自由人内部の階級分裂によって生ずる階級、とりわけ被支配階級をいかなるものと規定するのかという問題である。この点はすでに太田秀通氏が指摘しておられる。この階級は歴史的には古代東洋の圧倒的多数の農民、古典古代のヘロット型農業生産者、ローマ帝国後期の土着

農夫等である。氏の立論からは、「奴隸や農奴と肩をならべる隸属的直接生産者の階級規定を示す独自の範疇がどうしても必要になってくる」（付記②参照）といえよう。

以上拙ない紹介と恣意的な批判に終始した感は否めないが、とりわけ、古ゲルマン研究については充分な紹介も問題提起もできなかつた。これはすべて私の不勉強のせいである。これらの点はついては著者と読者の御寛容を乞うとともに、読者諸氏には直接本書にあたられるよう希望する次第である。

(付 記)

① 『家族、私有財産および国家の起源』5章でエンゲルスは次のように奴隸比率を算定している。「その最盛期には、アテナイの自由市民は、女も子供もい

れて総数約9万人であり、それとならんで36万5000人の男女奴隸と、4万5000人の居留民——外国人と解放奴隸——とがいた。だから、成年男子市民一人について、すくなくとも18の奴隸と2人強の居留民とがいたわけである。」（全集21巻、p. 120）

② 太田秀通氏の書評『講座マルクス主義研究入門4 歴史学』（『歴史学研究』1975年10月号所収）

③ 本書の内容紹介にさいしては、前掲書所収の氏の論文「マルクス、エンゲルスの歴史理論」の内容も一部含まれている。

④ この書評は京都大学生活協同組合院生理理事会発行の『創意』第3号に掲載されたものを、ほぼ全面的に書き改めたものである。

（熊野聰『共同体と国家の歴史理論』1976年7月刊・青木書店）

# 戦後日本資本主義分析と鉄鋼業

—『新マルクス経済学講座』第5巻、南論文によせて—

吉田文和

戦後「冷戦」帝国主義の構造分析を先駆的におこなわれてきた南克己氏の、待望久しき日本資本主義分析が最近、『新マルクス経済学講座』第5巻、第1章『戦後重化学工業段階の歴史的地位——旧軍封構成および戦後=「冷戦」体制との連撃——』として公刊された（有斐閣、昭和51年11月10日刊）。

提起されている論点は多岐にわたり論じつくせないが、評者の従事している戦後鉄鋼業の資本蓄積と技術革新にかかわって、若干の論点と問題を提起したい。これは、南論文での中心事例が鉄鋼業をとっているからであり、議論が具体的になり、理解が容易となると思われるからである。

まず、南氏による戦後再編の基本的性格規定（「冷戦」植民地型再編成）は、細部はともかく、大筋において賛成であるが、戦後鉄鋼業の展開を通じてみた場合、看過できない問題として、分析視角としての「断絶説」と「科学=技術革命論」の結合を指摘できよう。

「断絶説」というのは、「戦時『重化学工業』の残骸のうえに」（6ページ、傍点引用者）とか、「日本在来の発展から隔絶した『新鋭』のもの＜潜在軍事力＞としての『移植』=創出」（7—8ページ、傍点引用者）という指摘にみられるような戦前日本の工業水準と戦後のそれに「断絶」を強調する見解である。もちろん、戦後日本は敗戦と占領による「日本近代史上の深い断層」（1ページ）、冷戦体制による「いまひとつ世界史上の断層」（2ページ）によって方向づけられ、この点でいわゆる「連続説」の誤りはいうまでもないが、この「断層」と、戦前・戦後工業水準の「断絶」は別の問題である。

鉄鋼業分析において、この問題が、戦前到達点の過少評価、戦争被害の過大評価、戦後の新条件を後期にとりすぎるという点にあらわれているように思われる。

戦前到達点の過少評価に関しては、すでに戦後の技

術革新の評価に関連していわゆる「二重の技術革新論」がある。これは、『経済白書』や星野芳郎氏の「二重の技術革新論」（戦前と戦後の新技術導入に「高度成長」の原動力を求める）であり、これに対して中村静治『戦後日本経済と技術発展』が詳細に批判し、「日本の高度成長、発展テンポの早さは、戦前すでに主として技術的、経済的に先進国にそぐ水準に到達しながら、戦争によって設備が荒廃に帰したこと、そのための戦後における出発点の低さ、ベースの低さの表面と理解すべきであろう。」（32ページ、傍点引用者）としている。

「断絶説」では、実質的に、「二重の技術革新論」と同じことになるのではないかという疑問が生まれてくるのである。南論文自体も「その（重化学工業化）成否は、なによりもまず鉄が国際的経済=技術的水準をもつてこの国でつくれるかどうかにかかっていた」（91ページ）とのべ、鍋島力也氏の論文（「日本資本主義における『戦後重化学工業段階（1965—70）』」・『土地制度史学』第60号）を引用して、「第Ⅱ次合理化期のこの戸畠建設をまさに全旋回の軸として、一方では『戦前段階に基づきをもつ鉄鋼生産構造の旧主脈の再編』（旧八幡一室蘭一釜石一京浜一神戸一広畠）が、他方では『戦後段階の新たな主脈の形成』が（和歌山一名古屋一堺一福山一水島一君津一加古川一鹿島一大分）が進行」（95ページ）とのべているが、このこと 자체、戦前の到達点を土台として、戦後の技術展開がなされたことを示しており、「断絶説」への反証となっているのではないかと思われる。

戦時「重化学」の到達点、とくに鉄鋼業のそれについては、充分研究していないので断定できないが、戦争被害の過大評価については指摘できるよう思われる。南論文の「戦時『重化学工業』の残骸」（6ページ、傍点引用者）、「崩壊から急速な再創出」（7ページ、傍点引用者）というのは、言葉のあやとしてもいいすぎであり、鉄鋼業の場合、米軍が戦時中、航空

写真によって製鉄所の原料枯渇をみぬき、戦後賠償、利用を考慮して、主要設備については爆撃をおこなわず、たとえば、川崎重工（現在の川崎製鉄）の製鉄所の主要生産設備の被害は少なかったとされている。

（『川崎製鉄二十五年史』36ページ）他の製鉄所もほぼ同様であり、増産による設備荒廃が重大であったが、この川崎重工の場合、一部、敗戦の翌日から生産再開をしている（同、48ページ）ほどで、これが独占資本の復活にとって有利な条件となるのである。

また、南論文は、「断絶説」の立場から、一見矛盾しているように見えるが、戦後の新条件の画期を後期にとりすぎ、「戦後段階」確立（鉄の場合、60年前後）に重点をおいている。たとえば、原燃料海外依存の臨海鉄鋼一貫製鉄を「第Ⅱ次合理化計画で形をとる」（74ページ）とされているが、第Ⅰ次合理化計画で、すでに50年、川崎製鉄千葉製鉄所建設が着手されている。そして、原燃料海外依存の布石と契機は、南論文のいう「トップレベル作業」（52年）よりもはやく、的には占領直後、政策的には49年の「ドッジライン」にあることは、拙稿「エネルギー政策と技術の諸問題」（『経済』75年11、12月）であきらかにした通りである。

なお、ついでにいえば、戦後日本鉄鋼業の展開にとって、原燃料と技術の対外依存を決定づけた「トップレベル作業」の意義は大きく、拙稿においても強調しておいた。この点南論文（71ページ）の扱いに意を強くしたしだいであるが、「<朝鮮動乱—トップ・レベル作業—鉄鋼第Ⅰ次合理化計画>の線にかかる新たな連繋、<世銀対日プロジェクト—「経済自立5カ年計画」—鉄鋼第Ⅱ次合理化計画>」（82ページ）とされ「『動員』策から日本に独自の『移植』創出策へ転じ」（80ページ）と政策転換が強調されている。しかし、世銀=ドール調査団の調査目的も、トップ・レベル作業で提起した「①『石炭、鉄鋼、機械および化学の近代化合理化投資の計画』、②東南アを中心とする『原料、食糧等の海外資源の開発計画』」（81ページ）にあり、転換というよりも、展開といった方がより適切ではないかと思われる。

以上の問題とかかわって、「戦心日本国独資の編成上の特質」（83ページ）について、「生産力水準と他方国内民間資本の側の低い蓄積水準とのあいだの当初は絶望的ですらあった懸隔、そこからくる原料=設備=技術と資金の海外=外部への植民地的な依存が、国内の内と外とを、また国内でも資本独占とその外圏とを連結し媒介するagentとしての国家=官僚組織に、通

常の場合には考えられもしないほどの集中された『権力』を付与する」（83ページ）とし、「私的=独占資本主義本来の形ではなく、こうした2重3重の国家的=超国家的プロジェクト」（85ページ）を強調される。そして、この立場から、「日本資本主義の戦後段階を『国独資的発展=強化』、その『成熟態』とみるかの主張、その常套文句の無内容さを明証する」（90ページ）ともいわれる。

たしかに、南論文のいう「加工モノカルチュア」特化は、戦後「冷戦」帝国主義体制のもとでの「戦後日本鉄鋼業の歴史的=世界史的位置だけ」（91ページ）があきらかにできる。しかし、戦後日本鉄鋼業を分析する上では、このことを前提にして、個別独占体とその競争をみなければ、市川弘勝『日本鉄鋼業の再編成』が分析しているような独占と競争による矛盾は浮びあがってこないのでないか。南論文も、「海外の主人筋米独占からの技術導入系列ごとに、また国内の保護者銀行からの融資系列ごとに『タテ割り』にされ、お互いに激しく『過当競争』を演じさせられるという点で、速力抜群いな暴走のトロイカでもある」（84ページ）とのべられているが、それ以上の分析はない。この指摘は、戦後日本国独資の本質規定、金融資本、いわゆる「ワンセット主義」などの問題にかかわってくるが、南論文では、個別独占体の過少評価傾向があるよう思われる。たとえば、日本鉄鋼独占の「自己金融」比率の低位について、「自己金融」による資本蓄積の自己規制がほかならぬ戦後国独資的蓄積の一般通則となるその方向と鋭く対立する戦後日本独占のこの蓄積様式、いわば、およそ私的=資本主義的な自己規則の枠を、お望みなら国独資的規制の枠をも、はじめから破りすぐたところに成立する、まさに没原理的なこの蓄積様式」（90ページ）とのべられている。

しかし、具体的に日本鉄鋼業の「設備投資中自己資本比率」の推移をみると、たとえば、さきの川崎製鉄の場合、50年から54年の41%、60年から64年の15%，65年から74年の61%（『川崎製鉄二十五年史』554ページ）となり、「高度成長期」の大規模設備投資を借入金でまかない、それによる資本蓄積で自己資本比率を上昇させている。他の鉄鋼独占も同様な傾向にあり、この問題は看過できないが、南論文は、戦後日本国独資の特殊性を強調するあまり、「自己金融」低位「没原理的なこの蓄積様式」で割り切りすぎ、個別独占体の過少評価になるのではないかという疑問が生まれてくるのである。

この問題は、いわゆる「エネルギー革命」の評価にもかかわっている。「乏しい国内資源まで犠牲に供した『加工モノカルチュア』」（76ページ）がなぜ成立したのか。これは、「冷戦」体制を前提として、国際石油独占体の世界戦略ぬきにしては分析しえない。南論文も「戦後『冷戦』体制構築と結ぶ国際石油独占＝米系メジャーの欧亜にまたがる戦後世界軌道布設の戦略が、すなわち、戦時の開発になる巨大な中東新油田の占拠を起点とする世界市場創出のアジア拠点にこの国を位置づけ、『消費地精製』と『エネルギー＝素材革命』の名のもとにこれまで戦時の開発になる新鋭精油機構をこの国へ移植しその手に確保してゆく」（75ページ、傍点引用者）とのべている。

しかし、日本におけるこの過程の問題性、とくにヨーロッパでマーシャルプランが出され、「消費地精製」が具体化されようとしている時に、日本の石油精製業に関しては、正反対の「ストライク報告」（48年）が出され、日本の石油精製設備は賠償の対象とすらなりえないとされ、これをテコに国際石油独占が日本の石油会社を実質的に支配下におさめていくという経過を通じてあらわれている（前掲拙稿参照）。国際石油独占の支配様式にふれられていないのは、やはり個別独占体の過少評価によるものではないのかという疑問も生まれてくるのである。

以上、のべてきた「断絶説」の問題と、つぎの「科学＝技術革命」の問題の双方にかかわるものとして、戦後日本重化学工業段階の典型産業として、鉄鋼業をとった問題がある。南論文も「在来型重化学工業とその基軸＝鉄鋼業」（91ページ）とみとめられているように、鉄鋼業自体は「在来」であり、戦後重化学工業段階は新鋭「原子＝電子＝宇宙産業」（同）によって特徴づけられる。「断絶説」によるならば、むしろ戦前段階から「断絶」した「新鋭」そのものの日本での展開を問題にすべきではないのか。事実、同巻第4章「戦後重化学工業段階における危機成熟の内的要因」（島崎論文）は、「<在来>重化への<超新鋭>重化の導入、設置」を主題とし、コンピュータ設備の<在来>重化への導入、設置を問題にしている。南論文も日本鉄鋼業の「コンピュータ段階」という規定（88—89ページ）をされているが具体的な分析はない。そして、南論文は「瓦解し解体された戦時『重化学工業』の土壤のうえに、新たにこの『世界戦略』（原子＝電子＝宇宙産業基調）にみあつた高次の<潜在軍事力＝産業>として、『新鋭』の重化学工業を日本へ移植し、根づかせてゆくこと」（3ページ、傍点引用者）

とのべ、鉄鋼業に「新鋭」重化を代表させているのである。だが、南論文のいう「加工モノカルチュア」いわゆる「素材供給型産業」に戦後日本重化学工業が特化され、そこから「産業構造の改革論」が出てこざるをえなくなっているところに、日本資本主義の一つの矛盾があるのでないか。「在来」が日本では「新鋭」として展開した問題と共に、本来の新鋭そのものの展開も問題とすべきではないのか。「新鋭」ではなく、「在来」重化学工業に日本が特化され、冷戦「帝国主義」の盟主＝合衆国が「新鋭」、先端産業に特化し、「多国籍企業化」し、「在来」重化学工業を包括していく問題を、戦後日本資本主義分析の中心にえられれば、より事態が明確になり、南論文の含意とも一致するのではないかと思われる。

これを要するに、鉄鋼業は「断絶」とよばれるほど工業水準の低位になかったからこそ、技術導入、資金援助もうけいれられ、驚異的な「加工モノカルチュア」創出が可能となったのであり、他方、「新鋭」部門は「断絶」、「移植」創出といつてよいほどであったからこそ、戦後日本の先端産業はほとんど米系資本の占拠するところとなったのであり、「断絶説」では南氏自身の本来の含意とも矛盾するように思われるのである。

つぎに、戦後世界の技術展開を「科学＝技術革命」と特徴づけている問題である。南論文は、「『冷戦』と『科学革命』（米『マンハッタン計画』（1942—45年）起点——《鉄と石炭》の段階から《原子・電子・宇宙》の段階へ）が、いまや民族国家の枠を破ってグローバルに展開する階級斗争と生産諸力の発展の現段階的な集約軸としてあらわれ」（14ページ）とのべ、「マンハッタン計画」を起点とした《原子・電子・宇宙》段階を「科学革命」と規定し、さらに、この「科学革命」を生産諸力の発展と等置している。また、他方では、「現代『科学＝技術革命』の所産たる原子＝電子＝宇宙産業の構築」（91ページ、102ページ）とのべ、《原子・電子・宇宙》段階を「科学＝技術革命」と規定している。

《原子・電子・宇宙》段階を一方では「科学革命」といい、他方では「科学＝技術革命」といい、しかも「科学革命」を生産諸力の発展と規定するのは、技術論の到達点からいっても著しく正確さを欠くものである。

「科学＝技術革命論」の問題点については別稿（拙稿「社会主义と科学・技術」『現代日本と社会主义経済学』下巻所収、中村静治『技術論論争史』下巻）を

参照していただくとして、科学の革命から生産諸力の発展は直接にはいえないし、『原子・電子・宇宙』段階を、科学革命が技術革命を主導した「科学=技術革命」とは規定できない。「……法則も、ひとびとが発見されてしまえば、一文の費用もかかるない。しかしこれらの法則を電信などに利用するためには、非常に高価で大仕掛けな装置が必要」（『資本論』第1巻、全集版504ページ）であり、この法則自体を発見するためにも「非常に高価で大仕掛けな装置が必要」となる。つまり、『原子・電子・宇宙』段階は、それを支える物質的技術的土台があつてはじめて可能となったものである。

それゆえ、南論文も指摘しているように、「膨大なDOD=AEC=NASA の機構を総動員して強行創出され、世界最大国アメリカのGNPの10%を、その研究開発費の多くを、さらに国内の科学=技術者の多くを呑みつくし」（96ページ）、『原子=電子=宇宙』段階が構築されたのである。

要するに、「科学革命」、「科学=技術革命」規定では、南氏の分析された『原子=電子=宇宙』段階を正しく位置づけられないでのある。この問題は単に用語の問題としてかたづけられるべき性格のものではない。なぜなら、現代資本主義分析は労働手段体系の経済学的分析が正しくおこなわれてはじめて科学的なものとなるからであり、南論文はこの面で、多少問題点をもつてゐると思われるからである。

たとえば、南論文は前記・鍋島論文を基礎として、日本鉄鋼業の「戦後段階」として、60年代の「転炉段階」という規定をされる（89ページ）。しかしこれは以下の3点の問題を含んでいる。

まず、製鉄技術の基軸は、製鋼設備（平炉→転炉）にあるのではない。機械加工機の中軸を占め、「鋼材、鋼板の品質やコストを規定するのは圧延設備である。」（中村静治『戦後日本経済と技術発展』246ページ）そして、戦前日本鉄鋼業の最も遅れていた部門が圧延であり、戦後の技術導入、資金援助もここに集中しているのである。南論文が、「移植」=創出部門として、この圧延部門を軽視され、（「荒廢著しい圧延部門へ計画期間総投資の過半を傾注、新設機械の70%を輸入」（71ページ）という指摘はあるが、南氏のいう「移植」=創出部門の中軸としての位置づけはない）、装置部門の高炉一転炉方式の確立に目をうばわれているのは、労働手段体系中の作業機一機械体系

の重要性を看過されているためであると思われる。

第2に、南論文は「転炉導入」そのものの自体の経済学的位置づけを欠いている。南論文の基礎となった鍋島論文は、転炉導入と同時期における「労働力編成の急旋回」（本工削減、「社外工」激増）の「1962、65年の不況、大不況」による促迫を指摘しているが（前掲、18ページ），転炉導入自体の経済的契機は分析していない。この転炉導入も、62・65年の戦後最大不況によって大規模におこなわれ、たとえば川崎製鉄千葉製鉄所では、「転炉は平炉に比しコストが20%も安い。したがってこの不況突破のための重要な役割を担」（『千葉製鉄所建設十五年の歩み』29ページ）ったといわれている。つまり、転炉導入は、不況対応、危機への対応武器だったのである、「転炉段階」とは南氏流にいえば、戦後の一「危機段階」だったのである。しかし、南論文にはこういう規定ではなく、高炉一転炉の量的拡大に注意が向く、氏自身の「危機説」を不徹底にしているように思われる。

第3に、高炉一転炉方式の「エネルギー多使用的性格」が看過され、合衆国・西独に比しての転炉比率の高さ、1製鉄所規模の大きさが「集積段階=構成上の日本の全優位」（89ページ）ととらえられている問題である。いうまでもなく、転炉はスクラップ使用率が平炉に比して少ないが、このことは同時に、高炉銑高率使用、したがってエネルギー多使用的、資源浪費性格を強くする。つまり、電炉一転炉方式は、低次「加工モノカルチュア」的性格が強く、ここに日本鉄鋼業における公害激化・「資源危機」などの1根柢がある。

以上を要するに、「転炉段階」の経済学的分析の不充分性が、南氏の論理（「移植」=創出説、「危機説」、「加工モノカルチュア説」）自体の不徹底をまねくものとなっているように思われるのである。

この他、方法論上の問題として、弁証法の理解をめぐって、「崩解一解体」→「移植一創出」図式の問題や、「逆説、皮肉」を、「dialektik」とのべている問題があるよう思われるがここではたちいらない。

以上のような問題点を含んでいるのはいえ、南論文は貴重な統計資料と厳密な概念規定を提起し、私たとに「くめどもつきぬ泉」を提供している。ただし、その独特の難解さのため読了に相当の決意が必要である。

経済科学運動

## 民主教育の創造と教育労働者の課題

—私学での試み—

平安女学院高等学校 岡 武 祐 史

基礎研吉田支部は、1976年9月23日「経済学教育の課題——大学教育に思想と愛情を——」というテーマで座談会をもった。

以下の原稿はそのとき主報告をお願いした岡武先生の講演の記録である。

当日は地域の父兄、将来教師になろうとしている人等多彩な顔ぶれで討論も単に大学教育にとどまらず「地域から見た大学」等貴重な発言を数多く見た。本来は座談会の記録も載せたいという希望もあったが、諸々の事情により、岡武先生の講演のみにしほることになった。出席者の方々にお詫びをし了承を得たい。

最後にこのテープをおこしたのは溝手君であることを記し労をねぎらいたい。（梅垣）

きょうは、「民主教育の創造と教育労働者の課題——私学での試み——」ということで、えらいことをいわれたと思うのですが、最初に自己紹介をしておきます。昭和34年に京都大学の経済学部に入学して、39年に卒業して、43年まで大阪の門真市といいます松下電器のあるところですが、あそこの公立中学校の数学の教員をやっていました。それから、平安女学院へかわってきました、その間、京都の私学教職員組合連合というのですが、普通「私教連」といいますが、その仕事を4年間やりまして、それから4年間組合役員を離れまして、現場にもどり、この春から進路の責任者ということで、おそらく最初期待されたことは、経済学を授業でどういうぐあいに教えてているのかということではなかったかなという予測をしているのです

が、ぼく自身は最初そういうぐあいに数学の教師をやったり、学校でも組合の仕事等ということで授業はごくわずかしかもってなかつたもので「経済を生徒にどう教えているのか」ということを話せ」ということだったら、お断りしようかと思っておったんですが、まあ聞くところによりますと、それほど経済ということにこだわらないということもありましておひきうけしたわけです。

梅垣君がこられたときに、不安もあったのですが一方では欲もあったんです。

今日、高校進学率が92%ですね。全国的にみると、大学進学率が38%で、非常に教育に対する国民要求が高まつるということがいえるんではないか。その中で私学が占める割合が、高校生では40%，大学生ではおよそ80%ぐらいだろうと思うんです——私立学校の占める割合が。学費なんかべらぼうに違うわけです。学費が違うだけでなしに、ぼくらの言葉でいいますと、学校間格差——父母やらが高校に入れると、私学に入るか、公立に入るかというあたりは非常に問題になるわけです。学費の問題はもちろんのこと、教育内容も含めて大きな学校差があるわけです。ところが私学の問題が国民のなかに浸みわたってないという問題があって、ぜひ国公立の方にも私学の問題をきいてもらおうという欲があったのがひとつです。

それから、もうひとつは『経済科学通信』を読ましていただきますと、社会科学を、経済学を学ぶと同時に、総合的に学ばねばいかん。そして現在労働者のなかで経済学に対する要求が非常に強いということが島先生の話にありました。それから池上先生のレポートのなかに現実的直観力を養なわねばいけないというようなことが出ていて、これならひょっとしたらいいけるかもしれませんと思いましておひきうけしたわけです。

だいたい話を三つにわけて報告させてもらいたいと思いますが、一つは、現場の教育が実際にどうなっているのかというあたり、ちょっとふれさせてもらおうと思います。それから二番目に、それにむかって教師がどういうとりくみをやっているかということです。三つ目には、そういう教師集団をつくるにあたって、経済学がはたしてきた役割——まあ社会科学がといったほうがよいかと思いますけれども——どういうことをぼくらは現場でやってきたかということを、まあ主として、三番目あたりが、みなさんの期待されるんではないかと思いますが。今、参加された方々の自己紹介をお聞きしてますと、いろんななかがいろんな要求をもっておられますんで、まあどこか自分でかじりついてください。参加されているすべての方に満足のゆくような話はようしませんし。

第一の問題ですけれども、教育の状況——日本国憲法、あるいは教育基本法あたりをみると、日本国憲法の平和主義であるとか、あるいは主権在民であるとか、それから基本的人権の尊重であるとかいったような、普通一般に平和と民主主義といわれていると思いますが、それを実現するのは教育の力が決定的だということが、憲法および教育基本法に書かれると。それ

ほど教育の仕事というのは重大なんだということが、戦後の出発点で言われとったと思うんです。ところが、最近、教育の危機——文化の危機とかいろいろな危機がいわれますが、そのひとつに教育の危機があるわけです。しかも、これは多くの国民が感じとるわけです。ところがこれらの危機を切りぬける展望が持てん、親も子も持てんというところにひとつの悲劇があるんではなかろうか。ぼくはそう考えるとわけです。教育の危機が具体的にどのように現われてくるか、といいますと、ひとつは学力の遅れです。

それからもうひとつはいわゆる「非行」です。女学校といえども、暴力もあります。ドツキアイもあります。それからセックスの乱れもあります。それから授業をほっぽらかして遊びにゆく子もおります。タバコをスッパスッパ吸う子もおります。家出をする子もおります。こうしたことはぼくとこの学校の恥ですけれども、そういうことがあるんです。ぼくは、どの学校でもあると考えてますけどね。それで、授業についていけん——うちでアンケートをしたときに授業についていけんと言うた生徒が80%おるわけです。そのなかで、そういったいわゆる「非行」現象があるわけですけれど、たとえば万引きをやる子がおる。スーパーやらでつかまって学校へ連絡があるんですけど，“もうなんで自分が学校で呼び出されるのかさっぱりわからん”とか，“みんなやつとるやないか、もう品物は返したやないか”とか言うて全然、ハシにも棒にもかからんこともあるんです。親も、呼び出してきいても，“なんで呼び出すんのや”ということで，“もうむこうのスーパーの経営者と話がついとる。なんで学校の教師がガタガタ言うんや”いうようなことがおこったり、

あるいはうちの生徒の男友達が、——これは大きく新聞に載つたから、覚えとられる方があるかもしれませんけど——国道9号線で老ノ坂のちょっと京都寄りのほうですけれど、単車で3~4台でビューッと走つたところが、警察官が止めたんですね。スピード違反取り締り中で、ところが、止めた警官をバーンとはねとばしたんですね。その警官は反対側から来た乗用車にはねられて死んだ。ところが、ブレーキをかけた跡がない、オートバイにね。そこまで、どういうか荒廃しとするというのが実情です。ただうちの学校でも、今話したようなことが、二年前ぐらいまではザラだったけれど、最近は非常に落ちついてます。ぼくらはまあ自慢しとるんですけどね。学校全体がよくなってきたということで、きのうも京都会館で集会があったんですが、ものすごく静かにしたいんで、話をした人がびっくりしとるんです。これは、今の高校の現状、中学の現状をみると珍しいことじゃないかというぐあいに考えります。どうしてそういうことになってきたかな、ということについてですけれども、教職員がどうすることをしてきたかということで、これは話せばきりがないほどあるんですけども。まず、ぼく自身が現場に帰って生活指導もやつとったんですが、最初は、ほんまに、どういうか、5本の指で6匹のノミを追いかけるような感じで、バッと押さえると一匹跳んどるんで、一匹ちょっとはなすと、あとがバッと飛びはねるという感じで、手がつけられんという感じだったんです。それでもこつこつとひとりづつやってゆきました。親と話をしたり、うちのいわゆる「非行」のひとつは学費の問題なんかもかかわってくるんですけど、経済的な問題を解決するというケースもありました。そういう

うなかで、最初は個別的にやっていったんです。ところが追いつかんもんで、まとめてめんどうみようということで全校行事にまで広げていったわけですけれども。たとえば、仮にM子ということにしありますが、この子が高校1年生のときに、担任のところに“先生風邪で休むわなあ”という電話がかかってきたんです。十日ほどたってもまだ来んのです。そうすると、親戚から電話がかかってたりするわけです。“おかしいなあ”と言うとて、ときどきあることなんですが、この子の場合はあんまり気づかなかったわけですけど、“親戚や”いう人から電話がかかってきて、“M子いう子学校にあるか”というたり、ちょっと不審なことがあるんでおかしいな思うて、家まで行ってみるとぬけのからで、近所の人にきくと“あそこは夜逃げしたで”という話で、それで親戚やら保証人やらいろいろなところに、学校だけには連絡するようにというてまわつとったんですけども、二週間ほどたって親といっしょに学校にやってきて“先生、学校やめるわ”という。担任の先生が立派な人で、“ほんまにやめたいのか”というてズーッとつめていたら、親子泣いて“いやほんまはやめとうないんやけど”こうなって、“一家倒産で夜逃げをしとるようなところやからやっぱりやめなしようがない”“けど、アルバイトを見つけたら住み込みでもやるか”と言うたら、“そら先生やりたい”といふんです。それでみんなして住みこみのアルバイトをさがして（結局はその担任の人が見つけてきたんですが）とうとうこの春卒業として、今、住み込み先から専門学校にやってもらっていますけれども。その子の弟や妹が、宇治それから上賀茂のほうの小学校や中学校にあずけられとったんですが、こりゃ一家バラバラのはずや

でいうことで、お母さんは府下の遠い山奥へひっこんでしまうて、お父さんは働きに大阪のほうに行つとったんですが、弟や妹がおるわけです。それは、家庭調査を見たらすぐわかるんですが。で、これは弟や妹もどうなつとるかわからんいうて、学校へ行ってみたんです。宇治とそれから上賀茂のほうへ。そしたらやっぱり来てないわけです。弟や妹の担任の先生に会わしてくれ、というて会わしてもうたら、小学校の方の担任の先生は、“頭痛で”，中学校のほうは“腹痛たで”とかで“休んどりますわあ”という。“先生それはちがいますよ、家へ行かはったらどうです”というていうたら“えっ”，いうことになって、実際にはおらんということが分ったわけです。ほんで親戚にあづけられてバラバラやったんです。それも、小学校・中学校の先生と話をつけて、府下の山奥の母親のもとにちゃんと住めるように、住民票を動かさずに転校させて、公立の小中学校からも非常に喜こられたことがあるんです。こういう話をしたときに、ぼくとこの教員会議で全部報告したときには、いろんな反応が出てくるんですけども、ひとつは、生徒の言動に、あるいはちょっとした行動に非常に敏感でなかつたらいかん、ぼくらのことばで言えば、アンテナをはっとかにやいかん、教師というのは。それから、“学校やめたい”いうて届けを持ってきた，“はいそうですか”というて“ほな、さようなら”いうわけにはいかん。ほんとの父母や生徒の願いを深いところでつかまえんといかんのとちやうか。それから、そういった子供がおった場合には全教職員がよってたかってアルバイトを見つけるというような具合に、個人プレーに終らしてはいかんな。それから、岡武君やらその担任の先生やら——その他数人で走りまわったんですが——

一ええなあ、うらやましいわあ、ようやる、とか、自分達も教師になってそんな仕事をいっぺんしてみたいなあ、とか言われて、そのときまあぼくは確信を持ったんです。いつも他人の仕事に批判ばかりする人というのはこの世界でも一人や二人はいるものですが、そうした人の中で一人だけはケチをつけましたがね。どういうケチのつけ方をしたかというと，“ようやつとる。けど、ほんまに家で金に困っているのはM子だけでないで、他にもA, B, C おるやないか、その子らほつとるやないか”ということで文句をつけられたわけです。それぐらいしかなかつて、前代未聞感動的な研究会になったんです。そりゃ、報告をしたもう一人の担任教員は「私は、弟や妹が母親と一緒に住むために転校したという話を聞いて、一週間ほど後に、無事転入学できたかどうかを確かめるために、またM子が住込みで無事に働いていいということを報告するために、担任の先生と母親の所を訪ねました。学校から30km位離れたところですが、夜11時半頃になってひととおりの話を終えて帰ろうとして車に乗ろうとすると弟と妹が車の所までやってきて『先生おおきに』といってくれ、車が見えなくなるまで寒い夜空の中で手を振ってくれました。転校するまでに何回か行った時、日曜日や、学校を欠席して母の所へ帰ってきている時に出合ってもただ黙ってにらみつけるように自分を見ていた2人の子供のことを思い出すと、何と自分はよい仕事をしたんだろうという気持と幼い2人が今までどんなに暗い不安な毎日を送ったことだろうと想像されて思わず涙が出た」といってます。やっぱりそういう仕事を、右も左も考え方ありますけれども、みんな望んどるんだなあ、という確信のよくなものを私自身持つことができました。

こういう話がいくつあるんですけれども、たとえば、もうひとりの例、これをP子とします。これは、高校二年生のときにたまたまぼくらが奨学金のあつかいをしとったときに、奨学金の申し込みに来たんです。奨学金は月に2000円ですね。育英会のが当時は。今から3年前ですが。その時、家の調査を見たんです、願書を。そうすると、父親がおらんわ、弟や妹が3人おるわで、本人も含めて4人の子供で、母親が1人で、収入が2万4千円です。月収が、これをチロッッと見て、「おまえ2万4千円でやってゆけるんか」というたら「それはしんどいわ」というていうんですけど、「ほたら、生活保護を受けたらどうや」というて、——ぼくもその当時、交通事故でムチ打ち症になって「生活と健康を守る会」に入っとりましたし——「生健会にいうたるさかいに、あれをとったらどうや」というたら、「やっぱりやめとくわ、国籍がちがう」というて、——「そんなことがバレたらかなわんし、やっぱりやめとくわ」というんです。「おかあちゃんも、そんなもん恥ずかしいいう」。「そんなことはない、おまえ困つとのに恥ずかしいいうようなことがあるか、お母ちゃんにも話したるわ」というて、先に市役所にいうたんです。やっぱり二つの理由で難色を示しました。ひとつは国籍がちがうということと、もう一つは、私立高校にかようということで生活保護はぜいたくだということで言われます。これも生健会で交渉してもらって、月に5万円とれるようになりました。したがって、7万4千円の生活ができるようになりました。で、このときも、職員の会議でいうとったんですけども、願書が出てきたら、ハイハイいうて手続きをするだけでは教師の仕事は不充分ではないかと、収入が2万4千円でたった2

千円の奨学金をもろうて、ほんまにやってゆけるかいなというところへんまでつっこんでみんなだらあかんのとちがうか、そして組合やらで教育権の保障とか、教育の機会均等とかを叫ぶことはもちろん大切だが、こういう日常のとりくみを通して具体的に保障していくことも同時に大切なことではないか。という話をしとったんです。そういう意味で、くりかえしになりますけれども、父母や生徒の願いというのは、願いが願いの形で出てきたときには、もう半分以上解決しとると、ぼくは思っています。なかなかゆがんででできます。たとえば、暴れる子でも、ようよう聞いてみたら、 “ほんまは勉強がわかりたい”と、あるいは“高校を卒業したい”というのを確実にもってます。表面はワイワイいうからうっかりすると間違えます。ほんで、こういう子供、それから暴れとる子供やなんかをずっと見てゆくなかで、やっぱり、教師が思っておること、教師の願い、これを生徒にぶつけてゆかなもうしようがないということで、全校のとりくみを考えていったわけです。とくに暴力問題で全校生徒に提起をしていったわけです。処分をうちではほとんどしないんです。退学なんかは、させないです。実際に、家に行ったり、親と話したり、子供と話したりして願いがはっきりしたら、誰一人として“退学処分せえ”ちゅうような人はないですね。ただ、それが中途半端で出されると、“退学処分せえ”という声もでできます。しかし、親の願いが切実で、親に“手紙書いてください”というて“全教職員に読んで聞いてもらいますさかいに”，“ほんなんしても”，“いや、それを書かなんだら、ぼく一人にいくら言うてもあかん”と。“親のせつせつな願いを書きなさい。どうやって学費をつくったかも書きなさい。そしてそれを読

んだげますさかいに、責任をもって、"いうていいんです。そうすると“退学せえ”いう声がだんだん少なくなってくるんです。いろいろやつたんですが、最終的には今から5年前から“学校生活を考える会”という名前をつけて、全校生徒に地域社会と住民の問題、その他、片親の問題とか私生児の問題とか、あるいは学力のおくれの問題とか、そういういた人権を巾広くとらえるとらえ方を考えています。その会が今年の春やって5回やりました。圧倒的な生徒の感動をよびます。1300人ほどですけれどもおしゃべりをする子は1人もおりません。ぼくが今まで——今年は別の教師がやりましたけれども——去年まで4回は、全校生徒にだいたい60分話をします。この中で、ちょっとええかっこうをしてM子やP子の話もします。それは、生徒に私達教師の思いや行動を理解させることを通じてちょっとでも教師と生徒の信頼関係をとり戻そうという意味も含めています。生徒は、この学校にM子やP子のような生徒がいたのかという驚きや、こんな先生がこの学校に居てくれることがとてもうれしく心丈夫だとか、自分もこんなことで困っているんだが、とか、先生がんばって下さいとか、私達自身が励まされるような感想文が実に素直に出てきます。中には、やっぱりキリスト教主義の学校へ入ってよかったです。先生はキリストみたいや、というのも時にはあります。

そのあとで、特別報告ということで、うちの卒業生あたりで「私の高校生活」というようなテーマで、悪いことをした話とか、お母さんと肩をだきあいながら泣いたとか、教師に腹が立ったとか、友達のありがたさをこういう時に感じたとか、高校時代にこうしとけばよかったとか、そうしたありとあらゆる要求をぶつけさせ

ます。そのときの話というのは1300人がピタリと、音も立らずにもう必死で聞いてます。今日もテープを持って来てますけれども。そのテープをとっていろんなところで広がっていますけれども。その会を、結局生徒の現状に即してこの5年間やってきたわけです。で、去年あたりから“こりやもう親もいっしょにせにやあかんでえ”ということから、今度は「平安女学院の教育を語る会」というので親と教師でやっています。これも、まだなかなか本音が出るところまではいきませんけれども。これは父母と教師だけです。それからもうひとつは、父母と教師と生徒とをひっくるめたやつをやろうということで「くらしと教育を語る会」というのをつくり、その三つですね。「くらしと教育を語る会」というのは主として各種の奨学金を受けとる父母・生徒に集まってもらいます。そしてお互いに激励会をやります。それを教師は聞いとるわけですがね。さっき言うたM子がこの前卒業して、在学中2年半ほどは住み込みでアルバイトをしながら、昼間学校へ来て、夜帰ったら歯科衛生師の仕事をしながら、そこで夜家へかえって泊り込みで働くわけですが、えらいそこの歯医者さんに気に入られまして、歯科衛生師の学校へ行かしてもらったんです。その子が来て、特別報告いうて「くらしと教育を語る会」で、生徒や父母やなんかの前でサーと報告してゆくわけです。お金が貧しいことは恥ずかしいことではないんだ、働くということはどんなだけええことか、大切なことか、しんどいことか、そして人の温かさや冷たさいうのをザアーとしゃべってゆくわけです。来とった母親や生徒もみな泣いていましたが、非常にドラマチックな会でした。そうやって、生徒と教師が対話をする「学校生活を考える会」

父母と教師が「語る会」をやって、それから三者がミックスして「くらしと教育を語る会」というのをやって、うちで10人ぐらいの教員があっちこっち引っぱり出されては話をさせられています。これもぼくなんかの誇りなんですが、1人や3人がしゃべれるんとちごうで10数人がしゃべれるということが、非常に誇りに思つります。100人ほどです、教職員は。

最後になりますけれども、教師集団——それではそれを可能にした教師集団がどうしてできてきたかということですけれども、先程も言いましたように、教育労働者の願いというのか、これはどこの世界でもいっしょだろうと思うんですが、俗なことばで言えば、「ええ仕事がしたい」と、「父母や生徒から信頼され喜こばれるような仕事がしたい」これは、だれかで、組合員であろうと非組合員であろうといっしょだと。だから、そういうのを堀りおこしていく、そしてそれなりに共に展望を切り開いていくというのが、いわゆるぼくらのことばでいう活動家の任務ではないかと思います。で一例をあげますが、ぼくの親しい友だちで教員です。T君というのがおったんですがね。……悪いことをして、生徒を、悪いことをしとるのをね、あんまり腹が立つもんで、……生徒をボンとやったんです。そんで、T君はまた非常に素直なひとで、ぼくと一才ほど若いんです。すぐ労働組合へ行って“こんなことをした、どうしたらええやろか”というて、まあ労働組合でコテンパンにおこられました。それから“校長のところへあやまりに行きい”といわれて、校長さんにえらいまた言われて、教員会議でまたボロッカスに言わせて、しょんぼりしていたんです。いろいろ話をしているうちにやっぱりうちの職場は校長以下いろんな部所を選挙で決めるけれど

も、やっぱり民主化の遅れがあったんだなあと思うんですが、つまり“なんとなくさみしかった”というんですわ。T君がね。で、なんとかその子を立ち直らそうと思ったら、自分がポカリとやらなあかん”と思うたというんですわ。それで孤立感、あせり、一人でなんとかしようという個人主義があったんとちがうかということで、ひとつは本人の問題もあったと、これは卒直に認めにゃあいかんと、それからもうひとつは、民主主義——職場の民主的集団の立ち遅れがあったと。みんなそれぞれ頑張つとるんですけどね、お互いどうしが深いところでの団結に至っていないんです。当時うちにね大学の研究室と同じぐらいのふんい気だったです。教員室が20近くもあったんです。100人で、多いところで10人、少ないところは3～4人なんです。ほんで生徒がワッと暴れとってもどうしようもない。今は教員室も少なくなって大きくなりましたがね。そういうなかでさびしかった、というわけです。“そやけど何とかせんならんなあ”というて二人で話をしとって、ぼくもちょうど労働組合の役員をおりたときで、ちょうど地域社会の問題や住民の人権問題がとりあげられていたころなんです。

もう一人やっぱりおんなじような悩みをもつとる人がおって三人でいっぺん勉強しようかということになって、勉強するんなら三人じゃもったいないし、ちょっと、もうちょっと広げてみようかということで、やってみたんです。そして“いつやるか”ということです。今までのそういう各種のサークル活動というのができてはつぶされ、できてはつぶされとったんで、それをよく考えてみたら、やっぱり学校の仕事をとダブッてきたりするときにうまいことゆかんようになる。一週間の行事予定を3人でつけま

した。全部。そうすると、日曜の朝が一番あいとるんですね。書いてないときがよくあるんです、何をしたかということを。普通月曜日夜9時まで何やらした、5時まで何やらしたというのを書けるんですけれど、日曜の朝というのはお互いなかなか書けないんですね。ほんで日曜日の朝やろう、で9時から11時までやろうということで、ほんまに始めました。するとねえ、100人のうち15人ぐらいが集まってきた。自分もやる、自分も参加するというて。そんで、“なんで日曜の朝するんやなあ”というのが当然出てきます。“忙しい、眠たいのに、しんどいのに”。けど日曜の朝というのが一番むだにつかうんで。“あんた、けさ何した?”とか“この間の日曜日何した?”とかいうたら、“うーん、寝ころんで新聞読んどったなあ”とか、“何してたかなあ”とかいうようなんが多いんで、そういう時間をつかわんはどうするかということがひとつ。それから、うちはキリスト教の学校なんですね。でクリスチャンのひとは日曜日に教会へ行くんですね。熱心なひとは、教会へ、午前中ぐらい。そして、奉仕活動をしたり、お祈りをやったりするんですね。そんなに負けてなるかいや、いうのがふたつです。それからぼくの持論ですけど、集団の団結の度合いというのは、時と金と記録だといふんです。時間が守られてうまく使われているかどうか、それから金の出所がどうか、田中角栄さんの集団もありますさかいなあ、金でがばっと。しかしそのそういった金がどこから出るかとか、金のつかい方とかいうのがどれだけ民主的か、それからもうひとつは記録が残されるとかどうか。ほやから、朝9時にやると、無断の遅刻ないし欠席は罰金ということで始めました。で罰金はもう必ずコンパで使うということで

す。まあ討論のなかで出されたのは、“休む日やのになあ日曜日は”とか“遠すぎるなあ”とかいうことです。それから何をするかということです。なかみですけれども、いろいろ意見がありました。たとえば、当時日本共産党中央委員会の小林栄三いう人が、「教師教育論」とか、それから「科学的社会主义と民主教育」ですか、どのような論文が出されとったときで、なかには、“教師教育論をやろう”というひともありました。“学級集団づくりをやろう”という人もありました。“私学の歴史をやろう”という人もありました。で、ぼくが主張したのは、“教育いう名前のつくことはやらんとこう、しばらく。ほんでまず史的唯物論をやりましょう。それから社会発展史をやりましょう。その次に、それから経済学をやりましょう。”こういう提案をしたんです。大議論になりましたけれども、やっぱりぼくは通しました。いやぼくは今でも正しかったと思うります。教師教育論なんかは職場でやつたらええと。有志でやるんだし、場所も学校を使わないんだし、そして教員だけでなく職員——職員いうのは事務職員、助手、その他の職種です——の人もおります。卒業生もおります——卒業生だから、喫茶店のウェイタレスもおります。それから会社員もおります。もうグジャグジャ、ゴッタ混ぜです。で、みんなに共通することというたら、労働者だということじゃあないかと。労働者に共通することで、社会科学の基礎からやらなんだらあかんと。ほんで、教育——「学級集団づくり」であるとかいうたら、卒業生や教員以外の人は入りにくいし、それから、「私学の歴史」いうたら公立の教員もあかんし、ちょっと遠くなるし、労働者に共通することをやろうやないかということで、こうなっていったのです。これはまた

あとで皆さんに討論してほしいと思うのですが、史的唯物論・社会発展史・経済学という具合の順序がええのかどうなのかね、これもぜひ出してほしいです。

で、やった結果ですけどね。今、4期です。これは必ず終りを決めてます。何年何月何日までのようなあということで。いつの間にか消えるというのはよくないというので。そしてそのときには、終りに罰金で一杯飲むわけです。で、今日ちょっと時間がなくて充分感想文を読めないんですけど、そのキリが終るごとに感想文をみんなで書くんです。“職場で発言できるようになった。自信をもって”あるいは“ほんまにみんな頑張つた”という連帯感がわいてきた”“時間の使い方が有効になった”それからさっきどなたかおっしゃつとられましたが、“新聞の読み方・読む意味がわかつてきました”あるいは“新聞を有効に読めだした”“規律を守る”ということが非常に大切だし、気持がよいということがはだ身でわかる、生徒に自信もって規律の大切さが教えられるようになった”それから、“情勢の見方が非常によくわかり出した”“自分の学習課題がよくわかつてきて刺激になる”“労働者としての自覚がもて出して自分でその変わりように驚いている”，みんなこれは言うとったことなんですかね，“日曜日の一週間に一ぺんですか——11時以後がなんとすがすがしいことか”というような感想文が、きょうちょっと見とて出てきました。

こうした学習会での息の長いとりくみが前に述べました「考える会」や「語る会」や「ついで」などという形で本校の民主教育の重要な柱の一つとなって結実していることは明らかです。現に、この学習会参加者の中から、これらのとりくみの中心メンバーが育ってきています

し組合の役員なども生れてきています。

そこで、ぼく自身が考えとる問題点ですけれども、こういったものをどういう具合に職場の中にもっともっと広げてゆくかということがひとつです。もっともっと多くの人に、社会科学をほんまに勉強してゆこうという、その大きさをわかってもらうということ。経済学というように幅狭くとらえたら無理なんですね；幅広く社会科学ということで勉強をもっともっと多くせんならんと。それから、労働条件ともかかわりますけれども、まだまだ条件が許されないから参加できんということを解消してゆかんと、それから、英語の教師やら数学の教師やらもうごっちゃ混ぜですので、“公務員労働者が搾取されると”いうのはどういう仕掛けになっとるんやろうなあ”，というたら、ぼくもよう答ええです。ほんまに恥ずかしいですけれども。そういうときにはいとこう教えてくれるような人がほしいなということを感じました。それからそういったなかで組合運動なんかでも情勢分析やなんかでも自分でできだしたと、情勢やらが書け出したという人が出てくるわけですけれども、まだまだ増やさんならんのですが、今いくつかの職場でそういうのができてきたというぐらいいに聞いてますけれども。とかく、ジャーナリストイックに流されるというか，“班活動はどうするか”とかね、教育の問題、教師教育論とかいうのにすぐ入ってゆく。それはそれでええと思うのですけれども、そういう教師教育論が出てくる大きな社会的背景なんかやっぱりこういうことを勉強せなんだらあかんのとちがうかなあ、その方が教師教育論の理解も早いし、深くできるのとちがうのかなあ、というぐあいに考えて、今ぼくは、いろんなところで許すかぎりの——いろんな教育実践の話はいくらでもで

きるのですが、そういう教育実践を可能にしていくうえで、古典を勉強する、いわゆる社会科学の基礎をほんとうに身につける教師が増えてゆかにやいかんということを、ぼくは教育の現場でひしひしと感じとるんで、いろんなところで強調しとるんです。そして、ええ年をしてこの春には学習協の経済学教室へ入ってぼく自身が学習してきました。労働者の学習に対する要

求に少しでも答えようと思って。これからもいろいろなことでがんばろうと思っています。

以上、非常に短い時間で荒っぽい話になりましたが、教育現場の一端でも知っていただけで、それぞれ皆さんの課題と結びつけて考えていただけたら幸いです。どうも失礼致しました。（拍手）

## 婦人研究者の実態と婦人研究者運動

横田 綏子

### はじめに

#### ——婦人労働者運動の担い手——

婦人研究者の運動は、まず自らを研究者だと確信をもって言えるかどうかというところからはじまる。

婦人研究者の場合は、研究を志さし、そのための教育と訓練を受けた後も、直ちに研究者としての職を得るものはまれであり、しかも無業者としての期間が非常に長く、大学院修了後5年以上というのはむしろふつうである。既婚者の場合は社会的には「主婦」という身分となり失業していることが意識すらされない。多くのものは、それでも非常勤講師・研修員などとして、研究・教育を実際には続けているが、独身の場合は生計を立てるためアルバイトに時間をとられ（非常勤講師を数校かけもちで週13コマという例もあり、これが4年5年と続くのである）、既婚者の場合は、現在の社会的条件の中で、どうしても主として婦人にかかる家事・育児の負担（たとえば母親が非常勤講師・院生の場合は、保育所の入所資格として認めない、または優先順位が最下位に近い自治体も多い）により、研究時間を奪いとられる。また自然科学系では、技官、事務助手など、研究補助者的職について、雑務の合間にぬすむようにして研究を続けている人達も多い。この場合には、正規の業務として自分の研究を行なうこと

が認められているわけではないので、研究室の教授・助教授の意向しだいで、いつ研究が出来なくなるかわからない。このように、社会的にも研究者として位置づけられず、また自ら省みても、研究があるときは二の次にせざるをえないような状態で、“研究者”となる資格があるのだろうか。また、こんな状態がいつまで続くかわからないなかで、研究を続け、発展させる能力が、はたして自分にはあるのだろうか、このような問が、いつも婦人研究者の脳裏をかすめる。そしてこの現実は、まだ養成過程にあるものにたいしても、「自分は研究者としてやつていけるだろうか」という不安や動搖を（男性における以上に）かきたてる。

以上の事情が、名実ともに婦人研究者となるまでに生きのびてきた人々だけでなく、研究を志さするもの、あるいはほそぼそとでも研究を続けているものすべてを、婦人研究者運動の対象者としなければならないことの第一の理由である。そして「在野研究者」「潜在研究者」と呼ばれる、養成過程を終えた後も定職につけないまま研究を続けている人々が、運動の担い手の重要な一翼をなすことは婦人研究者運動の特徴の一つでもある。

このことは、単に、入口でふるい落されるのを支え、防ぐという意味にとどまらない。“婦人研究者の数と層を増やすこと”によってはじめて，“男の世界”に男性的生活の可能な女性だ

けが入ることを許されるのではなく，“女性が女性として”研究生活に入る条件をつくり出す力も生まれるからである。婦人研究者の昇進、昇格における差別といった問題も、母性を否定することなく、また家事、育児と研究生活を両立させて研究できる社会的条件なしには全面的な解決は難しいからである。

さらにいえば、このような最底辺のボーダーライン上の研究者、固定的予備軍ともいすべき層を運動の重要な構成部分とすることによって、婦人研究者運動は、現在の研究教育体制のもつている問題点と矛盾を鋭くえぐり出すことができ、またその解決をめざして努力することによって、研究・教育運動全体の中で一定の役割を果しているといえよう。

## I 公表統計から

婦人研究者の実態は、前述のような観点からすれば、ほとんどつかめていない。婦人研究者は、絶対数の少なさから、その大半が孤立し分散した状態にあり、彼女達をむすぶ全国組織も、いくつかの動きはあるが、未確立である。また、公表統計には、定職をもたない婦人研究者の数はあらわれない。どうしても自主的な全国調査を行なう必要があり、そのための努力もはじまっているが、それらにふれる前に、公表統計からひろいだせる限りで、婦人研究者の全体像をつかんでみよう。

まず、研究本務者総数にたいする婦人の割合は、総数が31万人に対して、1万7千人で約6%であり、内訳は大学等が1万4千人で総数に対する割合が10.6%，会社等が1千9百人で1.3%，研究機関が1千3百人で4.4%となっている。研究補助者、技能者、事務その他の関係者の場合には、この比率は、はるかに大きくな

ると思われるが、残念ながら、これらの数字はまったく知るよしもない。婦人の研究本務者数でさえ、昭和49年度からはじめて公表されるようになったのであり、日本の科学技術体制のもつとも包括的かつ基本的な官庁統計である総理府の科学技術研究調査報告にも、婦人研究者に関するそれ以外の統計は皆無である。文字通り“ものの数にも入らぬ”あつかいを受けているわけであるが、上記の統計からみて、もっとも進出している、大学における婦人研究者の状態を、文部省の学校基本調査昭和50年版によりながら、みてみよう。

制度化された唯一の研究者養成機関である大学院についてみると、修士課程院生全体に占める女子院生の割合は、全体で10.2%，国立が7.7%，公立12.5%，私立13.4%となり、博士課程では、全体が6.8%，国・公・私があれぞれ6.1%，7.0%，7.9%である。大学の学生数全体に占める比率が、それぞれ、20.9%，22.9%，29.7%，20.1%であるから、まずいえることは、上に行くほど女性の割合が少くなり、博士課程では、学生の時の比率の約1/3に減っていることである。さらに、私・公・国の順で割合が多いことは、いわゆる公私格差が女子院生にとってはとくに深刻な意味をもつことになる。

大学院の課程を終えた後はどうか、最低在学年限を超過して在籍する院生となると、女性の割合はぐっと増えて、修士で18.2%，博士で9.6%となり、博士課程では国立が最も多い10.1%を示している。卒業後の状況でみると事態はもつともはっきりする。男性の場合は、修士で全体の5.7%が無業者であるのに、女性は25.5%で、4人に1人は課程を終えても職がない。博士課程になると、O.D.問題の深刻さを反映して

男女格差はかなりちぢまるが、男性の無業者が25.2%に対し、女性は31%で、3人に1人弱が職がないことになる。特に博士課程の国立は、男女共に無業者の割合が増え、男性28.1%，女性37.7%となっている。

国立博士課程の女子の就職率は50%で、2人に1人しか就職できていないのだが、からくも就職できた人達のおかれている状態はどのようなものだろうか。大学の教員数からみると、女性の占める比率は、教授が2.9%，助教授5.9%，講師10.6%，助手14.4%であり、一番比率の多い助手をとってみると国立が8.6%，公立15.9%，私立22.7%となっていて、職階が下がれば下がるほど研究条件が悪くなればなるほど、女性の比率が増えているといえるであろう。そして、一般に、研究・教育条件が非常に劣悪な短大になると、さらに女性の比率は増えれる。もちろん、私立・短大に女性が多いのは、女子大、女子短大の存在とも関係があると思われるが、しかし、そこでも、全体として、教授で82.9%，助教授で62.9%を男性が占めていることをみれば、最底辺研究者、研究補助者としての女性の位置づけがあきらかにみてとれるであろう。なお、私立短大で特徴的なことは、講師の男女比がほぼ半々、助手になると圧倒的に女性が多くて81.4%を占める点である。この助手の職務や身分の規定は、大学によりかなりの差があるが、昇進、昇格のみとおしまなく、自立的な研究をほとんどみとめられない、まったくの研究補助者・事務員という性格のものも多く、その場合、多くは賃金も、とうてい独立した生計を営めないような低額で、学歴もせいぜい大学までを、雇う側が望む、換言すれば結婚前までのこすかいかせぎという腰掛的な人を望む例も多い。しかし、このような職場にも、他

行き場のない婦人研究者は、多少とも研究に縁のあるところという点を頼みに、「学歴が高すぎる」と嫌味を言われながら、「大学院を終えていても賃金は大卒並」という約束までしたりして、多くの人が働いている。

以上みてきたように、からくじて職を得た婦人研究者は、現実に、日本の教育・研究体制の少なからぬ部分をもっとも底辺で担っている。だが、これらの統計にあらわれるよりも、さらに底辺で研究・教育を行なっている層がある。非常勤講師もその一つであるが、これについては官庁統計はもちろんのこと、自主的にも全国調査はまだ行われていないので、部分的ないくつかの調査をもとに、検討してみたい。

注一文部省基本統計の教員のうち、教員外からの兼務者には非常勤講師も含まれているが、独立した項目とはなっていない。無給助手なども含まれているので、本務職をもたない非常勤講師の比率はわからないが、本務者に対する教員以外からの兼務者の割合は大学全体で約2割、私立は約3割弱となっている。なお、教員からの兼務者も含めた、兼務者全体の本務者に対する割合は、全体で約6割、私立では約9割にのぼっている。

## Ⅱ 婦人研究者と非常勤講師問題

前述のように、公表統計からは非常勤講師に関する全国的な実態は全くわからない。したがって、その中の婦人の割合も知る由もないが、いままでみてきた本務教員における実態からすれば、非常勤講師中の婦人の割合はかなり大きいことは容易に想像できよう。婦人研究者の全国的実態調査は、日本科学者会議の婦人研究者問題委員会によってとりくまれようとしており、1974年にその予備調査が行われている。

それによれば、回答をよせた19国立大学、2公立大学、10私立大学における婦人研究者の地位別分布は第Ⅳ表のとおりである。ここでは二つの特徴が指摘されている。第一は婦人研究者の大部分が身分的に下級研究者であること。第二は講師以上の層にはきわめてあきらかな学問分野の偏りがみられることである。すなわち、教育学部・教養部・女子大家政学科・音楽科・語学科・心理学科に集中しており、それ以外のいわゆる“学部”には、ほとんどポストを持っていない。(「今日の婦人研究者問題」日本科学者会議婦人研究者問題委員会編、14頁参照)

次に非常勤講師の実態調査については、1975年春に、京都婦人研究者連絡会議によってアンケートによる予備調査が実施されている。それによれば一コマの単価は、4,200円から14,000円までにわたるが、最も多いのは、関西四大私学(関西学院大、関西大、同志社大、立命館大)の協定値である7,800円(75年現在)であった。これは1ヶ月の額であるが、1回分とまちがえそうな安さである。非常勤講師収入を主たる収入源としている人は、したがって、担当コマ数が多くなり、週10~15コマ担当で2~3大学をかけもち、週4~5日出校という苛酷なスケジュールである。そしてこのような非常勤の期間が5年・8年・10年と長期にわたるのはやはり女性の方であるという結果がでている。非常勤講師のかかえている問題としては、①低賃金、②契約が1年毎で身分保障がない、③職場で組合にも入れず自分の属する場がない、④教育に責任がもにくく、⑤就職の際、教歴・研究歴とみとめられない場合が多い、⑥研究発表の場がない。研究設備・資料の利用がほとんどできない等枚挙にいとまがないが、これらは、非常勤の期間が長びけば長びくほど深刻な

問題となってくる(「私たちの実態とねがい—よりよい大学教育をめざす非常勤講師の声—」京都婦人研究者連絡会議、この調査は対象も婦研連会員の友人・知人(回答者の半数が婦人)と限られており、調査数も少ないが、問題の所在を探る手がかりとして紹介した)。

経済的・時間的に極度に劣悪な条件下にある非常勤講師の実態調査には多くの困難があるが、その全国的実態調査は、現在の大学の研究教育体制を考える不可欠の材料なのであるから、教職員・院生・学生などの協力も得て、ぜひとも実現させたいものである。

### III 婦人研究者問題の本質

大学財政の危機が深刻になればなるほど、人件費が4分の1、5分の1ですむ非常勤講師に頼る率は大きくなる。その中で、極論すれば、層として恒常に非常勤に位置づけられている婦人研究者は、自らが研究者として生きのびられるかどうかの切実な問題としてこのような大学の教育体制を問題にせざるをえない。

また、婦人が研究に参加することの意義も、差別を許さないという基本的人権にかかわる問題としてばかりでなく、近代科学の発展にとって、近代市民革命後の広範な市民への科学の開放が、不可欠の要素であったように、科学の一層の発展のための民主主義の問題としてとらえることが必要であろう。さらに、婦人の研究への参加は、保育所等々の社会的条件の改善により、大きく道が開かれることは確かであるが、“母性”的保護を名実ともに実施するためには、研究体制自体に、一定の“ゆとり”が必要なことも確かである。家庭に関することは一切を妻に委ね、スタッフが一人でもやすめばたちまち大混乱をきたすような、ぎりぎりの体制をとら

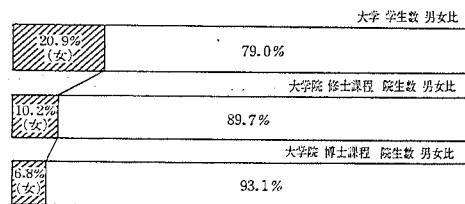
## 付 表

なければ進めることのできない研究、あるいはそのようにして行われてきた科学研究は、ほんとうに「全世界にわたって人間生活の条件を統御する主要な要素」にふさわしい発展をとげてきたのか、今後発展していくことができるのか。婦人研究者問題は、その意味で、研究体制および研究の中味に関する矛盾の集中的表現であるといえるのではないだろうか。

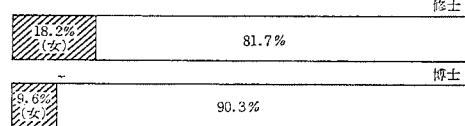
1975年は婦人研究者の運動にとっては画期的な年であった。日本の科学運動史上はじめて、二つの大きな全国的科学者組織が婦人研究者問題をとりあげた。一つは、日本科学者会議主催の「婦人研究者問題全国シンポジウム」であり、もう一つは、日本学術会議が「科学研究者の地位に関するユネスコ勧告」の国内実現をはかる措置の一つとして婦人研究者問題をとりあげ、婦人研究者の要求や実態を調査し、シンポジウムを開催して、政府に対する「婦人研究者の地位向上に関する勧告」を準備していることである。前者は、76年の関東・関西ミニシンポを経て77年に再び全国シンポがもたれる予定であり、後者は77年の勧告提出をめざして議論がつみかさねられており、共に現在も継続、発展している。その中の成果・問題点については別の機会にゆづるが、ここで強調しておきたいのは、これらのとりくみの実現は、研究者全体の問題としての婦人研究者問題という、前述の認識を抜きにしては考えられないということであり、私達はそこに大きな意義と励ましを感じている。

同時に最底辺研究者としての婦人の位置づけは、婦人を家庭にしばりつけたまま、ハンディを負った労働力、したがって安上がりの労働力として利用しようとする政府の婦人労働力政策の、研究教育部門におけるあらわれもある。

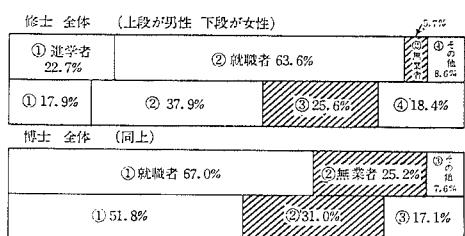
## I 学生数男女比



## II 最低在学年限超過学生数



## III 卒業後の状況



I II III の出所「学校基本調査高等教育機関」、昭和49年版、文部省より作成

## IV 大学における婦人研究者の地位別分布

	教 授	助 教 授	講 師	非常勤講師	助 手	教務員・技官
国立大 (19校)	35	74	39	182	297	440
公立大 (2校)	11	6	3	2	18	0
私立大 (10校)	21	26	38	54	161	120
合計 (31校)	67	106	80	238	476	560

注 教務員・技官の中には、これと同一労働で定員外職員も含む、出所『今日の婦人研究者問題』日本科学者会議婦人研究者問題委員会編 P. 14

したがって婦人研究者問題はまたすべての婦人労働者、家庭婦人の問題とも不可分にむすびついている。実際に、たとえば、京大をはじめとする30数大学における職場保育所の実現にさいしては、婦人研究者は大きな役割をはたしてきた。そしてそれによって「女性として母として生きるか」、男性なみの「研究者として生きるか」——家庭か、仕事か——という二者択一でな

く、困難ではあっても、第三の道を選択する可能性を、他分野の婦人労働者とともにきりひらいてきた。

婦人研究者運動の課題は大きく、問題は根深

いが、多くの婦人研究者は、今までの運動の積み重ねに支えられつつ、自信をもって、今大きな一歩を踏み出そうとしているように思われる。

——了——

『活動日誌』

## ひろがる基礎研運動とその特徴

基礎経済科学研究所事務局

76年定期総会では全国のさまざまな地域に根ざす地域基礎研づくりの重要性が指摘されました。特に、日本のように研究教育機能が東京を中心とする一部大都市に集中しているなかで、各地域に根ざす自主的教育研究集団をつくり支えていくことは格別の意義があること、この点が強調されたように思われます。“地域に根ざす基礎研運動”の思想は、周知の通り、基礎研発足以来の指針であり、現在もこの目標に向って各地域で豊かな経験がつみあげられているところです。ここでは、この課題をめぐる最近のいくつかの特徴的諸事情を検討し、二・三の教訓をひきだしておきたいと思います。

### I ひろがる基礎研運動の基盤

地域基礎研づくりが要請されてくる背景には、最近のいくつかの新しい事情が考えられます。その一つは、何と言っても今日の研究教育要求が地域問題と深くかかわり、地域に発生する具体的問題から一般的法則を検出していくと同時に、古典等から学ぶことを絶えず地域問題への創造的適用で検証し政策能力を高めていくとする要求と結びついていることです。学問・出版活動の大都市集中という今日の傾向のもとで、地域の具体的課題にこたえると同時に日本・世界の動向を見とうす法則発見能力を涵養していくことは、人材や研究・出版機関等の不足、地域配置上のアンバランスなどから決して

生易しいことではないが、新たな地域自治体づくりの課題や経済学全体の進歩という点からみてこの課題を追究していくことは急務であること、総会では、特にこの点が高知の実情をふまえて理事長から指摘されました。

第二の事情は、上のこととかかわっているのですが、基礎研運動に対する要請が全国的規模でひろがりつつあることです。現在の基礎研の支部、機関紙活動の地域的基盤を示す指標を参考に示しておきますと、所員・所友は1都2府16県に散らばっています。また、「経済科学通信」読者は、現在の総数約800に到達していますが、その地域的ひろがりは、北は北海道から南は沖縄まで1都1道2府36県に及んでいます。所員や機関紙をつうじて実際に多くの方が基礎研と何らかの形で結びつき、将来の地域基礎研連合体としての運動のみどうしや経済学教育会づくりへの励ましを感じさせる規模に到達していると言つていいでしょう。

これらの指標は地域に根ざす基礎研活動の広さと深さを要請する客観的諸事情を物語っているものですが、さてこの要請に対応して地域基礎研づくりがスムーズに進行しているかと言えば、その点ではまだ産みの苦しみをかかえながら一進一退し、少しづつ前進しているというのが卒直なところかと思われます。とは言え、夜間通信研究科の設立は大阪・京都の運動水準を飛躍的に向上させ、その他の地域の活動につい

ても、たとえ困難な諸課題は残しているとしても、その諸課題自体を一步高次元の問題にひきあげました。つまり、夜間通信研究科の設立は労働者・研究者を中心とする協同組合的学校制度を具体化し、一定のカリキュラムと講義・ゼミを年間目標にそって制度化したため、その制度にそって各地域の課題を鮮明にする役割をも同時に果たしました。各地域の運動は、研究教育委員会を媒介として交流される研究、組織活動の刺激を受け、しかも一定のカリキュラムにそろ研究活動をすすめる中で不可避的に単なるサークル的性格を越える前進を果たそうとしました。各地域では資本論・帝国主義論の古典学習を体系的におしそうめ、同時に現実感覚と結びついた具体的・専門的研究を実行するという課題にとりくみ始め、それに必要なミニコミ・事務局体制の確立、場所、時間の確保に向け様々な努力がなされてきています。したがって、こうした新たな課題に向ってとりくむ中で生れた問題は旧来のものとは幾分性格を異にしていると言ってよいと思いますが、同時に、現在発生している困難点を解決する方向を確立することはますますひろがる基礎研全体の地域的裾野の期待にかなう展望をきりひらくことになっていくと思われます。

次に、各地域でのとりくみを具体的にみてみることにします。

## Ⅱ 各地域での活動の特徴

夜間通信研究科の力点が働きつつ学ぶ労働者研究者層の養成を通じて参加者相互の発達を保障するという点にあることから、研究会は、従来の活動にまして具体性・創造性・持続性が要求され、絶えず生き生きとした現実感覚と持続的古典学習の結合を高めていかなければならぬ

ことになり、それを保障する集団性と系統性が不可欠となりました。その場合、研究会の場所・時間の確保・調整し、系統性を保障する記録・通信の役割を担って、事務局がきわめて重要な力を發揮することになることは言うまでもありません。更に、基礎研のメンバーは概してまだ若く、しかも「地方」では教員層は一般的に不足気味ですから、チーフー層には大変な負担がかかるということになっているのが実情です。

高知では、これらの事情から、月2回の研究会（現在は「資本論」プラス専門研究）に系統性をもたせるため公務労働者が事務局を担い、ミニコミを必ずしも発行する体制をとっています。ここは、もともと研究科の自治体論学科や労農運動学科として運動をすすめる方向だったわけですが、現在は支部活動として、集団を確保しながら地域問題等ゆるやかな共通テーマの追究を行なう形に再編成されました。

広島でも同様で、所員のほとんどが労働者でしかも多忙な人ばかりということから、極力研究集団を持続させることに力点がおかれ、夜間通信研究科の自治体論、労農運動学科との交流を続けながら支部活動自体を発展させることになっています。高知・広島両地域は労働者中心で、若手・院生層が存在しないこともあって、公務労働者が事務局の中心にすわって力を發揮する形になっています。地域基礎研を担う中心に公務労働者が位置していく傾向は、今後の教訓として理論的にも興味深いところです。

若手・院生層が文字どうり大半を占めているのが衣笠・下鴨・吉田などですが、衣笠支部の活動スタイルは所員外の研究者と協力して研究領域を拡大しつつあります。その他の支部でも同様ですが、若手・院生層はまさに研究者

として養成されていく渦中にあるわけで、それだけ専門研究上の悩み、基礎理論の修得の必要、その他の研究会などとの物理的競合といった問題を抱え、階層特有の集団性と組織性が必要とされています。衣笠支部では、組織活動の基本たる組織・財政・機関紙の諸活動への集団的にとりくみはもとより、所員会議、例会、その他研究会を継続づけ、特に例会では立命大の教師に講演を依頼するなどして、所員の研究意欲をひきたてる方向で研究会を組織しました。

「支部ニュース」も趣向をこらして、時には映画の感想と宣伝までもりこみ、研究会討論内容を要約することを加えて、所員相互の紐帯としての役割を果たしています。なお一点つけ加えれば、集団的書評・議論をふまえて、「経済科通信」への投稿を組織する方針が確立し、現在着手されつつあることは実に嬉しいニュースです。

東京では、現在、米英金融資本論研、労働問題研究会、金融論研究会等、の5本の研究会を軸として研究が推進されています。ここでも、若手研究者、院生が圧倒的でチューター不足に悩み、また、東京特有の無政府性の外的圧力、場所問題などの障壁をかかえていますが、夜間通信研究科の設立を契機として、若手研究者と労働者との教育研究自治組織づくりという目標が明確となり、それをテコにして地域基礎研の性格にそう活動が前進し始めました。若手研究者の発達保障と結びつけて日本の経済学の諸課題への真剣なとりくみが始まっています。

最後に、大阪での新たな動向についてふれたいと思います。大阪支部はこれまでⅠ部・Ⅱ部にわかれていましたが、大阪支部として一本化し、統一の事務局が設置されるとともに——独自の事務所も目下懸案中です——、「経済科学

通信」の書評に研究情報の交流をプラスした統一例会も発足しました。ここは、研究者・労働者・院生・若手層の文字どうりの混こう編成で、各層独自の研究会がオープンに開催され（例えば大阪市大院生を中心とする「大戦間問題研究会」）、夜間通信研究科の各学科に多く参加しながら、それを大枠でまとめ支える会として例会が位置づけられています。労働者は公務労働者が中心ですが、労働者の参加の広がりが若手・院生層の刺激となり、これらの層の結集を促進する要因となっていることが注目されるべきでしょう。

以上、簡単に各支部・地域の活動の現状をみてきましたが、支部活動への積極的要因として活きているいくつかの点を拾ってみると、次の点があがってきます。

一つは、研究組織業務——支部・研究会ニュースの果たす大きな役割です。どんなに小さなものでもニュースの発行を媒介にして研究会をおしすすめることは、継承と持続の保障に大きく寄与しています。

第二は、労働者・研究者相互の交流では、労働条件の点もあって、公務労働者が大きな役割を果たしているという事実です。民間労働者が研究会に参加している場合にも、公務労働者が組織活動上果たす役割には注目すべき点があります。

第三は、研究会の系統性と同時に、参加者の研究意欲をひきだす企画、テキスト選択への配慮がやはり重要だと思われます。この方向の最終的保障は、新鮮な現実感覚と研究情勢の見とうし、把握にあると言えますから、チューター層・事務局の討論と地域をこえた交流を組織化することに最後はかかるべきことでしょう。

### Ⅲ 一層の飛躍をめざして

基礎研では、例えば「経済科学通信」の本号からの活版化や「現代資本主義講座」の刊行などを土台として、全国のどこでも誰でも地域基礎研づくりに着手でき、あるいはそれを一層促進する基礎をつくりあげようとしています。さらに、院生の各地への就職、「経済科学通信」

読者の様々な地域での拡大などで、地域基礎研究への素地がますますひろがりつつあります。『講座』刊行などへ全所員の英知を傾け、将来の経済学教育学会への展望を胸にしつつ各地でこのような成果を生かしつつ組織化を一層推しすすめ、全国各地から生き生きした現実を汲みとる方向で、今後今一歩すすんだ地域基礎研づくりがおしすすめられることでしょう。

### ◇◇◇ 編集後記 ◇◇◇

- 今号より、遂に念願の活版化に踏み切りました。内容を充実させるため、出版がややのびたことをおわびします。今号初めて執筆下さった方が多いことも、一つの特徴となっています。今後は執筆陣の広がりを、地域的にも追求していくねばと考えています。
- 活版化に際して現代資本主義論の大特集を組む予定でしたが、編集局の力量不足で充分なものとはならず、特集テーマが設定できなかったのは残念です。又社会学の見地から林弥富氏より原稿を寄せていただきましたが、編集局の不手際で掲載にいたりませんでした。林氏はじめ読者の皆さんにおわび申し上げます。
- 活版化による費用増大に伴う誌代値上は、最小限にくいとめました。したがって今後本誌が更に広い読者を獲得していくことが、定期的発行の財政的基盤となります。皆さんも是非積極的に本誌の普及に努力下さるよう、お願い申し上げます。（T.N.）

経済科学通信 (季刊) 第18号 1977年4月1日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所  
(〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル 芝山ビル)  
TEL (075) 255-2450  
振替 京都1972 基礎経済学研究所 編集局  
編集代表者 森岡孝二  
印刷所 博文堂印刷所  
価格 1部 650円(実費)  
定期購読費(年間4冊分) 2,500円(郵送料300円)



